

資 料 編

資料編－ 1

いわき市水防協議会条例

昭和 41 年 10 月 1 日
いわき市条例第 53 号

改正 平成 12 年 3 月 29 日いわき市条例第 57 号
平成 17 年 11 月 30 日いわき市条例第 93 号
平成 28 年 3 月 31 日いわき市条例第 30 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項本文の規定に基づき、市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、いわき市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

(会長の職務代理)

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の職務代理)

第 3 条 関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代表者がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 カ年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 市長において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決)

第 6 条 協議会委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 7 条 協議会に幹事及び書記をそれぞれ若干名をおき、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日いわき市条例第 57 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 11 月 30 日いわき市条例第 93 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日いわき市条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編－２

いわき市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

平成27年３月25日

いわき市条例第４号

改正 平成28年３月31日いわき市条例第29号

(趣旨)

第１条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第１項第４号ハの規定に基づき、いわき市地域防災計画に浸水想定区域内の大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(基準)

第２条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日いわき市条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料編－3

い わ き 市 水 防 対 策 実 施 要 綱

制定 昭和58年6月22日

実施 昭和58年6月22日

第1節	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2節	水防作業中の注意・・・・・・・・・・	4
第3節	緊急時における消防団の出動・・・・・・・・	4
第4節	非常通信及び広報・・・・・・・・・・	4
第5節	情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第6節	水防施設等の管理・・・・・・・・・・	8
第7節	市民の苦情相談・・・・・・・・・・	10
第8節	被害状況報告・・・・・・・・・・	10
第9節	水 防 解 除・・・・・・・・・・	11
第10節	水 防 演 習・・・・・・・・・・	11
◎ 様 式	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
◎ 参考資料－1	・・・・・・・・・・・・・・・・	38

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この要綱は、水防活動の円滑化を図るため、その取扱いについて、いわき市水防計画に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 水防作業中の注意

(水防作業中の注意事項)

第2条 水防作業上の注意事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 作業中は、上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。
- (2) 作業中は私語を慎み、想像による言語を用いてはならない。
- (3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、水防能力を発揮できるよう心がけなければならない。

第3節 緊急時における消防団の出動

(緊急指令)

第3条 各部隊長は、水防本部長の指令を受ける暇がなく、特に緊急を要する事態が発生したときは、水防本部長に代わって自ら支団長に水防活動につかせるための指令を発することができる。

第4節 非常通信及び広報

(非常電話の取扱期間及び通信機関)

第4条 非常電話は、水防本部を設置している期間内において、次の表に定める機関相互間の発信及び受信に限り取り扱うものとする。

地区名	通 報 先	市外局番	電 話
福 島	福島県土木部河川港湾総室河川整備課	福 島 (024)	(521) 7592
	福島県生活環境部災害対策課		(521) 7194
	福島地方気象台防災業務課		(534) 0321
平	福島県いわき地方振興局	い わ き (0246)	(24) 6005
	福島県いわき建設事務所		(24) 6122
	福島県いわき建設事務所（非常時優先TEL）		(24) 7287
	福島県いわき農林事務所		(24) 6974
	福島県いわき農林事務所（非常時優先TEL）		(24) 6185
	国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所		(23) 2211
	いわき市役所		(22) 1111
	いわき市保健所		(27) 8555
	いわき中央警察署		(26) 2121
	いわき中央警察署高久駐在所		(39) 2152
	いわき中央警察署豊間駐在所		(39) 2104
	いわき市消防本部		(22) 0123
	いわき市平消防署		(23) 9700
	いわき市消防団第1支団事務局(いわき市平消防署)		

地区名	通 報 先	市外局番	電 話
平	いわき市危機管理部災害対策課	い わ き (0246)	(22) 1242
	テレビユー福島(株)いわき支社 (T U F)		(25) 0251
	NHKいわき支局		(25) 8111
	福島テレビ(株)いわき支社 (F T V)		(22) 8000
	福島中央テレビ(株)いわき支社 (F C T)		(25) 3300
	ラジオ福島いわき支社		(22) 0690
	東北電力(株)いわき技術センター		(23) 8812
	福島放送(株)いわき支社 (K F B)		(22) 3111
	いわき市民コミュニティ放送(株) (SEA WAVE FMいわき)		(25) 0762
小名浜	いわき市小名浜支所		(54) 2111
	いわき市小名浜支所泉市民サービスセンター		(56) 7244
	いわき市小名浜支所江名市民サービスセンター		(55) 7711
	いわき東警察署		(54) 1111
	いわき市小名浜消防署		(92) 5171
	いわき市消防団第2支団事務局(いわき市小名浜消防署)		(53) 7100
	国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所		(53) 7111
	福島海上保安部		(54) 2415
	福島県小名浜港湾建設事務所		(56) 5821
	福島県企業局いわき事務所		(63) 2111
勿 来	いわき市勿来支所		(63) 2141
	いわき南警察署		(63) 3063
	いわき南警察署錦交番		(65) 2239
	いわき南警察署勿来交番		(63) 2131
	福島県勿来土木事務所		(63) 2248
	いわき市勿来消防署		(63) 2155
	いわき市消防団第3支団事務局(いわき市勿来消防署)		(69) 2321
	福島県鮫川水系ダム管理事務所		(65) 7225
	福島県鮫川水系ダム管理事務所高柴ダム管理所		(62) 2443
	福島県鮫川水系ダム管理事務所四時ダム管理所		(43) 2111
	福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場		(43) 2168
常 磐	いわき市常磐支所		(43) 2080
	いわき中央警察署常磐分庁舎		(26) 2111
	いわき市常磐消防署		(26) 1175
	いわき市消防団第4支団事務局(いわき市常磐消防署)		(26) 3596
内 郷	いわき市内郷支所		
	いわき中央警察署内郷交番		
	いわき市内郷消防署		
	いわき市消防団第5支団事務局(いわき市内郷消防署)		

地区名	通 報 先	市外局番	電 話
四 倉	いわき市四倉支所	い わ き (0246)	(32) 2111
	いわき中央警察署四倉交番		(32) 2859
	いわき市平消防署四倉分署		(32) 5677
	いわき市消防団第7支団事務局(いわき市平消防署四倉分署)		(32) 2424
	いわき市漁業協同組合四倉支所		(89) 2111
遠 野	いわき市遠野支所		(89) 2527
	いわき南警察署遠野駐在所		(89) 2610
	いわき市常磐消防署遠野分遣所		(43) 2080
	いわき市消防団第4支団事務局(いわき市常磐消防署)		(83) 1111
小 川	いわき市小川支所		(83) 2861
	福島県小玉ダム管理事務所		(83) 0154
	いわき中央警察署小川駐在所		(83) 0406
	いわき市平消防署小川分遣所		(36) 2221
	いわき市消防団第6支団事務局(いわき市平消防署小川分遣所)		(36) 2226
好 間	いわき市好間支所		(26) 3596
	いわき中央警察署好間交番		(86) 2111
	いわき市消防団第5支団事務局(いわき市内郷消防署)		(86) 2021
三 和	いわき市三和支所		(87) 2026
	いわき中央警察署沢渡駐在所		(85) 2729
	いわき中央警察署永戸駐在所		(86) 2200
	いわき中央警察署三坂駐在所		(83) 0406
	いわき市内郷消防署三和分遣所		(69) 2111
	いわき市消防団第6支団事務局(いわき市平消防署小川分遣所)		(69) 2303
田 人	いわき市田人支所		(69) 2150
	いわき南警察署田人駐在所		(63) 2248
	いわき市勿来消防署田人分遣所		(84) 2111
	いわき市消防団第3支団事務局(いわき市勿来消防署)		(84) 2110
川 前	いわき市川前支所		(84) 2302
	いわき市中央警察署川前駐在所		(83) 0406
	いわき市平消防署川前分遣所		(82) 2111
	いわき市消防団第6支団事務局(いわき市平消防署小川分遣所)		(82) 2421
久 之 浜 大 久	いわき市久之浜大久支所		(32) 5677
	いわき中央警察署久之浜駐在所		
	いわき市消防団第7支団事務局(いわき市平消防署四倉分署)		

(非常電話の発信方法)

第5条 非常電話を発信する場合は、局番なしの「102 番」をダイヤルして「非常」と呼称し、相手の局番を通知するものとする。

(休日等における非常連絡)

第5条の2 休日及び職員の退庁後の連絡は、次により行うものとする。

- (1) 各部隊長及び地区本部長は、休日及び職員の退庁後の連絡を円滑に行うため、当該部員の住所及び電話番号を把握しておかなければならない。
- (2) 宿直者等が所轄建設事務所等から水防警報等の通報を受けたときは、直ちに、各部隊等の非常連絡員にその通報を連絡するものとする。
- (3) 各部隊の非常連絡員は、宿直者等から水防警報等の通報の連絡を受けたときは、直ちに、各部隊長等に連絡するものとする。

(他機関に対する緊急事項の通報)

第6条 各部隊長等は、次の場合には直ちに水防本部長に報告し、かつ所轄建設事務所長又は土木事務所長に通報するものとする。

- (1) はん濫注意水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき。

(災害情報の広報)

第7条 水防本部長は、災害情報を収集したとき場合、報道機関を通じ又は直接住民に対して関係事項を周知するものとする。

- (1) 情報の発表と広報の方法

ア 収集した情報及び対策を速やかに報道機関に発表するものとする。

イ 市民及び報道機関に対しては、収集した情報及び対策を市及び民間広報車等を利用して広報するものとする。

第5節 情 報 収 集

(他機関からの情報収集)

第8条 各部隊長は、洪水及び高潮等の注意報等の通報を受けたときは、必要に応じ他の機関から水防に関する情報を聞き、水防本部長に報告するものとする。

- (1) 水位情報の収集

総括部隊長は、洪水及び高潮等の注意報等の通報を受けたときは、所轄建設事務所長及び土木事務所長から水位の状況を聞き、水防本部長に報告しなければならない。

- (2) 雨量情報の収集

総括部隊長は、大雨注意報等の通報を受けたときは、雨量観測所を設置している他の機関から随時、雨量の状況を聞き、第9条第1項第4号のイの規定に基づく報告と合わせて、水防本部長に報告しなければならない。

- (3) 水門管理状況の情報収集

総括部隊長は、大雨注意報等の通報を受けたときは、所轄建設事務所長及び土地改良区理事長等から水門管理の状況を聞き、水防本部長に報告しなければならない。

土地改良区所在地一覧表（いわき市水防対策実施要綱第8条第1項第3号関係）

土 地 改 良 区 等 名 称	所 在 地	電 話 番 号
四 時 川 沿 岸 土 地 改 良 区	いわき市錦町大島61	0246(63)3968
千 軒 平 溜 池 土 地 改 良 区	いわき市四倉町玉山字牧ノ下36	0246(33)2959
磐 城 小 川 江 筋 土 地 改 良 区	いわき市平鎌田字小山下39	0246(25)3561
鮫 川 堰 土 地 改 良 区	いわき市泉玉露五丁目13-1	0246(75)0151
愛 谷 堰 土 地 改 良 区	いわき市平上大越字沼畑1-1	0246(34)8015
小 川 町 土 地 改 良 区	いわき市小川町高萩字下川原15	0246(83)0215
井 上 用 水 堰 土 地 改 良 区	いわき市錦町大島1	0246(63)2111
いわき市勿来地区土地改良区	いわき市錦町大島1	0246(63)2111
遠 野 土 地 改 良 区	いわき市遠野町根岸字白幡40-1	0246(89)2322

第6節 水防施設等の管理

（施設等の管理運営）

第9条 水防施設等の管理運営は、次により行うものとする。

(1) 水防倉庫

各水防倉庫管理者は、水防計画書第9章第1節で定める水防倉庫の備蓄資材を管理運営しなければならない。

(2) 雨量観測所

所管する地区本部長は、大雨注意報等の予報が発表されたときは、必要に応じ、雨量を観測し、水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防無線局

水防本部長は、水防無線の使用についての統括を行い、特に水防作業場には、出来るかぎり移動局を配置し、効果的な水防活動の推進に努めなければならない。

(4) 避難所

ア 所管する部隊長は、洪水等の警報が発表されたときは、直ちに避難所の使用についての確認を行い、事態が急変した場合に備えるものとする。

イ 水防計画書第12章第2節の2で定める避難報告は、第20号様式で行うものとする。

(5) 重要排水ポンプ場

ア 水防活動上、重要な排水ポンプ場は次のとおりとする。

所 管 地 区 本 部 長	施 設 名	電 話 番 号	所 管 部 署
平 地 区 水 防 部 長	北部浄化センター(併設)	(34)4007	北 部 下 水 道 管 理 事 務 所
	北 白 土 第 1 ポ ン プ 場	(24)7178	
	北 白 土 第 2 ポ ン プ 場	(25)0406	
	手 摺 ポ ン プ 場	(25)2657	
	南 白 土 ポ ン プ 場	(24)4025	
	下 平 窪 ポ ン プ 場	(24)0256	
	北 目 ポ ン プ 場	(24)6060	
	北 一 里 塚 ポ ン プ 場	(34)1323	

所 管 地 区 本 部 長	施 設 名	電 話 番 号	所 管 部 署
小 名 浜 地 区 水 防 部 長	東部浄化センター(併設)	(53)6901	南 部 下 水 道 管 理 事 務 所
	平 蔵 塚 ポ ン プ 場	(54)8578	
	小 名 川 ポ ン プ 場	(53)3213	
	中部浄化センター(併設)	(53)6901	
	島 ポ ン プ 場	(58)3660	
	野 田 ポ ン プ 場	(58)6605	
	本 谷 ポ ン プ 場	(58)4251	
	大 原 ポ ン プ 場	(53)6804	
	南 富 岡 ポ ン プ 場	(54)8407	
	林 城 ポ ン プ 場	(58)2010	
	御 代 ポ ン プ 場	(58)7232	
	芳 川 ポ ン プ 場	(56)6804	
	船 戸 ポ ン プ 場	(58)6266	
	南部浄化センター(併設)	(53)6901	
勿 来 ・ 田 人 地 区 水 防 部 長	佐 糠 ポ ン プ 場	(63)0566	南 部 下 水 道 管 理 事 務 所
	原 前 ポ ン プ 場	(62)0428	
	植 田 第 1 ポ ン プ 場	(63)3589	
	植 田 第 2 ポ ン プ 場	(63)0565	
	根 小 屋 ポ ン プ 場	(62)5780	
	江 栗 ポ ン プ 場	(63)7324	
	大 倉 ポ ン プ 場	(63)7325	
	関 田 ポ ン プ 場	(65)5090	
	八 仙 ポ ン プ 場	(44)6070	
	西 郷 ポ ン プ 場	(43)0935	
常 磐 ・ 遠 野 地 区 水 防 部 長	下 船 尾 ポ ン プ 場	—	
内 郷 ・ 好 間 ・ 三 和 地 区 水 防 部 長	小 島 ポ ン プ 場	(27)7089	北 部 下 水 道 管 理 事 務 所
	御 厩 ポ ン プ 場	(27)5132	
	新 町 前 ポ ン プ 場	(22)4362	
	綴 ポ ン プ 場	(27)2434	
	大 町 ポ ン プ 場	(26)0356	
四 倉 ・ 久 之 浜 大 久 地 区 水 防 部 長	蜷 川 第 1 ポ ン プ 場	(32)6779	北 部 下 水 道 管 理 事 務 所
	蜷 川 第 2 ポ ン プ 場	(32)6469	
	上 仁 井 田 ポ ン プ 場	(32)4350	

イ 所管する部隊長は、水防活動中、重要排水ポンプ場の責任者（所管部署の長）に対し、適切な管理についての指示を行うものとする。

ウ 排水ポンプ場の責任者は、排水ポンプの作動の状況及び危険状態等を、関係部隊長に報告しなければならない。

エ 所管する部隊長は、重要排水ポンプ場の非常通報装置における作動状況を適宜、水防本部長に報告しなければならない。

(6) 排水機場堆砂

ア 水防活動上、重要な排水機場は次のとおりとする。

所 管 地 区 本 部 長	施 設 名	電 話 番 号	所 管 部 署
平 地 区 水 防 部 長	大越藤間第一排水機場	(34)8015	農 地 課
	大越藤間第二排水機場	(34)8015	
	沢 帯 排 水 機 場	(34)6045	
	中 塩 排 水 機 場	(25)3409	
	山 崎 排 水 機 場	(34)8015	
内郷・好間・三和地区水防部長	川中子第1排水機場	(22)7472	
	川中子第2排水機場	(34)8015	
四倉・久之浜大久地区水防部長	塩 木 排 水 機 場	(33)2959	
	細 谷 排 水 機 場	(34)4567	
	下 仁 井 田 排 水 機 場	(32)2454	
小川・川前地区水防部長	下 小 川 排 水 機 場	(48)4711	

イ 所管する部隊長は、水防活動中、排水機場の責任者（所管部署の長）に対し、適切な管理についての指示を行うものとする。

ウ 排水機場の責任者は、排水機場の作動の状況及び危険状態等を、関係部隊長に報告しなければならない。

エ 所管する部隊長は、排水機場の非常通報装置における作動状況を適宜、水防本部長に報告しなければならない。

(7) 車輛の確保

各部隊長等は、当該部の水防活動に必要な車輛を配備し、かつ、市有の車輛を使用しても不足することになった場合には、速やかに借上げによって対処するものとする。

第7節 市民の苦情相談

（公聴機会の設置）

第10条 各部隊長等は、的確な被災対策事業を行うため、公聴の機会をつくり、被災者の要求等を聴くものとする。

第8節 被害状況報告

（被害状況の報告）

第11条 水防本部長は、効果的な水防活動を行うため、各部隊長等から被害の状況を報告させなければならない。（別途、参考資料－1（P38）参照）

(概況報告)

第 1 2 条 各部隊長等は、水防活動中に把握した被害の概況を速やかに電話等で、水防本部長に報告しなければならない。

(中間報告)

第 1 3 条 各部隊長等は、水防活動中に把握した被害状況を、必要に応じ、第 1 号様式から第 20 号様式により、水防本部長に中間報告しなければならない。

(確定報告)

第 1 4 条 各部隊長等は、被害の状況が確定した場合、第 1 号様式から第 20 号様式により速やかに水防本部長に報告しなければならない。

(消防団の水防活動報告)

第 1 5 条 第 12 章で定める消防団の水防活動の報告は、第 21 号様式及び第 22 号様式により行うものとする。

第 9 節 水防解除

(水防警戒解除の周知)

第 1 6 条 水防本部長は、水防警戒の必要が無いと判断したときは、水防活動の中止を命じ、かつ、水防警戒の解除を一般市民に周知するものとする。

第 1 0 節 水防演習

(水防演習の方法)

第 1 7 条 水防法第 3 2 条の 2 の規定による水防訓練を毎年行うものとし、実施箇所及び実施期間、方法等については、水防本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 6 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から実施する。

様式

第1号様式	災害報告書〈第13・14条〉・・・・・・・・・・	13
	災害報告書被害項目内訳・・・・・・・・・・	14
	災害報告書被害項目内訳（被害額の状況）・・・・・	15
第2号様式の1	【道路・橋りょう】被害状況報告書（市所管 公共土木施設） 〈第13・14条〉・・・・・・・・・・	16
第2号様式の2	【道路・橋りょう】市道通行規制状況報告書（市所管 公共土木施設） 〈第13・14条〉・・・・・・・・・・	17
第3号様式	【河川】被害状況報告書（市所管 公共土木施設）〈第13・14条〉・・・・・	18
第4号様式	【公園等】被害状況報告書（公園施設）〈第13・14条〉・・・・・	19
第5号様式	【がけ崩れ】被害状況報告書〈第13・14条〉・・・・・	20
第6号様式	【公共下水道施設等】被害状況報告書（下水道施設）〈第13・14条〉・・・・・	21
第7号様式	【農業土木施設】被害状況報告書（農林業施設）〈第13・14条〉・・・・・	22
第8号様式	【治山】関係被害状況報告書（農林業施設 市所管）〈第13・14条〉・・・・・	23
第9号様式	【林道施設】被害状況報告書（農林業施設）〈第13・14条〉・・・・・	24
第10号様式	【農作物】被害状況報告書（民間）〈第13・14条〉・・・・・	25
第11号様式	【農業関係施設】被害状況報告書（農林業施設）〈第13・14条〉・・・・・	26
第12号様式	【商工観光施設】被害状況報告書〈第13・14条〉・・・・・	27
第13号様式	【漁港等】被害状況報告書（水産業施設）〈第13・14条〉・・・・・	28
第14号様式	【港湾・海岸関係】被害状況報告書（土木施設）〈第13・14条〉・・・・・	29
第15号様式	【水道施設】被害状況報告書〈第13・14条〉・・・・・	30
第16号様式	【教育施設等】被害状況報告書（文教施設）〈第13・14条〉・・・・・	31
第17号様式	【庁舎等】被害状況報告書（その他の施設）〈第13・14条〉・・・・・	32
第18号様式	【住家・非住家】関係被害状況報告書〈第13・14条〉・・・・・	33
第19号様式	その他の施設等被害状況報告書並びに活動人員報告書〈第13条・14条〉・・・・・	34
第20号様式	避難状況報告書〈第13条・14条〉・・・・・	35
第21号様式	水防活動状況報告書〈第15条〉・・・・・	36
第22号様式	水防団出動状況〈第15条〉・・・・・	37

【 月 日発生災害】

部隊 地区水防部	報告者名
-------------	------

災害報告書

中間 確定	月 日 時 分 現在
----------	------------

(被害の状況)		
被害区分	被害項目	被害数
住家被害	死者	人
	行方不明者	人
	負傷者	軽 症
		中等症
		重 症
	全 壊	棟
		世帯
		人
	半 壊	棟
		世帯
		人
	一 部 破 損	棟
		世帯
		人
	床 上 浸 水	棟
		世帯
		人
	床 下 浸 水	棟
		世帯
		人
	り災世帯数合計	世帯
	り災者数合計	人
非住家被害	全 壊	棟
	半 壊	棟
	一 部 破 損	棟
	床 上 浸 水	棟
	床 下 浸 水	棟
公共施設被害	道路・橋りょう	箇所
	河 川 等	箇所
	公 園 施 設	箇所
	下 水 道 施 設	箇所
	農 業 土 木 施 設	箇所
	治 山 施 設	箇所
	林 道 施 設 等	箇所
	農 業 関 係 施 設	箇所
	商 工 観 光 施 設	箇所
	水 道 施 設	箇所
	文 教 施 設	箇所
	そ の 他 ()	箇所
(その他の民間被害の 箇所数は集計外)		

被害区分	被害項目	被害額
公共施設被害	公共土木施設	千円
	公 園 施 設	千円
	下 水 道 施 設	千円
	農 林 業 施 設	千円
	商 工 観 光 施 設	千円
	水 道 施 設	千円
	文 教 施 設	千円
	そ の 他 ()	千円
	小 計	千円
その他の民間被害	がけ崩れ被害	千円
	農林業施設被害	千円
	農 作 物 被 害	千円
	商工観光施設被害	千円
	水産業施設被害	千円
	そ の 他 ()	千円
	小 計	0 千円
被害総額		0 千円

消防員出動状況	
消 防 団 員 出 動 延 人 員	人
消 防 職 員 出 動 延 人 員	人

備 考

1. 災害報告書被害項目内訳

(1) 非住家被害状況(内訳)

被害区分	被害項目	施 設	被害数	報告部等名	施 設 内 訳
非住家被害	公共建物	庁舎等	棟	総務部	
		集会所等	棟	市民協働部	
		保育所等	棟	保健福祉部	
		市場等	棟	農林水産部	
		観光施設等	棟	産業振興部	
		計	0 棟		
	その他	その他	棟	市民協働部	
		計	0 棟		
	合 計		0 棟		

(2) その他の被害状況(内訳)

被害区分	被害項目	被害数	報告部署	施 設 内 訳
その他の被害	文教施設	箇所		
	病 院	箇所		
	道 路	箇所		
	橋 梁	箇所		
	河 川	箇所		
	港 湾	箇所		
	砂 防	箇所		
	水 道	箇所		
	清掃施設	箇所		
	崖くずれ	箇所		
	鉄道不通	箇所		
	船舶被害	箇所		
	通信被害	箇所		
	その他	箇所	財政部、都市建設部	
		箇所	農林水産部 ・地区本部	
		箇所		
		箇所		
		箇所		
	(その他 小計 0箇所)	箇所		
	合 計	0 箇所		

2. 災害報告書被害項目内訳(被害額の状況)

(1) 公共施設(内訳)

被害区分	被害項目	被害額	報告部署	内訳(金額)	内 訳
公 共 施 設	公共文教施設	0 千円	教育委員会	千円	
	農林業施設	0 千円	農林水産部	千円	
	水産業施設	0 千円	農林水産部	千円	
	土木施設	0 千円	土木部	千円	
			都市建設部	千円	
	その他の施設	0 千円	財政部	千円	
			市民協働部	千円	
			生活環境部	千円	
			保健福祉部	千円	
			産業振興部	千円	
			都市建設部	千円	
			水道局	千円	
	小計(1)	0 千円			

(2) その他の施設(内訳)

被害区分	被害項目	被害額	報告部署	内訳(金額)	内 訳
そ の 他 の 施 設	農産被害	0 千円	-	0 千円	
	林産被害	0 千円	-	0 千円	
	畜産被害	0 千円	-	0 千円	
	水産被害	0 千円	-	0 千円	
	商工被害	0 千円	-	0 千円	
	小計(2)	0 千円			

合計(1)+(2)	0 千円			
-----------	------	--	--	--

【道路・橋りょう】市道被害状況報告書（市所管 公共土木施設）

土木部	隊
地区水本部	

☒ 中間	年 月 日 0:00現在
☐ 確定	

番号	種類	通行規制				路線名等		箇所			被害状況		被害額（千円）		備考		摘要	
	道	橋り	その	規制	解除	規制	路線番号	地区	路線名	町	字	延長・数量	被害内容	被害額（千円）	備考	報告者		
1	■										地内							
2	■										地内							
3	■										地内							
4	■										地内							
5	■										地内							
6	■										地内							
7	■										地内							
8	■										地内							
9	■										地内							
10	■										地内							
11	■										地内							
12	■										地内							
13	■										地内							
14	■										地内							
15	■										地内							
16	■										地内							
17	■										地内							
18	■										地内							
19	■										地内							
20	■										地内							
21	■										地内							
22	■										地内							
23	■										地内							
24	■										地内							
25	■										地内							
26	■										地内							
27	■										地内							
28	■										地内							
29	■										地内							
30	■										地内							
31	■										地内							
32	■										地内							
33	■										地内							
34	■										地内							
35	■										地内							
36	■										地内							
37	■										地内							

第2号様式の2（要綱第13・14条）

【道路・橋りょう】市道通行規制状況報告書（市所管 公共土木施設）

▼ 番号	▼ 地区	▼ 年	▼ 月	▼ 日	▼ 路線名等	▼ 区間	▼ 原因	▼ 規制延長（m）	土 木 部 隊			
									規制内容 （全面・片側）	規制開始 日時	規制解除 日時	地区水防部
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

【河川】被害状況報告書（市所管 公共土木施設）

□中間 □確定					年 月 日 時現在			土 木 部 隊 地区水防部		
番号	種類	河川名等	町	字	被害内容	延長・数量	被害額（千円）	摘要		
1	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
2	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
3	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
4	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
5	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
6	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
7	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
8	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
9	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									
10	☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ その他									

【公園等】被害状況報告書

☐ 中間 ☐ 確定

第5号様式（要綱第13・14条）

【がけ崩れ】被害状況報告書

■中間

□確定

年 月 日 時現在

番号	所管 ☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	急傾斜危険箇所	該当 ☐ 該当 ☐ 非該当	地区名	町	字	被害内容	延長・数量	土木部 隊	
									被害額（千円）	摘要
1	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
2	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
3	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
4	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
5	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
6	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
7	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
8	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
9	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								
10	☐ 国 ☐ 県 ☐ 民地 ☐ 不明	☐ 該当 ☐ 非該当								

第6号様式（要綱第13・14条）

【公共下水道施設等】 被害状況報告書（下水道施設）

☐ 中間
☐ 確定

年 月 日 時現在

					下 水 道 部 隊		
					地区水防部		
番号	所管	所在地	被害種別	被害内容	被害額（千円）	規制等	摘要
1	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
2	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
3	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
4	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
5	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
6	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
7	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
8	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
9	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	
10	☐ 市 ☐ その他					☐ 有 ☐ 無	

第7号様式（要綱第13・14条）

【農業土木施設】被害状況報告書（農業施設）

□中間 □確定		年	月	日	時現在	被害の種類別					被災額			被害の概要	農 林 水 産 部 隊 地区水防部	
番号	所管	所在地	農地 千円	ため池 千円	頭首工 千円	水路 千円	道 千円	被災額 千円	橋りょう 千円							
1	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
2	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
3	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
4	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
5	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
6	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
7	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
8	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
9	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															
10	☐ 市 ☐ 民 ☐ その他															

第9号様式（要綱第13・14条）

【林道施設】被害状況報告書（農林業施設）

農 林 水 産 部 隊 地区水防部																								
番号	所管	位置		年 月 日	時現在	橋りよう			排水施設			石 積			決壊流失			崩 落			計			摘要
		町	字			箇所数	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円	箇所数	延長 m	金額 千円	
1	☐ 市 ☐ その他																							
2	☐ 市 ☐ その他																							
3	☐ 市 ☐ その他																							
4	☐ 市 ☐ その他																							
5	☐ 市 ☐ その他																							
6	☐ 市 ☐ その他																							
7	☐ 市 ☐ その他																							
8	☐ 市 ☐ その他																							
9	☐ 市 ☐ その他																							
10	☐ 市 ☐ その他																							

【農作物】被害状況報告書（民間）

☐ 中間
☐ 確定

年 月 日 時現在

【農作物】被害状況報告書（民間）										農林水産部 隊地区水防部													
番号	作物	作付面積 ha	被害面積 ha	被害程度別												全換面の 損算積計 ha	10a当たり 収量 kg	被害 減収量 t	単価 (円当たり) 円	被害額 千円			
				30%未満			30～50%			50～70%			70～90%								90%以上		
				面積 ha	平均 被害 割合 %	全損 換算 面積 ha	面積 ha	平均 被害 割合 %	全損 換算 面積 ha	面積 ha	平均 被害 割合 %	全損 換算 面積 ha	面積 ha	平均 被害 割合 %	全損 換算 面積 ha								
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

【農業関係施設】被害状況報告書 (農業施設)

種類名		年 月 日 時現在										地方公共団体施設 (市・県)										備考	
		共同利用施設					非共同利用施設					全 壊					分 壊						
		全 壊	分 壊	計	全 壊	分 壊	計	全 壊	分 壊	計	全 壊	分 壊	計	全 壊	分 壊	計							
被害施設名		被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	被害規模	被害件数	被害額 千円	
耕種関係																							
園芸関係																							
畜産関係																							
牧野関係																							
その他																							
合 計																							

(注) 規模は a で記入、畜産の頭羽数とその他は備考欄に記入のこと。

【商工観光施設】被害状況報告書

特定政策推進部隊

☐ 中間

地区水防部

☐ 確定

年 月 日 時現在

番号	所 管	施 設 名 等	所 在 地	被 害 状 況		被害額（千円）
				区 分	被 害 内 容	
1	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
2	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
3	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
4	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
5	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
6	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
7	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
8	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
9	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
10	☐ 市 ☐ その他公共 ☐ 民間			☐ 浸水 ☐ 破損 ☐ その他		
そ 特 の 事 他 項 記 記 項						

【港湾・海岸関係】被害状況報告書（土木施設）

土 木 部 隊

☐ 中間

☐ 確定

年 月 日 時現在

地区水防部

発 生 月 日	月 日 午前 時 分頃 午後
港湾・海岸 施 設	被害地
	被害状況
	概算額
そ の 他	

千円

【住家・非住家】関係被害状況報告書

年 月 日 時現在										保 健 福 祉 部 隊			
□中間 □確定		種類	被 災 者		家 屋 の 被 害 状 況				被災家屋で事業が営まれているときの事業内容	建物の延床面積 (㎡)	備 考 (原因・発生時間等)		
番号	避難の有無		住所	世帯主名	世帯人員 人	職業	全壊 棟	半壊 棟				一部壊 棟	流失 棟
1	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
2	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
3	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
4	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
5	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
6	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
7	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
8	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
9	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											
10	☐ 有 ☐ 無	☐ 住家 ☐ 非住家											

第19号様式（要綱第13・14条）

その他の施設等被害状況報告書並びに活動人員報告書

☐ 中間
☐ 確定

年 月 日 時現在

(千円)

番号		区分	所在地	被害の種類	被害の概要	被害概算額	備考	部隊	
1	☐ 公 ☐ その他							地区水防部	
2	☐ 公 ☐ その他								
3	☐ 公 ☐ その他								
4	☐ 公 ☐ その他								
5	☐ 公 ☐ その他								
6	☐ 公 ☐ その他								
7	☐ 公 ☐ その他								
8	☐ 公 ☐ その他								
9	☐ 公 ☐ その他								
10	☐ 公 ☐ その他								
活動人員			市職員	人	消防団員	人	地元住民	人	その他
その他の特記事項									

□巡視 ・ □水防活動

水防活動状況報告書

消 防 部 隊

□中間

地区水防部

□確定 年 月 日 時現在

活動期間	月	日	時	分から	消防団員	人出動	} 計	人出動
	月	日	時	分まで	その他	人出動		

出動箇所

川
線
地内

活動内容 □巡視 □水防活動

具体的な活動内容

水防の効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
被害								

使用した資器材

活動状況	第	支団	分団	人員	名	車両	台
	第	支団	分団	人員	名	車両	台
	第	支団	分団	人員	名	車両	台
	計			人員	名	車両	台

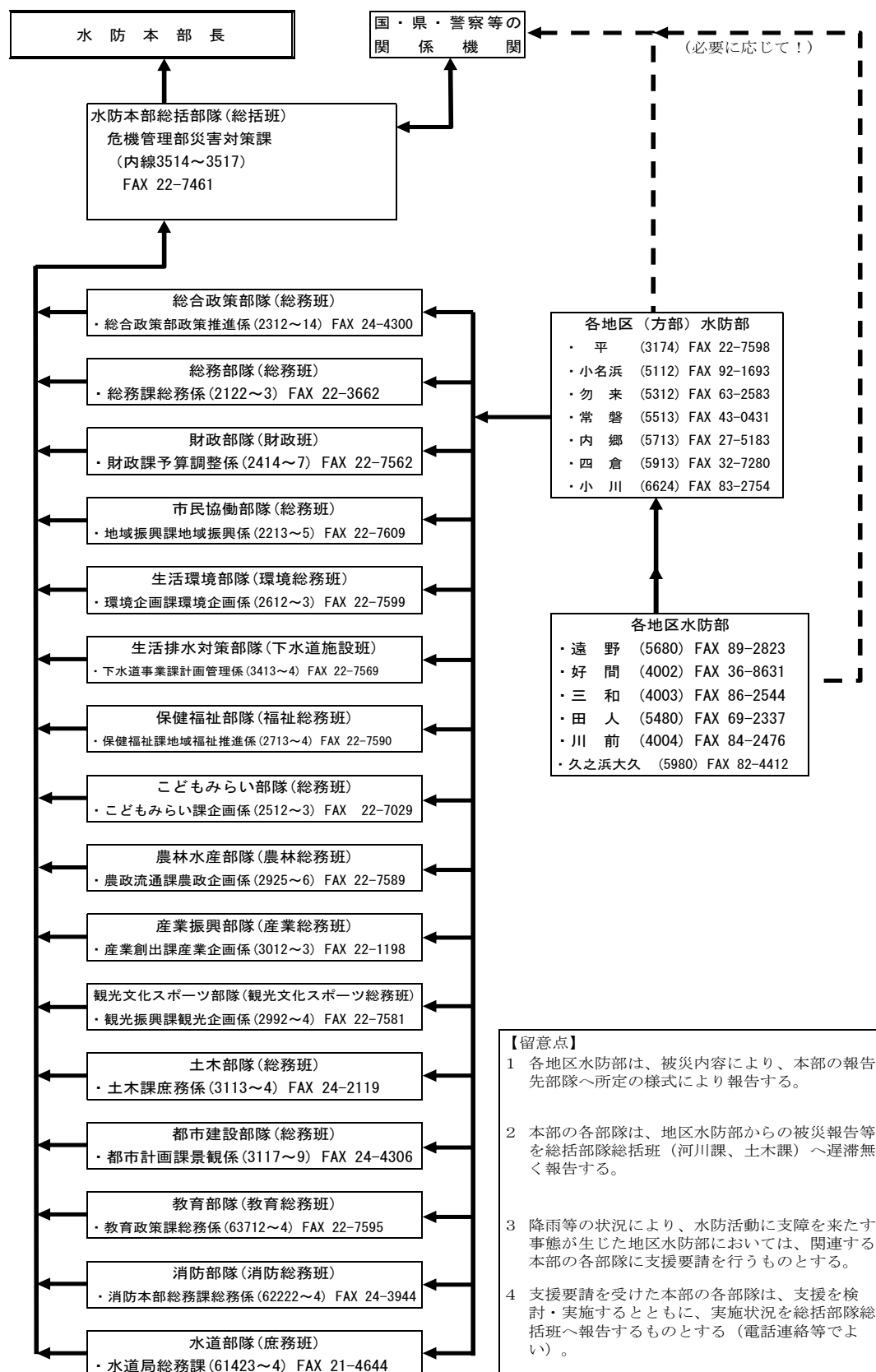
備考

水防団出動状況					消 防 部 隊	
☐ 中間 ☐ 確定					地区水防部	
年 月 日 時現在						
出 動 時 刻	支 団	分 団	出 動 人 員	出 動 台 数	活 動 内 容	
平成 年 月 日					被害の有無	被 害 状 況 ・ 場 所 等
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	
時 分～ 時 分					☐ 巡視 ☐ 水防活動	

参考資料－１（要綱第 11 条関係）

○ 水防活動における被災等報告の流れについて

下記の流れで被災等報告を行うことを原則とする（被災のあった事項のみ送付する）。



※各部隊は、体制解散後も最終確定報告まで、情報の集計・報告を行うこと。

資料編－４

避難行動要支援者避難支援事業に係る水害に関する高齢者等避難等の判断及び伝達の基準

・平成 20 年 2 月 22 日策定　・平成 27 年 4 月 1 日改訂　・平成 28 年 4 月 1 日水防本部改訂

避難行動要支援者避難支援事業の円滑な実施を図るため、避難準備が可能な災害のうち、特に災害発生予測が可能な情報を得ることができる、水害に関する高齢者等避難等の判断基準及び伝達基準を次のとおり定める。

その際、外水はん濫（河川のはん濫）については、避難判断等のための水位設定が行われている洪水予報河川及び水位周知河川周辺地域の住民への避難指示等発令の判断は、当該水位を参考として総合的に行うこととし、水位設定が行われていない河川については、水位情報等災害時に入手できる実況情報や過去の浸水実績等を参考に総合的に行うことを基本とする。

また、内水はん濫（水路のはん濫等）については、雨量情報等災害時に入手できる実況情報や過去の浸水実績等を参考に総合的に行うことを基本とする。

【本基準で定める事項】

- 1 対象災害及び特に警戒すべき区間、区域
- 2 避難すべき区域
- 3 高齢者等避難等の発令の判断基準（具体的な考え方）
- 4 高齢者等避難等の伝達方法

1 対象災害及び特に警戒すべき区間、区域

(1) 洪水予報河川（夏井川）

○ 夏井川

ア 対象災害：夏井川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

（ア）洪水予報実施区間（小川、鎌田水位観測所基準）

- ・左岸 小川町上小川字川古屋 26（新橋）から海まで
- ・右岸 小川町塩田字平石 40（新橋）から海まで

（イ）重要水防区域

- ・小川町西小川字木戸石地区から平下神谷字志賀分地区までの両岸
- ・小川町上平字沖地区から小川町下小川字広畑地区の両岸

(2) 水位周知河川（仁井田川、好間川、新川、藤原川、鮫川、蛭田川）

○ 仁井田川

ア 対象災害：仁井田川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

（ア）水位情報発表区間（戸田水位観測所基準）

- ・左岸 四倉町戸田字簀作地内（笠松橋）から四倉町上仁井田字東山（東舞子橋）まで
- ・右岸 四倉町戸田字古川地内（笠松橋）から四倉町上仁井田字須賀向（東舞子橋）まで

（イ）重要水防区域

- 四倉町下仁井田字須賀向地区から平下神谷字釜ノ内地区までの左岸

○ 好間川

ア 対象災害：好間川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

(ア) 水位情報発表区間（好間水位観測所基準）

- ・左岸 好間町北好間字独古内地内（独古内橋）から夏井川合流点まで
- ・右岸 好間町北好間字馬場前地内（独古内橋）から夏井川合流点まで

(イ) 重要水防区域

- ・三和町中寺字宿地区から三和町渡戸字檜木地区までの両岸
- ・三和町下市萱字片岸地区から三和町下市萱字根小屋地区までの両岸
- 好間町下好間字浦田地区から平紅葉町地区までの右岸

○ 新川

ア 対象災害：新川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

(ア) 水位情報発表区間（梅本水位観測所基準）

- ・左岸 内郷内町四方北地内（J R 常磐線）から夏井川合流点まで
- ・右岸 内郷綴町川原田地内（J R 常磐線）から夏井川合流点まで

(イ) 重要水防区域

- 内郷内町四方北地区から平北白土字宮田地区までの両岸
- 内郷白水町大門地区から内郷内町堤田地区までの両岸

○ 藤原川

ア 対象災害：藤原川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

(ア) 水位情報発表区間（下船尾水位観測所基準）

- ・左岸 常磐白鳥町字北蟹打（蟹打橋）から小名浜野田（岩崎川合流点）まで
- ・右岸 常磐白鳥町字南蟹打（蟹打橋）から小名浜島（岩崎川合流点）まで

(イ) 水位情報発表区間（南富岡水位観測所）

- ・左岸 小名浜野田（岩崎川合流点）から海まで
- ・右岸 小名浜島（岩崎川合流点）から海まで

(エ) 重要水防区域

- 常磐藤原町砂子田地区から常磐白鳥町壱丁田地区までの両岸
- ・(釜戸川) 渡辺町洞字永畑地区から泉町字扇田地区までの両岸
- ・(馬渡川) 常磐下船尾町字馬渡地区から常磐下船尾町村山地区までの両岸
- ・(岩崎川) 常磐西郷町銭田地区から小名浜島字土手陰地区までの両岸
- ・(水野谷川) 常磐水野谷町諏訪ヶ崎地区から常磐関船町宮下地区までの両岸
- ・(湯本川) 常磐湯本町宝海地区から常磐関船町上関地区までの両岸

○ 鮫川

ア 対象災害：鮫川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

(ア) 水位情報発表区間（松原水位観測所基準）

- ・左岸 山田町（四時川合流点）から海まで
- ・右岸 沼部町（四時川合流点）から海まで

(イ) 重要水防区域

- 沼部町宿地区から錦町御宝殿地区までの両岸
- ・（中田川）錦町入原地区から錦町吉原地区までの両岸
- 山田町古川地区から山田町法田川原地区の左岸
- 遠野町滝字新川原地区の右岸

○ 蛭田川

ア 対象災害：蛭田川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区間、区域

(ア) 水位情報発表区間（窪田水位観測所基準）

- ・左岸 瀬戸町小玉から海まで
- ・右岸 瀬戸町鍛冶屋から海まで

(イ) 重要水防区域

- 瀬戸町小玉地区の両岸
- 瀬戸町山上地区から瀬戸町長沢地区の両岸
- ・（障子川）錦町四沢柴橋地区から錦町須賀地区までの両岸

(3) その他の河川

ア 対象災害：河川の堤防の決壊及び水のあふれる状況

イ 特に警戒を要する区域：「水防計画書別表第2(第10章関係)」及び「地域防災計画資料編5(15)」記載の重要水防区域とする。

(4) 内水はん濫

ア 対象災害：大雨による水路のはん濫等

イ 特に警戒を要する区域：過去に内水はん濫が発生した区域

2 避難すべき区域

高齢者等避難等発令の対象となる「避難すべき区域」は、河川洪水ハザードマップや浸水想定区域図がある場合には、当該浸水想定区域を基準に、水位や雨量の状況等に応じて決定するものとする。

河川洪水ハザードマップや浸水想定区域図が作成されていない河川、内水はん濫については、市民からの情報、現場で水防活動に従事する水防団（消防団）からの情報等をはじめ、ポンプ場の稼動状況及び過去の浸水実績等を参考に総合的に判断し決定することとする。

なお、区域の決定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

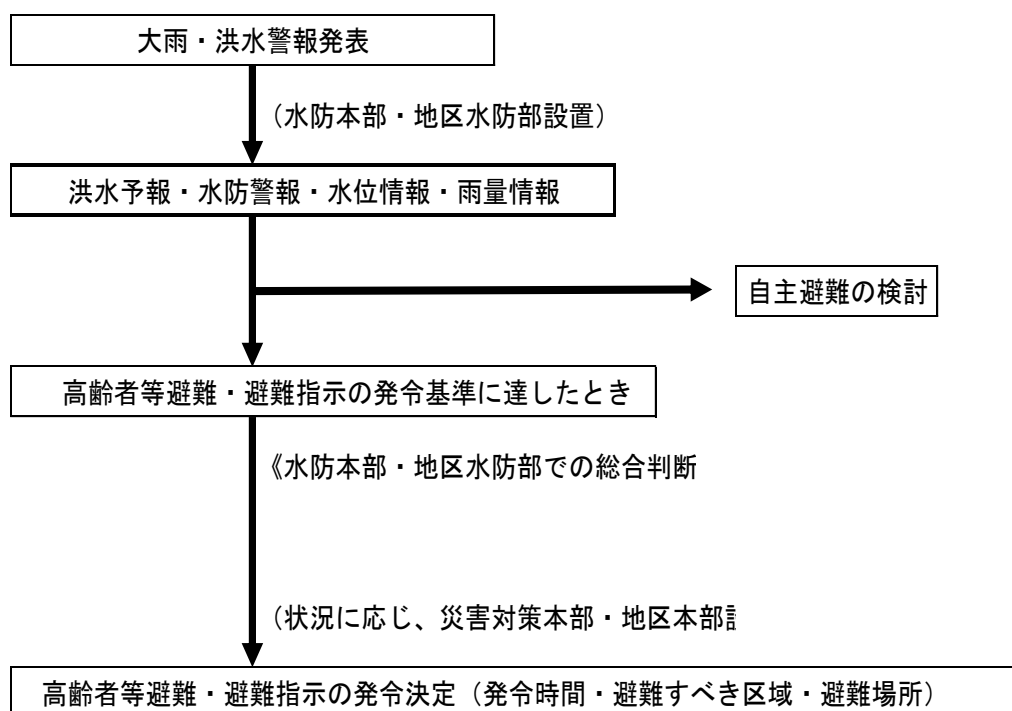
- (1) 「避難すべき区域」の設定のために重要な情報（道路や橋梁などの情報）については、情報を発表した気象官署、河川管理者等の関係機関との間で相互に情報交換すること。
- (2) 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したものの自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令対象区域を適切に判断すること。
- (3) 「避難すべき区域」設定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高当を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

3 高齢者等避難等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者等避難の発令にあたって重要な情報（道路や橋梁などの情報）については、情報を発表した気象官署、河川管理者等の関係機関との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部の降雨量や水位情報がどのような状況になっているか、暴風域等はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等広域的な状況把握に努めること。
- (3) 雨量や水位等のほか、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

【発令事務処理フロー】



(4) 洪水予報河川（夏井川）

【鎌田水位観測所】はん濫注意水位：4.50m、避難判断水位：6.35m、はん濫危険水位：7.00(7.35)m

【小川水位観測所】はん濫注意水位：2.40m、避難判断水位：3.00m、はん濫危険水位：3.75m

警戒 レベル	区 分	発 令 基 準	判 断 基 準
3	高齢者等避難	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
4	避難指示	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、気象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
5	緊急安全確保	河川氾濫が発生した場合	現場の水防団、河川管理者、気象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

※ 洪水予報河川：水防法第 10 条及び第 11 条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、河川の流域面積が大きい河川のうち、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川

※ 表中の水防本部（地区水防部）は災害対策本部（災害対策地区本部）が設置されたときは災害対策本部（災害対策地区本部）に読み替える。

※ 夏井川本川の鎌田水位については、福島県がはん濫危険水位を 7.35m から 7.00m に変更したが、同水系の支川の見直しが未実施であることから、従前の水位設定である 7.35m をはん濫危険水位として暫定的に運用する。

(5) 水位周知河川（仁井田川、好間川、新川、藤原川、鮫川、蛭田川）【各水位観測所】

○ 仁井田川【戸田水位観測所】

はん濫注意水位：2.60m、避難判断水位：3.02m、はん濫危険水位：3.21m

○ 好間川【好間水位観測所】

< JR 磐東線～国道 399 号 >

はん濫注意水位：2.20m、避難判断水位：2.58m、はん濫危険水位：3.53m

< 上記以外の区間 >

はん濫注意水位：2.20m、避難判断水位：3.35m、はん濫危険水位：3.53m

○ 新川【梅本水位観測所】

はん濫注意水位：3.30m、避難判断水位：4.58m、はん濫危険水位：5.01m

○ 藤原川【下船尾水位観測所】

はん濫注意水位：2.70m、避難判断水位：3.01m、はん濫危険水位：3.46m

○ 藤原川【南富岡水位観測所】

はん濫注意水位：3.10m、避難判断水位：3.24m、はん濫危険水位：3.44m

○ 鮫川【松原水位観測所】

はん濫注意水位：4.70m、避難判断水位：4.70m、はん濫危険水位：5.30m

○ 蛭田川【窪田水位観測所】

はん濫注意水位：2.50m、避難判断水位：3.07m、はん濫危険水位：3.31m

警戒 レベル	区 分	発 令 基 準	判 断 基 準
3	高齢者等避難	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
4	避難指示	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、気象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
5	緊急安全確保	河川氾濫が発生した場合	現場の水防団、河川管理者、気象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

※ **水位周知河川**：水防法第13条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の一級河川又は二級河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川

※ 表中の水防本部（地区水防部）は災害対策本部（災害対策地区本部）が設置されたときは災害対策本部（災害対策地区本部）に読み替える。

【用語】

はん濫注意水位：水防団（消防団）出動の目安となる水位

避難判断水位：避難指示等の発令判断の目安となる水位

はん濫危険水位：洪水により相当の被害が生じる氾濫の恐れがある水位

*避難指示等の発令や情報伝達及び避難に要する総時間（リードタイム）を考慮して、判断する。

(6) その他の河川

雨量や河川の水位状況、市民からの情報、現場で水防活動に従事する消防団からの情報等及び過去の浸水実績等を勘案し、総合的に判断することとする。

(7) 内水はん濫

雨量や水路の水位状況、ポンプ場の稼働状況、市民からの情報、現場で水防活動に従事する消防団からの情報等過去の浸水実績等を勘案し、総合的に判断することとする。

4 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する

高齢者等避難伝達文

【件名】 高齢者等避難：〇〇〇川 1 / 2 （エリアメール表題最大15文字）

【本文】 （エリアメール本文最大 2 0 0 文字）

いわき市（警戒レベル 3）〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、高齢者等避難発令
夏井川で氾濫の恐れのある水位に近づいているため、高齢者など避難に時間のかかる方は安全な親戚や知人宅、避難所、又は近くの安全な場所へ避難して下さい

【対象区間】 左岸：〇〇〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇 右岸：〇〇〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇
〇〇↩

【対象地区】 別途メール参照↩

【開設避難所】 市HP、TVデータ放送等で確認下さい

《※2/2メールで【対象地区】を送信する》

避難指示伝達文

【件名】 避難指示：〇〇〇川 1 / 2 （（エリアメール表題最大15文字）

【本文】 （エリアメール本文最大 2 0 0 文字）

いわき市（警戒レベル 4）〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、避難指示 発令
夏井川で堤防から水があふれる危険があるため、まだ避難していない方は直ちに避難して下さい。避難所への避難が危険な場合は近くの安全な場所や屋内の高い所へ避難して下さい

【対象区間】 左岸：〇〇〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇 右岸：〇〇〇〇〇〇～〇〇〇〇〇〇
〇〇↩

【対象地区】 別途メール参照

【開設避難所】 市HP、TVデータ放送等で確認下さい

《※2/2メールで【対象地区】を送信する》

緊急安全確保

【件名】 緊急安全確保：〇〇〇川 （エリアメール表題最大15文字）

【本文】 （エリアメール本文最大 2 0 0 文字）

いわき市（警戒レベル 5）〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、緊急安全確保発令
夏井川の〇〇〇町〇〇〇字〇〇〇地内で堤防から水があふれました。非常に危険な状況です。避難中の方や付近にお住いの方は、周囲の状況を確認し、近くの安全な場所や屋内の高い所へ直ちに避難するなど、命を守る最善の行動をとって下さい↩

【対象区域】 〇〇川流域

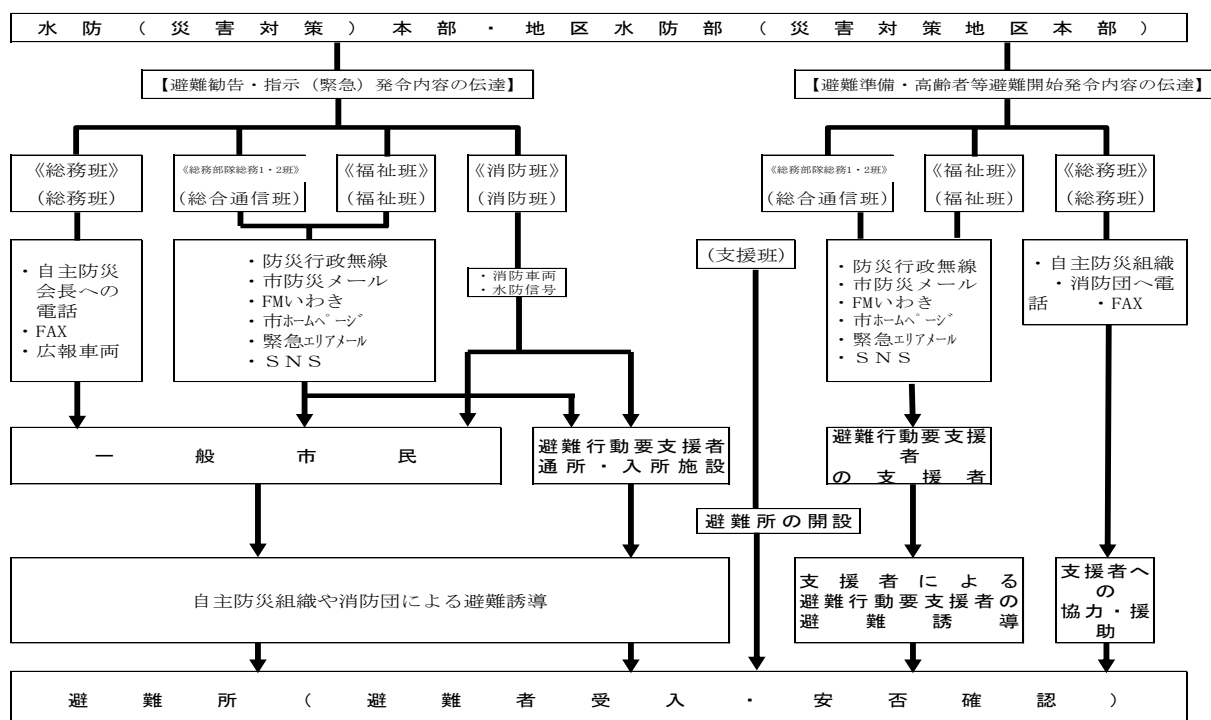
(2) 避難指示等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

<住民等への伝達> ☐ 防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機） ☐ いわき市防災メール ☐ 広報車・消防車両 ☐ 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話 ☐ 市ホームページへの掲載 ☐ いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への依頼 ☐ いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への防災行政無線又は緊急電話放送装置による緊急割込放送 ☐ 水防信号による周知 ☐ 緊急エリアメールの送信 ☐ SNS（フェイスブック・ツイッター）による広報
<避難行動要支援者・福祉関係機関等への伝達> ☐ 避難支援者（登録者）への伝達・・・防災行政無線、市防災メール、FMいわき、市ホームページ、緊急エリアメール、SNS ☐ 避難行動要支援者（登録者）・・・支援者、市防災メール ☐ 福祉関係機関・・・FAX、携帯電話メール
<防災関係機関への伝達> ☐ 消防団（分団長）・・・FAX、電話 ☐ 福島県（いわき地方振興局県民生活課・災害対策課・いわき建設事務所）・・・FAX、電話 ☐ 警察署（中央・東・南）・・・FAX、電話 ☐ 消防本部・・・FAX・電話 ☐ 磐城国道事務所・・・FAX・電話 ☐ 自衛隊（地域事務所・第6高射特科大隊）・・・FAX・電話

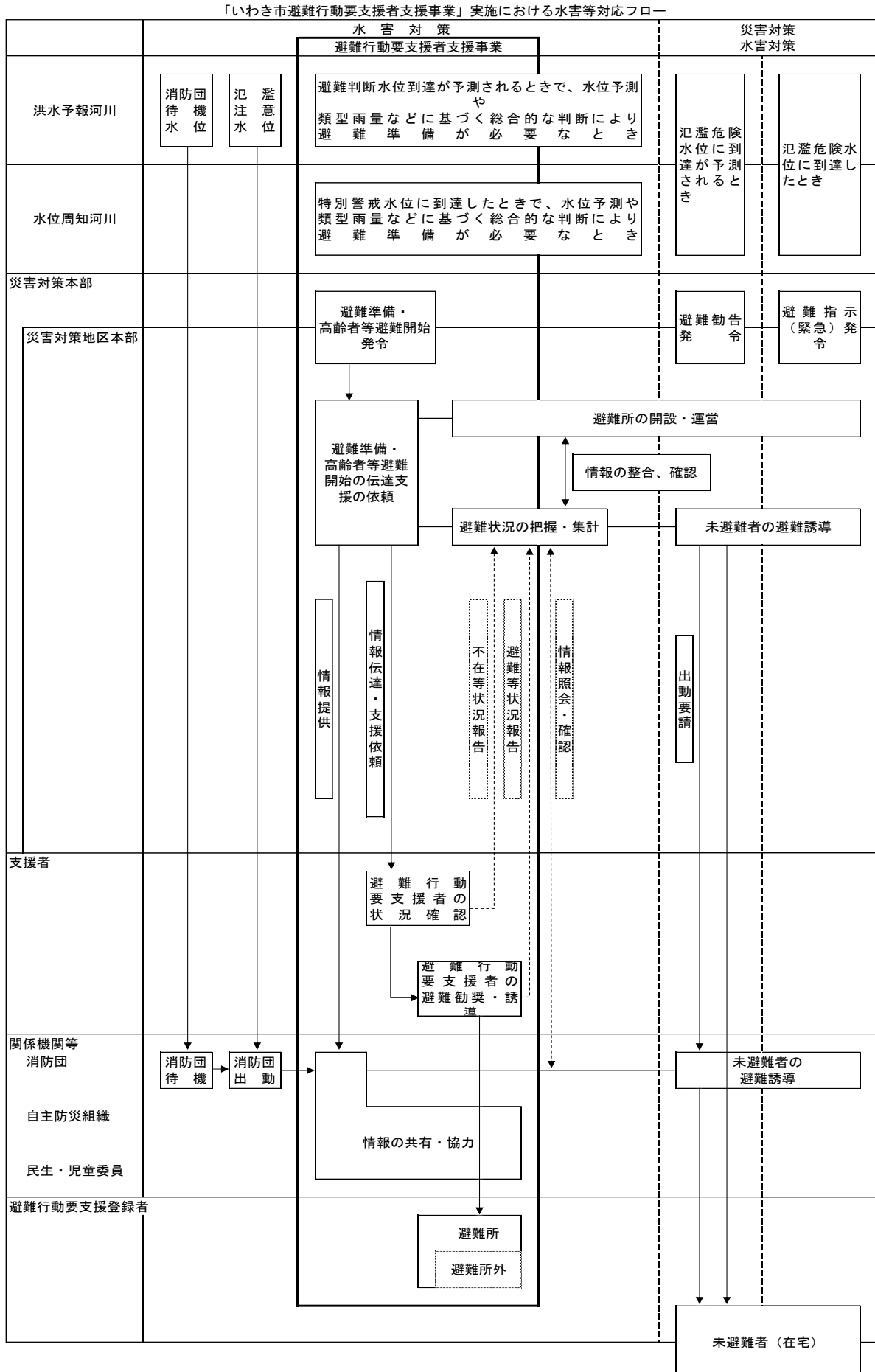
【伝達事務処理フロー】

《 》は水防体制 （ ）は災対体制



※「いわき市避難行動要支援者避難支援事業」実施における水害対応フローは【参考】のとおり。

【参考】



資料編－ 5

浸水想定区域内における大規模工場等への取り組み

平成 25 年 7 月に水防法が改正され、平成 27 年 3 月に「いわき市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例（平成 27 年いわき市条例第 4 号）」を制定した。

洪水等による浸水により社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場については、従業員や施設を保全するため、速やかに浸水防止活動を行う必要があることから、市は、水防法第 15 条に基づく大規模工場を次のとおり定め、防災対策を実施するもの。

1 大規模工場等の範囲

（1）大規模工場の基準

水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハに定める大規模な工場その他の施設は、「いわき市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」によるものとする。

① 用途は、工場、作業場又は倉庫

② 規模は、延べ面積 10,000 平方メートル以上

（2）いわき市水防計画及び地域防災計画への記載

条例で定める基準に該当する浸水想定区域内の大規模工場等から申出があった場合には、名称及び所在地について市水防計画及び地域防災計画に定めるものとする。

2 施設管理者等への洪水予報等の伝達

市は、申出のあった大規模工場等の所有者又は管理者に対し防災メールを主とし必要に応じて電話や F A X 等を活用し、洪水予報等の情報を伝達するものとする。

3 浸水の防止のための措置

申出により水防計画及び地域防災計画に位置付けられた大規模工場の所有者又は管理者は、洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
なお、作成した計画、自衛水防組織の構成員等については市長に報告するものとする。

※申出があった大規模工場は、資料編－ 6 P49 から記載

資料編－6

浸水想定区域内の要配慮者等利用施設・大規模工場等

令和4年4月1日現在

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	—	すずかけ幼稚園	いわき市字五色町26番地
2	幼稚園	学校法人明照学園	九品寺附属園	いわき市平中平窪字杉内27番地の2
3	幼稚園	学校法人あかい幼稚園	あかい幼稚園	いわき市平赤井字田中5番地
4	幼稚園	学校法人あかい幼稚園	小川幼稚園	いわき市小川町西小川字滝ノ作5番地
5	幼稚園	学校法人中野学園	はな幼稚園	いわき市平中神谷字北出口18番地
6	幼稚園	学校法人吉田学園	はるな幼稚園	いわき市好間町今新田字畑合8番地
7	幼稚園	公益財団法人 磐城済世会	松村舞子浜幼児園	いわき市平藤間字川前63番地の1
8	幼稚園	学校法人志賀学園	平第一幼稚園	いわき市平山崎字熊ノ宮39番地
9	幼稚園	学校法人昌平養	いわき短大 付属幼稚園	いわき市平鎌田字石名坂6番地
10	小学校	—	平第二小学校	いわき市平字梅香町7の1
11	小学校	—	平第三小学校	いわき市平字作町三丁目4の2
12	小学校	—	平第四小学校	いわき市平下平窪字諸荷59の1
13	小学校	—	平第六小学校	いわき市平中神谷字石脇22
14	小学校	—	夏井小学校	いわき市平上大越字塚越1
15	小学校	—	草野小学校	いわき市平下神谷字宿25
16	小学校	—	好間第二小学校	いわき市好間町今新田字手倉2
17	小学校	—	小玉小学校	いわき市小川町西小川字小玉2の1
18	小学校	—	高久小学校	いわき市平下高久字原極46番地の1
19	小学校	—	赤井小学校	いわき市平赤井字田町49番地
20	中学校	—	草野中学校	いわき市平下神谷字宿25

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
21	中 学 校	—	小 川 中 学 校	いわき市小川町上平字竹ノ内63
22	高 等 学 校	—	福 島 県 立 平 商 業 高 等 学 校	いわき市平中塩字一水口37の1
23	特 別 支 援 学 校	—	福 島 県 立 聴 覚 支 援 学 校 平 校	いわき市平馬目字馬目崎61
24	特 別 支 援 学 校	—	福 島 県 立 富 岡 支 援 学 校 (小 学 部)	いわき市平馬目字馬目崎61
25	特 別 支 援 学 校	—	福島県立いわき支援 学 校	いわき市平上神谷字石ノ町13-1
26	専 修 学 校	—	磐城高等芸術商科 総 合 学 園	いわき市平下神谷字立田帯5
27	専 修 学 校	公益財団法人 磐城済 世 会	松村看護専門学校	いわき市平小太郎町1-8
28	専 修 学 校	—	いわき文化服飾専門 学 校	いわき市平二町目8
29	有 料 老 人 ホ ー ム	(株) 愛 心 会	愛心会有料老人ホー ム キャンパス 2	いわき市平中神谷字北鳥沼43-1
30	有 料 老 人 ホ ー ム	(有)リバティーホームズ	和（やわらぎ）の里	いわき市平中神谷字大年19-2
31	有 料 老 人 ホ ー ム	(有) そ ら	有 料 老 人 ホ ー ム み じ ょ う	いわき市平下神谷字御城116-1
32	有 料 老 人 ホ ー ム	(有) そ ら	有 料 老 人 ホ ー ム か べ や	いわき市平下神谷字出口17-1
33	有 料 老 人 ホ ー ム	(株) 愛 心 会	愛心会キャンパス	いわき市平下神谷字後原47-1
34	有 料 老 人 ホ ー ム	(株) カ ー ナ	赤 井 フ ァ ミ リ ー リ ビ ン グ	いわき市平赤井字深田28
35	有 料 老 人 ホ ー ム	(株) ス ズ デ ン	シルバーケアハウス の ぞ み	いわき市好間町下好間字渋井64-2
36	有 料 老 人 ホ ー ム	(株) アルテディア	ほほえみの街いわき	いわき市平字旧城跡36番地の10
37	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(株) 愛 心 会	ほっとファミリー ぞ う の 目 2	いわき市平下神谷字後原47-1
38	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	社 会 福 祉 法 人 会 仁 愛	仁愛グループホーム	いわき市平中平窪字扇田28
39	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	メディカル・ケア・ サ ー ビ ス (株)	愛の家グループホー ム い わ き 平 窪	いわき市平中平窪字横枕10-1
40	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	社 会 福 祉 法 人 会 明 生	グループホーム悠	いわき市平赤井一の町62-1
41	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(株) ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム	いわき市小川町上小川字川原28-1
42	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	(有) い わ き ケ ア フ ォ レ ス ト	小規模多機能型居宅 介 護 も み じ の 里	いわき市平字紅葉町40-9
43	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	(有)ヘルパーステーション 小 川	ヘルパーステーション小川 ひ ま わ り の 郷	いわき市小川町上小川字峰岸54-1
44	通 所 介 護	(株) メ デ ィ エ ン ス	ほ っ と デ イ ト レ き た め	いわき市平字北目町156-3
45	通 所 介 護	ケアパートナー(株)	ケ ア パ ー ト ナ ー い わ	いわき市平北白土字宮前48-1

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
46	通所介護	日総ニフティ(株)	すいとびーデイサービスセンター ひらくぼ	いわき市平下平窪鶯内101-1
47	通所介護	(有) クルーズプランニング	レッツ倶楽部 いわき平窪	いわき市平下平窪字諸荷90-3
48	通所介護	(有) リバティホームズ	和(やわらぎ)の里デイサービスセンター	いわき市平中神谷字大年19-2
49	通所介護	(有) 菅野写真商会	デイサービス憩の郷	いわき市平中神谷字六本榎17-1
50	通所介護	(株) 大間シルバーケア	デイサービスセンター いちごいち笑	いわき市平中神谷字南鳥沼27
51	通所介護	介護福祉センター(株)	あったかほーむ デイサービス 神谷	いわき市平中神谷字宿畑34-3
52	通所介護	(株) レイス治療院	アシストケアクラブ いわき かべや	いわき市平下神谷字宿5-3 KHハイツ1F
53	通所介護	(株) 矢島礦業所	デイサービス遊	いわき市平下神谷字仲田57-1
54	通所介護	(有) そら	デイサービスそら	いわき市平下神谷字出口17-1
55	通所介護	(株) 愛心会	愛心会通所介護和顔	いわき市平下神谷字後原47-1
56	通所介護	福島さくら農業協同組合	JA福島さくら 草野デイサービスセンター 太陽	いわき市平下神谷字馬洗39
57	通所介護	(有) タロサ	デイサービスタロー	いわき市平下神谷字仲田82
58	通所介護	合同会社よしだ接骨院	つるかめ デイサービス	いわき市平下神谷字仲田1-1
59	通所介護	(有) いわきケアフォレスト	小規模多機能型居宅介護 もみじの里	いわき市平字紅葉町40-9
60	通所介護	i - s t e p (株)	i-stepトレーニングセンター	いわき市平字紅葉町43-4
61	通所介護	(株) カーナ	カーナ赤井 デイサービス	いわき市平赤井字深田28
62	通所介護	(株) からだプラス	からだプラス デイサービス	いわき市平赤井日渡132-6
63	通所介護	(社福) 仁愛会	レンガ通りデイサービスセンター	いわき市平字二町目39
64	通所介護	株式会社 パノラマ	デイサービスセンター ルアナ	いわき市平字新田前5-2
65	通所介護	社会福祉法人松涛会	亀齢荘 デイサービスセンター	いわき市平山崎字熊ノ宮38
66	通所介護 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	公益財団法人磐城済世会	シーサイドパインビレッジ老人保健施設	いわき市平藤間字川前63-5
67	養護老人ホーム	社会福祉法人松涛会	いわき市徳風園	いわき市平下高久字中谷地58-1
68	特別養護老人ホーム	社会福祉法人松涛会	特別養護老人ホーム 亀齢荘	いわき市平山崎字熊ノ宮30
69	短期入所生活介護	社会福祉法人松涛会	亀齢荘 ショートステイ	いわき市平山崎字熊ノ宮30
70	介護老人保健施設	公益財団法人 磐城済世会	シーサイドパインビレッジ老人保健施設	いわき市平藤間字川前63-5

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
71	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	ポポロ	いわき市平下平窪二丁目1-5
72	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人かべや福祉作業所	ピースフルかべや	いわき市平上神谷字神谷分20
73	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人わくわくネットいわき	チャレンジド	いわき市平塩字中島5-5
74	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人みどりのかぜ	の は ら	いわき市四倉町大森字民野町45
75	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	ふれんず北山	いわき市平字北目町88-4
76	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ゴールデンハーブ	フルクテン	いわき市平字菱川町5-8
77	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社アイエスエフネットライフいわき	ジョイワークセンターいわき平事業所	いわき市平字大町7-1 平セントラルビルディング3階
78	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	あとリエ北山	いわき市平字作町一丁目4-3
79	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	けやき共同作業所	いわき市平字北目町131-2
80	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	杜のどーなつ	いわき市平字大工町11-9
81	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	工房けやき	いわき市平字北目町131-2
82	障害福祉サービス事業の用に供する施設	i-step 株式会社	放課後等デイサービス i-stepジュニア	いわき市下神谷字岩淵101
83	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ワークハウスいわき	ワークハウスいわき	いわき市平下神谷字内宿64-1
84	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人みどりの杜福祉会	就労支援センター 未来工房	いわき市平南白土2丁目1-5
85	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	赤井ホーム	いわき市平赤井字大根内78-5
86	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	赤井Ⅱホーム	いわき市平赤井字中道98-1 シガハイツ×Ⅰ 103・203
87	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	後原ホーム	いわき市平中神谷字後原7-1 パークハウスG102・202
88	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	後原Ⅱホーム	いわき市平中神谷字後原26-1 グレイスJUN-A 101・201
89	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	鎌田ホーム	いわき市平字鎌田町23 ホワイトマンションⅡ203～208
90	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	曲田ホーム	いわき市平下平窪字曲田43 コーポファインA-C、A-F
91	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	下神谷ホーム	いわき市平下神谷字御城65-1 グリーンフィールズK☆α102・202
92	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	下平ホーム	いわき市平下平窪一丁目1-8
93	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	杉内ホーム	いわき市平中平窪字杉内27-1 M'nt'`南3・202・203・204・205、南4・202
94	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	つづらホーム	いわき市内郷綴町七反田48-2 リバーハイツ101・102・103
95	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	鳥沼ホーム	いわき市平中神谷字北鳥沼36-2 サンハイツK1-1・1-2

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
96	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	中島ホーム	いわき市平下平窪中島町3-8 リハート 中島A-1～8
97	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	東町ホーム	いわき市平字東町12-3 ビル・フィールズ 光101・102・103・105・106
98	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	もろにホーム	いわき市平下平窪字諸荷前11-2 プライベートハウスA棟101・201
99	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	寺内ホーム	いわき市平下平窪字大念仏1-11 エン ゼルハウスA201・A202
100	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	神谷ホーム	いわき市平中神谷字細田57-2
101	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	中神谷ホーム	いわき市平中神谷字北鳥沼9-1 シルバークリークⅡ101・102・Ⅰ202
102	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	中平ホーム	いわき市平下平窪字諸荷前15-2
103	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 希望の杜福祉会	きぼうの家北目	いわき市平字北目町143番地の7
104	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 ゆるー	ゆるーりハウス大館	いわき市平字大館31-8 (株)矢吹燃料本 社ビル201・202・203・205号室
105	障害福祉サービス事業の用に供する施設	公益財団法人 磐城済世会	グループホーム 四軒町①	いわき市平字四軒町6-8 南東号室
106	障害福祉サービス事業の用に供する施設	公益財団法人 磐城済世会	グループホーム 四軒町②	いわき市平字四軒町6-9 南西号室
107	障害福祉サービス事業の用に供する施設	公益財団法人 磐城済世会	グループホーム 梅香町①	いわき市平字梅香町2-17 南西号室
108	障害福祉サービス事業の用に供する施設	公益財団法人 磐城済世会	グループホーム 梅香町②	いわき市平字梅香町2-18 南東号室
109	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	小川ホーム	いわき市小川町高萩字下代17-10
110	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	小川郷ホーム	いわき市小川町高萩字小路尻33-10
111	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	東洋学園	いわき市四倉町細谷字御厩13-3
112	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 母子通園センター	しろやぎ3	いわき平馬目字馬目崎52
113	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 いわきハンディキャップ サポートセンター	就労支援センターかぜ	いわき市平字北目町88-4
114	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 ル・レーブ	自立支援学習センター 放課後デイ スマイルキッズ平教室	いわき市平北目町3番地16-C
115	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 みらい	自立支援放課後等デイ みらい平教室	いわき市平字愛谷町一丁目6-1
116	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	ゆいまーる・ふくしま	いわき市平中神谷字刈萱1-8
117	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	セカンドハウスほっぷ	いわき市平上神谷字神谷分24-1
118	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	新町ホーム	いわき市平中平窪新町3-23
119	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	さくらホール	いわき市平中平窪細田町3-5
120	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	でぐちホール	いわき市平下神谷字出口58-36

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
121	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人 いわき福音協会	つつじほーる	いわき市平字研町裏15-1
122	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	児童発達支援 MY ALL りとる	いわき市田平鎌田字西山下72-3 菊川マンション3F
123	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 母子通園センター	いわき母子訓練 センター	いわき市平馬目字馬目崎52
124	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	セカンドハウス わくわく	いわき市平上神谷字神谷分22-1
125	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 わくわくネットいわき	わくわくキッズ	いわき市平中神谷字荻萱1-8
126	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人 みどりのかぜ	コンパス	いわき市平塩字呑内3-1
127	障害児通所支援事業の用に供する施設	(有) 新宿	M Y A L L	いわき市平鎌田字西山下72-3 菊川マンション2F
128	地域活動支援 センター	社会福祉法人 希望の杜福祉会	地域活動支援 センター スペースけやき	いわき市平字作町一丁目4-17
129	児童福祉施設	—	白土保育所	いわき市平字愛谷町一丁目4番地の1
130	児童福祉施設	—	あさひ保育園	いわき市平中神谷字北鳥沼34番地
131	児童福祉施設	—	夏井保育所	いわき市平荒田目字高原44番地
132	児童福祉施設	—	小川保育所	いわき市小川町高萩字下川原127番地の1
133	児童福祉施設	社会福祉法人 いわき厚生会	むつみ保育所	いわき市平字東町14番地の1
134	児童福祉施設	社会福祉法人 来迎保育園	来迎保育園	いわき市平下神谷字宿38番地
135	児童福祉施設	社会福祉法人春日会	はと保育園	いわき市平赤井字田中43番地
136	児童福祉施設	社会福祉法人松涛会	梅香保育園	いわき市平字梅香町3番地の8
137	児童福祉施設	個人	子供の部屋保育園	いわき市平字愛谷町二丁目2番地の7
138	児童福祉施設	—	高久保育園	平荒田目字高原44番地
139	児童福祉施設	社会福祉法人 かべや保育園	かべや保育園	平中神谷字寺前28
140	児童福祉施設	社会福祉法人松涛会	蛭保育園	平山崎字熊ノ宮42-1
141	児童福祉施設	個人	いわき幼児教育 研究所附属 のびのび園	いわき市平下神谷字馬場塚13番地
142	児童福祉施設	個人	おうち保育園®	いわき市平字正月町19番地の8 ベレ オ正月町102
143	児童福祉施設	学校法人明照学園	くほんじひらくぼ保 育園	いわき市平中平窪字杉内27番地の2
144	児童福祉施設	公益財団法人 磐城済世会	松村幼児園	いわき市平小太郎町1番地の8
145	児童福祉施設	—	平二小 児童育成クラブ	いわき市平字梅香町7-1

対象河川：夏井川【洪水予報河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
146	児 童 福 祉 施 設	—	す ず か け 第 一 学 童 ク ラ ブ	いわき市平字作町三丁目4-2
147	児 童 福 祉 施 設	—	す ず か け 第 二 学 童 ク ラ ブ	いわき市平字作町三丁目4-2
148	児 童 福 祉 施 設	—	平 四 小 第 1 児 童 ク ラ ブ	いわき市平下平窪字諸荷65
149	児 童 福 祉 施 設	—	平 四 小 第 2 児 童 ク ラ ブ	いわき市平下平窪字諸荷65
150	児 童 福 祉 施 設	—	青陽児童育成クラブ	いわき市平下神谷字立田帯5
151	児 童 福 祉 施 設	社 会 服 地 法 人 来 迎 保 育 園	月 影 児 童 ク ラ ブ	いわき市平下神谷字宿38
152	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 法 人 春 日 会	わ ん ぱ く キ ッ ズ 児 童 ク ラ ブ	いわき市平赤井字田中43
153	児 童 福 祉 施 設	学校法人あかい幼稚園	小 川 学 童 ク ラ ブ	いわき市小川町西小川字滝ノ作 5
154	児 童 福 祉 施 設	—	好間二小児童クラブ	いわき市好間町今新田字手倉2
155	児 童 福 祉 施 設	学 校 法 人 明 照 学 園	く ぼ ん じ 学 童 ク ラ ブ	いわき市平九品寺町3-2
156	児 童 福 祉 施 設	一 般 社 団 法 人 キッス`スマイルFPいわき	夏 井 か わ か ぜ 児 童 ク ラ ブ	いわき市平上大越字塚越1
157	児 童 福 祉 施 設	高 久 児 童 ク ラ ブ	高 久 児 童 ク ラ ブ	いわき市平下高久字原極46-1
158	児 童 福 祉 施 設	個 人	ひ よ こ ク ラ ブ	いわき市平字田町一丁目15番地緑屋ビル3F
159	児 童 福 祉 施 設	個 人	パルタージュベビー	いわき市平原高野字中里35番地の2
160	児 童 福 祉 施 設	一 般 社 団 法 人 W e n d y W e n d y	W e n d y ～ウエンディ～	いわき市平字正内町45番地の6
161	児 童 福 祉 施 設	学校法人 明照学園	く ぼ ん じ ナ ー サ リ ー	いわき市平九品寺町3番地の2
162	児 童 福 祉 施 設	学 校 法 人 松 崎 学 園	神 谷 こ ど も 園	いわき市平中神谷字南鳥沼26番地
163	児 童 福 祉 施 設	学 校 法 人 明 照 学 園	九 品 寺 こ ど も 園	いわき市平字九品寺町3番地の2
164	児 童 福 祉 施 設	学 校 法 人 相 双 キ リ ス ト 教 学 園	認 定 こ ど も 園 り ん ご の 木	いわき市平谷川瀬2-15-15
165	病 院 ・ 診 療 所	医 療 法 人 松 尾 会	松 尾 病 院	いわき市平字愛谷町四丁目1-4
166	病 院 ・ 診 療 所	公 益 財 団 法 人 磐 城 済 世 会	長 春 館 病 院	いわき市平藤間字川前63-2
167	病 院 ・ 診 療 所	公 益 財 団 法 人 磐 城 済 世 会	舞 子 浜 病 院	いわき市平藤間字川前63-1

対象河川：仁井田川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	—	四倉第二幼稚園	いわき市四倉町狐塚字松橋65番地
2	幼稚園	—	四倉第一幼稚園	いわき市四倉町字西四丁目3の3
3	小学校	—	大浦小学校	いわき市四倉町狐塚字松橋27
4	小学校	—	四倉小学校	いわき市四倉町字西四丁目3番地の3
5	中学校	—	四倉中学校	いわき市四倉町字東一丁目65
6	老人福祉施設	—	四倉老人福祉センター	いわき市四倉町字四丁目108番地
7	介護老人保健施設	(医社)石福会	ヒーリングホーム四倉	いわき市四倉町下仁井田字南追切23
8	介護老人保健施設	医療法人美波会	介護老人保健施設 しろがねの里	いわき市四倉町字東一丁目54番地
9	認知症対応型 共同生活介護	有限会社そら	大地の家	いわき市四倉町字西三丁目12番地の15
10	小規模多機能型 居宅介護	(有)タロサ	よつくらの家	いわき市四倉町字六丁目27-3
11	小規模多機能型 居宅介護	(有)タロサ	よつくらタローの家	いわき市四倉町字六丁目28番地の5
12	通所介護	社会福祉法人楽寿会	楽寿荘 通所介護事業所	いわき市四倉町上仁井田字横川74-1
13	通所介護	有限会社ケアウェーブ	みやびデイサービス	いわき市四倉町上仁井田字南浜37-7
14	特別養護老人ホーム	社会福祉法人楽寿会	特別養護老人ホーム 楽寿荘	いわき市四倉町上仁井田字横川67
15	短期入所生活介護	社会福祉法人楽寿会	楽寿荘 短期入所生活介護事業所	いわき市四倉町上仁井田字横川74-1
16	短期入所生活介護	(医社)石福会	ヒーリングホーム四倉	いわき市四倉町下仁井田字南追切23
17	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	東洋学園	いわき市四倉町細谷字御厩13-3
18	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	特定非営利活動法人 わいわい作業所	ななえ	いわき市四倉町字東二丁目116-2
19	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	株式会社 H. R. いわき	こどもサークル四倉	いわき市四倉町字東一丁目38番地
20	障害福祉サービス事業 の用に供する施設		ぽっぽ	いわき市四倉町西四丁目33番地の3
21	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	特定非営利活動法人 わいわい作業所	きずな	いわき市四倉町東2丁目116番地の1
22	児童福祉施設	社会福祉法人 三宝護念会	三宝保育園	いわき市四倉町下仁井田字北追切19番地
23	児童福祉施設	—	四倉保育所	いわき市四倉町五丁目8-8
24	児童福祉施設	一般社団法人 まさる	大浦ののかぜ児童クラブ	いわき市四倉町狐塚字松橋20
25	児童福祉施設	仁井田児童クラブ	仁井田児童クラブ	いわき市仁井田町字寺前9-1
26	児童福祉施設	一般社団法人キッズスマイル FP いわき	四倉やまかぜ児童クラブ	いわき市四倉町西四丁目3-3
27	児童福祉施設	一般社団法人キッズスマイル FP いわき	四倉うみかぜ児童クラブ	いわき市四倉町西四丁目3-3
28	病院・診療所	医療法人社団石福会	四倉病院	いわき市四倉町下仁井田字南追切2-2
29	病院・診療所	医療法人美波会	菅波医院	いわき市四倉町字東一丁目54

対象河川：好間川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	学校法人吉田学園	はるな幼稚園	いわき市好間町今新田字畑合8番地
2	小学校	—	好間第二小学校	いわき市好間町今新田字手倉2
3	小学校	—	好間第一小学校	いわき市好間町上好間字馬場前14番地
4	専修学校	準学校法人畑学園	磐城学芸専門学校	いわき市好間町下好間字浦田154-1
5	有料老人ホーム	(株)スズデン	シルバーケアハウスのぞみ	いわき市好間町下好間字渋井64-2
6	有料老人ホーム	クリナップキャリアサービス(株)	感謝の郷いわき	いわき市好間町上好間字道成川原15-20
7	認知症対応型共同生活介護	(有)アロー商事	グループホーム我が家好間	いわき市好間町下好間字鬼越42-3
8	小規模多機能型居宅介護	(有)いわきケアフォレスト	小規模多機能型居宅介護もみじの里	いわき市平字紅葉町40-9
9	小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人いわきの里	小規模多機能型いづつ	いわき市好間町北好間字外川原33番地の1
10	小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人愛篤福祉会	静修苑	いわき市好間町下好間字鬼越24-10
11	短期入所生活介護	社会福祉法人いわきの里	ショートステイよしま	いわき市好間町北好間字外川原33番地の1
12	通所介護	(株)メディエンス	ほっとデイトレきため	いわき市平字北目町156-3
13	通所介護	(有)いわきケアフォレスト	もみじの苑デイサービスセンター	いわき市平字紅葉町40-9
14	通所介護	i - s t e p (株)	i-stepトレーニングセンター	いわき市平字紅葉町43-4
15	通所介護	株式会社ラピライ	介福たいむ 通所介護事業	いわき市好間町上好間字洞34-1
16	通所介護	株式会社スズデン	デイサービスお結び	いわき市好間町下好間字渋井64-2
17	特別養護老人ホーム	社会福祉法人いわきの里	地域密着型特別養護老人ホームサンシャインよしま	いわき市好間町北好間字外川原33番地の1
18	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	ふれんず北山	いわき市平字北目町88-4
19	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	福祉サービス事業所かがやき	いわき市好間町下好間字大館173-1
20	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ままはーと	多機能型重心児デイサービスどりーみず	いわき市好間町下好間一町坪83-1
21	障害児通所支援事業の用に供する施設	合同会社木の実	どんぐり	いわき市好間町下好間字渋井21番地の5
22	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	好間ホーム	いわき市好間町下好間字1町坪45-2 メゾン・ト・プリュエール101・102
23	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	ぬまたホーム	いわき市好間町下好間字沼田134-1
24	児童福祉施設	社会福祉法人慈心会	さくら保育園	いわき市好間町下好間字沼田112番地
25	児童福祉施設	社会福祉法人さくらんぼ会	好間保育所	いわき市好間町上好間字馬場前19-3
26	児童福祉施設	—	好間二小児童クラブ	いわき市好間町今新田字手倉2
27	児童福祉施設	ピーターパンチャイルドクラブ	ピーターパンチャイルドクラブ	いわき市好間町上好間字馬場前28

対象河川：新川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	学校法人さかえ学園	さかえ幼稚園	いわき市内郷御台境町前田18番地の3
2	幼稚園	学校法人志向学園	かなや幼稚園	いわき市内郷高坂町四方木田153番地
3	小学校	—	御厩小学校	いわき市内郷御厩町二丁目121
4	中学校	—	平第三中学校	いわき市平谷川瀬字吉野作56番地の2
5	高等学校	—	福島県立いわき総合高等学校	いわき市内郷内町駒谷3の1
6	専修学校	準学校法人	iwaki ヘアメイクアカデミー	いわき市平谷川瀬字明治町96-1
7	老人福祉施設	—	平老人福祉センター	いわき市平谷川瀬一丁目17番地の7
8	有料老人ホーム	(有) 優信会	有料老人ホームいわき	いわき市平字南町48-1
9	有料老人ホーム	(有)いわきケアフォレスト	介護の森きたしらど	いわき市平北白土字ネキ内49-1、50-1
10	有料老人ホーム	やました福寿苑福祉サービス(株)	やました福寿苑 内郷	いわき市内郷綴町大木下19-1
11	有料老人ホーム	小松電工(株)	幸福の家 桜の里	いわき市平谷川瀬字根木作62
12	有料老人ホーム	(株) 継	介護付き有料老人ホーム きづな	いわき市平南白土字ハッ坂74
13	特別養護老人ホーム	社会福祉法人博文会	特別養護老人ホーム オンフル 双葉	いわき市平荒田目字中田40
14	認知症対応型共同生活介護	(医) 松尾会	グループホーム まつの実	いわき市平愛谷町四丁目2-3,2-4
15	認知症対応型共同生活介護	(有) アロー商事	グループホーム我が家	いわき市平字橋下1
16	認知症対応型共同生活介護	(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター いわき小島	いわき市小島町一丁目4-6
17	認知症対応型共同生活介護	(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター た い ら	いわき市小島町二丁目6-3
18	認知症対応型共同生活介護	(株) ツクイ	ツクイいわき内郷グループホーム	いわき市内郷御厩町三丁目34
19	認知症対応型共同生活介護	(株) WILL GOLD	グループホームあしび	いわき市内郷内町金坂21-2
20	認知症対応型共同生活介護	株式会社いわき内郷	グループホーム内郷	いわき市内郷高坂町大町27-1
21	短期入所生活介護	(医) 医和生会	医和生会ショートステイ	いわき市平谷川瀬一丁目19-7
22	短期入所生活介護	やました福寿苑福祉サービス(株)	やました福寿苑 内郷短期入所生活介護	いわき市内郷綴町大木下19-1
23	小規模多機能型居宅介護	(医) 医和生会	医和生会小規模多機能型すばる	いわき市平谷川瀬一丁目14-2
24	小規模多機能型居宅介護	(医) 医和生会	医和生会小規模多機能型さらい	いわき市平谷川瀬一丁目19-7
25	通所介護	(医) 医和生会	医和生会やがわせデイサービス	いわき市平谷川瀬一丁目16-5

対象河川：新川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
26	通所介護	(医)昭栄会	佐藤クリニック メディカルフィットネスDS	いわき市平字小太郎町3-7
27	通所介護	(株)安楽	ホームケアセンター 平新川町	いわき市平字新川町17
28	通所介護	(同)紫陽花苑	はいっ・喜んデイ	いわき市平愛谷町二丁目5-2
29	通所介護	(株)ツクイ	ツクイいわき内郷	いわき市内郷御厩町四丁目34
30	通所介護	(有)たはら介護	すみれデイサービス	いわき市内郷御厩町四丁目1
31	通所介護	やました福寿苑 福祉サービス(株)	やました福寿苑 内郷通所介護	いわき市内郷綴町大木下19-1
32	通所介護	(株)みなとトータル サポート	みなと整骨院 デイサービス内郷	いわき市内郷綴町金谷19-13
33	通所介護	介護福祉センター(株)	あったかほーむ デイサービス	いわき市小島町一丁目4-2
34	通所介護	(医)医和生会	医和生会きらく デイサービス	いわき市平谷川瀬一丁目16-5
35	通所介護	(株)継	デイサービスきづな	いわき市平南白土字八ツ坂75
36	通所介護	小松電工(株)	幸福の家 桜の里 デイサービスセンター	いわき市平谷川瀬字根木作62
37	通所介護	株式会社メディエンス	ほっと デイトレせんたー	いわき市内郷高坂町八反田52
38	通所介護	有限会社コスモケアサ ビス	内郷 デイサービスセンター	いわき市内郷高坂町大町27-1
39	通所介護	株式会社エイブル	元氣ジムいわき小島町	いわき市小島町一丁目2-2
40	通所介護	(医)医和生会	医和生会 通所リハビリテーション	いわき市平谷川瀬1-16-5
41	通所介護	医療法人明生会	高原整形外科	いわき市内郷綴町川原田126
42	通所介護	有限会社グリーンピース	デイサービスみどり高 坂	いわき市内郷高坂町高橋93-5
43	通所介護	有限会社山崎接骨院	さくら樹デイサービスみ まや	いわき市内郷御厩町川向52-1
44	通所介護	(株)和奏	デイサービス プアラ	いわき市内郷御厩町一丁目199-2
45	通所介護	株式会社くすりのマルト	くすりのマルト リハビリステーション内 郷	いわき市内郷綴町七反田52番地の10
46	通所介護	有限会社山崎接骨院	さくら樹 デイサービスセンター	いわき市内郷綴町之内42番地の11
47	通所介護	株式会社福	デイサービスセンター ふくださんち。	いわき市内郷内町四方北115番地の2
48	通所介護	株式会社スマイルケア サービス	スマイルデイサービス	いわき市内郷高野町番所113番地の3
49	通所介護	アトラ株式会社	ほねつぎデイサービス 御台境町店	いわき市内郷御台境町鶴巻2
50	通所介護	(医)医和生会	医和生会まごころデ イサービス	いわき市平谷川瀬一丁目16-5

対象河川：新川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
51	地域密着型特別養護老人ホーム	社会福祉法人りんさく福祉会	地域密着型介護老人福祉施設せんしょう苑	いわき市内郷御厩町四丁目82-1
52	介護老人保健施設	医療法人社団ときわ会	介護老人保健施設 檜葉ときわ苑	いわき市内郷高坂町四方木田155
53	障害福祉サービス事業の用に供する施設	公益財団法人社会福祉施設事業団	いわき市障害者生活介護センター	いわき市内郷高坂町四方木田191
54	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ゴールデンハーブ	フルクテン	いわき市平字菱川町5-8
55	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人希望の杜福祉会	あとリエ北山	いわき市平字作町一丁目4-3
56	障害福祉サービス事業の用に供する施設	i-step 株式会社	放課後等デイサービス i-step ジュニアプラス	いわき市平字倉前105-13
57	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人みどりの杜福祉会	就労支援センター 未来工房	いわき市平南白土2丁目1-5
58	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協会	東町ホーム	いわき市平字東町12-3 ビル・フィールズ光101・102・103・105・106
59	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協	みまやホーム	いわき市内郷御厩町二丁目53-2
60	障害福祉サービス事業の用に供する施設	医療法人済精会 長橋病	グループホームみまや	いわき市内郷御厩町四丁目88
61	障害福祉サービス事業の用に供する施設	合同会社サクラゼンセン	Do	いわき市内郷御厩町三丁目75番地の6
62	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人常磐福祉会	じょうばん福祉作業所	いわき市内郷内町水之出14
63	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス	SOCIALSQUARE	いわき市内郷内町水之出17
64	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人福祉協会	NPO 法人 福祉協会	いわき市内郷綴町金谷19-15
65	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 真尚	ふわり	いわき市内郷御厩町4-92
66	障害福祉サービス事業の用にきょうする施設	特定非営利活動法人ひまわり	生活介護サンリッチ ひまわり共同作業所	いわき市内郷御厩町三丁目142
67	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	障害児通所支援 第2チャーム	いわき市内郷御台境町鶴巻45-2
68	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 いわき H . R .	こどもサークル内郷	いわき市内郷高坂町大町38-16
69	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 まは	自立支援放課後等デイサービス こどもらんど 小島教室	いわき市小島町2-4-9
70	障害福祉サービス事業の用に供する施設	i-step 株式会社	放課後等デイサービス i-step ジュニアグッドjob	いわき市平字倉前105-5
71	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人いわき福音協	宮ホーム	いわき市内郷内町磐堰5番地の1
72	障害福祉サービス事業の用に供する施設	株式会社 まは	こどもらんど 第2教室	いわき市小島町一丁目5-8
73	障害福祉サービス事業の用に供する施設	㈱T.H.E LUCKY-RELATION	サブカルビジネス センター 福島	いわき市小島町3-3-3
74	保護施設(授産施設)	—	いわき市内郷授産場	いわき市内郷綴町大木下18
75	児童福祉施設	一般社団法人 まさる	御厩小第二児童クラブ	いわき市内郷御厩町二丁目121

対象河川：新川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
76	児 童 福 祉 施 設	—	綴 保 育 所	いわき市内郷綴町町之内36番地の1
77	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 法 人 い わ き 福 音 協 会	小 島 保 育 園	いわき市内郷小島町作田3番地
78	児 童 福 祉 施 設	株 式 会 社 アンフィニ	ひ な た 保 育 園	いわき市平字尼子町2番地の9
79	児 童 福 祉 施 設	労 働 者 健 康 福 祉 機 構	福 島 労 災 病 院 あ ゆ み 保 育 園	いわき市内郷綴町沼尻3番地
80	児 童 福 祉 施 設	一 般 社 団 法 人 まさる	御 厩 小 児 童 ク ラ ブ	いわき市内郷御厩町二丁目121
81	児 童 福 祉 施 設	—	い わ き 市 医 療 セ ン タ ー 院 内 保 育 所	いわき市内郷御厩町一丁目69番地
82	児 童 福 祉 施 設	株 式 会 社 マ ル ト	マ ル ト 保 育 園 あ ま こ	いわき市平字尼子町3番地の3
83	児 童 福 祉 施 設	学 校 法 人 志 向 学 園	と き わ 児 童 ク ラ ブ	いわき市内郷高坂町四方木田153番地
84	児 童 福 祉 施 設 (児 童 館)	—	内 郷 児 童 館	いわき市内郷綴町川原田59
85	病 院 ・ 診 療 所	医 療 法 人 福 島 ア フ タ ー ケ ア 協 会	大 河 内 記 念 病 院	いわき市内郷御厩町三丁目96
86	病 院 ・ 診 療 所	医 療 法 人 済 精 会	長 橋 病 院	いわき市内郷御厩町四丁目100
87	病 院 ・ 診 療 所	独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構	福 島 労 災 病 院	いわき市内郷綴町沼尻3
88	病 院 ・ 診 療 所	公 益 財 団 法 人 会 磐 城 済 世 会	松 村 総 合 病 院	いわき市平字小太郎町1-1
89	病 院 ・ 診 療 所	医 療 法 人 あ さ う ら 会	須 田 医 院	いわき市小島町一丁目5-2
90	病 院 ・ 診 療 所	—	な か に し 内 科 ク リ ニ ッ ク	いわき市平北白土字宮前58-1
91	病 院 ・ 診 療 所	公 益 財 団 法 人 会 と き わ 会	い わ き 泌 尿 器 科	いわき市内郷綴町沼尻62
92	病 院 ・ 診 療 所	—	い わ き 市 医 療 セ ン タ ー	いわき市内郷御厩町久世原16
93	助 産 所	特 定 非 営 利 活 動 法 人 Commune With 助 産 師	こ み ゅ ー ん 助 産 院	いわき市平谷川瀬二丁目11番地の12

対象河川：藤原川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	—	西小名浜幼稚園	いわき市小名浜愛宕町3-2
2	幼稚園	—	磐崎幼稚園	常磐西郷町金山160-2
3	幼稚園	学校法人星学園	泉幼稚園	泉町四丁目5-3
4	小学校	—	磐崎小学校	いわき市常磐下湯長谷町勝善14の13
5	有料老人ホーム	(株) こころの駅	グランドコンフォート ステージこころの駅	いわき市小名浜字中原17-1
6	有料老人ホーム	(医) 春陽会	はるる小名浜	いわき市小名浜大原字堀米77-5
7	有料老人ホーム	(株) ゆうやけ介護	ゆうやけの家	いわき市小名浜住吉浜宿23
8	有料老人ホーム	(株) 三協	ドリームハウス しらゆりⅠ	いわき市小名浜島字西屋95-1
9	有料老人ホーム	(有) 夢	住宅型有料 老人ホームひなた	いわき市鹿島町御代字柿境28-4
10	認知症対応型 共同生活介護	M C P (株)	グループホームつどい 「柳内家」	いわき市鹿島町御代字柿境25-1
11	認知症対応型 共同生活介護	(有) ことほぎ	グループホーム ことほぎ庵	いわき市常磐西郷町岩崎29-1
12	小規模多機能型 居宅介護	(株) こころの駅	(株) こころの駅 小規模多機能型 居宅介護事業所	いわき市小名浜字中原17-1
13	小規模多機能型 居宅介護	(株) ゆうやけ介護	小規模多機能型 居宅介護ゆうやけの家	いわき市小名浜住吉浜宿23
14	小規模多機能型 居宅介護	S O M P O ケア (株)	SOMPOケア いわき下船尾 小規模多機能	いわき市常磐下船尾町古内292-1
15	通所介護	(株) こころの駅	デイサービス 御宿ぶどうや	いわき市小名浜字中原13-1
16	通所介護	(株) こころの駅	デイサービス 御宿らくや	いわき市小名浜字中原16-8
17	通所介護	(株) こころの駅	こころの駅 デイサービスセンター	いわき市小名浜字中原17-1
18	通所介護	(株) ツクイ	ツクイいわき小名浜	いわき市小名浜大原字小屋35-1
19	通所介護	(医) 春陽会	はるる小名浜 デイサービスセンター	いわき市小名浜大原字堀米77-5
20	通所介護	(医) けやき会	すみのや林城 デイサービスセンター	いわき市小名浜林城字辻前2
21	通所介護	(有) ことほぎ	ことほぎ庵 寿々の木	いわき市常磐西郷町岩崎29-10
22	通所介護	社会福祉法人容雅会	通所介護 サニーポート小名浜	いわき市小名浜字神成塚133番地の1
23	地域密着型通所介護	合同会社リパティスペース	デイサービス 結	いわき市常磐関船町字迎77番地の1
24	特別養護老人ホーム	社会福祉法人容雅会	特別養護老人ホーム サニーポート小名浜	いわき市小名浜字神成塚133番地の1
25	短期入所生活介護	社会福祉法人容雅会	短期入所生活介護事業所 サニーポート小名浜	いわき市小名浜字神成塚133番地の1

対象河川：藤原川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
26	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 いわきハンディキャップサポーター センター	綴町就労支援センター	いわき市常磐湯本町天王崎1-151
27	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人育成会	えぼっく	いわき市常磐上矢田町竹ノ下2-1
28	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人育成会	えぼっくⅡ	いわき市常磐上矢田町竹ノ下2-8
29	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人育成会	えぼっくⅢ	いわき市常磐上矢田町竹ノ下2-9
30	障害福祉サービス事業の用に供する施設	非営利活動法人ゴール デンハーブ	フレーデン	いわき市鹿島町御代字柿境10番地の1
31	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社あんど	放デイU・AND舎	いわき市常磐湯本町天王崎92 湯本ビル3F
32	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社あんど	放デイU・AND舎	いわき市常磐湯本町天王崎1-9 天王崎テナント2階
33	障害児通所支援事業の用に供する施設	有限会社介護じゃんけん ぽん	キッズじゃんけんぽん 泉	いわき市泉玉露二丁目11-6
34	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社菅谷	放課後等デイサービス スタッフ・ワン湯本校	いわき市常磐湯本町三函97
35	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 VIDA	放課後等デイサービス アミスター	いわき市泉玉露6-18-21
36	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 VIDA	放課後等デイサービス第 2アミスター	いわき市泉玉露六丁目18-22 メゾン玉 露Ⅰ101・102
37	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 VIDA	自立支援・放デイ クランアミスター	いわき市泉玉露六丁目18-22 メゾン玉露Ⅰ103.105
38	障害児通所支援事業の用に供する施設	一般社団法人 一心会	プラムだいすき	いわき市鹿島町船戸字京塚1番地の17
39	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社生涯就労 支援センター	株式会社生涯就労支 援センター	いわき市常磐西郷町銭田104-10
40	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	メゾン・ド・あたご	いわき市小名浜愛宕上13-23
41	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人 エル・ファロ	リバーサイドSIN	いわき市泉玉露3丁目10-5
42	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人 エル・ファロ	創造空間	いわき市泉町下川字八合1-1
43	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人 エル・ファロ	まどろみ/プー ラー	いわき市泉町下川字八合1-4
44	障害児通所支援事業の用に供する施設	非営利活動法人 ゴールデンハーブ	アルケン/アルケン Ⅱ	いわき市鹿島町御代字九反田1-1
45	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人地域 福祉ネットワークいわき	デイサービスセン ターつながる	いわき市泉町一丁目8-9
46	障害児通所支援事業の用に供する施設	独立行政法人国立病院 機構いわき病院	独立行政法人 国立病院機構いわき 病院	いわき市小名浜野田字八合88-1
47	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 あい一番	サポーターステ ーションあい一番	いわき市泉町一丁目16-2
48	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	障害児通所支援 ちやーむ	いわき市小名浜花畑町19-10
49	障害児通所支援事業の用に供する施設	合資会社ひより サビス	なないろくれよん 小名浜	いわき市小名浜花畑町11-3 団ネマンビル2F
50	障害児通所支援事業の用に供する施設	合同会社まーく	放課後等デイ サービスほーぶ	いわき市小名浜寺廻町5-7

対象河川：藤原川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
51	障害児通所支援事業の用に供する施設	いわき建設運輸有限会社	いわけんぷきっずクラブ	いわき市小名浜字吹松8-5-2F
52	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社エヌ・リンク	olea NISHIKI	いわき市錦町成沢12番地の3
53	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社学べるコムネット	放課後等デイサービスらいむ	いわき市小名浜中町境8番地の15
54	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	虹のかけはし	いわき市小名浜花畑町19-10
55	障害福祉サービス事業の用に供する施設	合同会社 Grow	Grow	いわき市小名浜字隼人70-4
56	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人ワークショップあいあい	特定非営利活動法人ワークショップあいあい	いわき市小名浜字下町8
57	障害福祉サービス事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	ワークセンターしおさい	いわき市小名浜諏訪町1-10
58	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	コペルプラスいわき小名浜教室	いわき市小名浜花畑町11-3カネビル1F
59	障害福祉サービス事業の用に供する施設	—	ぼおけらハウス	いわき市泉町下川字川向48-1
60	障害福祉サービス事業の用に供する施設	—	— 歩	いわき市玉露2丁目1-11
61	地域活動支援センター	—	地域活動支援センターいぶき	いわき市泉町下川字八合1-1
62	地域活動支援センター	特定非営利活動法人チャオ	地域活動支援センターチャオ	いわき市常磐湯本町天王崎1-156
63	児童福祉施設	—	渚保育所	いわき市小名浜字中原2番地の23
64	児童福祉施設	社会福祉法人慈育会	愛宕保育園	いわき市小名浜字鳥居北55番地の3
65	児童福祉施設	医療法人容雅会	おひさまルーム	いわき市小名浜字神成塚133番地の1
66	児童福祉施設	社会福祉法人慈育会	児童クラブセリオス遊学館	いわき市常磐西郷町大仁田49-1
67	児童福祉施設	—	下川保育所	いわき市泉町下川字前ノ原74
68	児童福祉施設	—	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪21-1
69	児童福祉施設	—	泉保育所	泉町三丁目2-7
70	児童福祉施設	社会福祉法人慈育会	アカシア保育園	小名浜大原小滝町19-7
71	児童福祉施設	社会福祉法人清和会	船尾保育園	常磐下船尾町村山5-1

対象河川：鮫川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	小 学 校	—	錦 小 学 校	いわき市錦町鳥居東1の1
2	小 学 校	—	菊 田 小 学 校	いわき市山田町林崎前56
3	小 学 校	—	川 部 小 学 校	いわき市川部町川原65番地の1
4	小 学 校	—	双 葉 町 立 小 学 校 仮 校 舎	いわき市錦町御宝殿56
5	中 学 校	—	植 田 中 学 校	いわき市植田町根小屋25の4
6	中 学 校	—	錦 中 学 校	いわき市錦町飯盛町1
7	中 学 校	—	双 葉 町 立 中 学 校 仮 校 舎	いわき市錦町御宝殿56
8	幼 稚 園	—	双 葉 町 立 幼 稚 園 仮 校 舎	いわき市錦町御宝殿56
9	幼 稚 園	学校法人いわき幼稚園	白 ば ら 幼 稚 園	いわき市山田町林崎前15番地
10	幼 稚 園	学校法人千鳥学園	千 鳥 幼 稚 園	いわき市勿来町関田須賀1番地の32
11	幼 稚 園	個 人	あ ざ み 野 幼 稚 園	いわき市川部町赤坂110番地
12	老 人 福 祉 施 設	—	勿来老人福祉センター	いわき市錦町中迎一丁目10番地の4
13	有 料 老 人 ホ ー ム	やました福寿苑 福 祉 サ ー ビ ス (株)	やました福寿苑 錦	いわき市錦町中迎一丁目1-1
14	有 料 老 人 ホ ー ム	(有)オーシャン・アイ	長 寿 の 里 な こ そ	いわき市勿来町関田南町28
15	有 料 老 人 ホ ー ム	特定非営利活動法人 あ い サ ー ビ ス	有料老人ホームこすも す	いわき市佐糠町東2丁目6-9
16	有 料 老 人 ホ ー ム	特定非営利活動法人 あ い サ ー ビ ス	有料老人ホームこすも す B	いわき市佐糠町東2丁目6-9
17	有 料 老 人 ホ ー ム	東日本ナーシング(株)	シニアハウス心の郷さ かぬ	いわき市佐糠町東二丁目19-9
18	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(有) こ と ぶ き ケ ア ー サ ー ビ ス	グ ル ー プ ホ ー ム こ と ぶ き	いわき市錦町川窪101-3
19	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(社 福) 愛 誠 会	グ ル ー プ ホ ー ム あ さ が お	いわき市植田町本町一丁目11-4
20	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(株) 吉 田 家 具 店	グ ル ー プ ホ ー ム 桜	いわき市錦町前原76-4・76-5
21	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	社 会 福 祉 法 人 ふ た ば 福 祉 会	グ ル ー プ ホ ー ム せ ん だ ん の 家	いわき市錦町江栗馬場9-1
22	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	(株) 愛 心 会	ほ っ と フ ァ ミ リ ー ぞ う の 目	いわき市佐糠町東一丁目10-8
23	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	株式会社アーバンライフ	さ く ら の 家	いわき市勿来町関田御城前12-1
24	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	特定非営利活動法人 厚 斯 会	グ ル ー プ ホ ー ム フ ェ ア リ ー ・ 1	いわき市植田町中央一丁目12-8
25	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	株式会社オリエンタルサ ー ト	グループホームあじさい	いわき市佐糠町東一丁目8-7

対象河川：鮫川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
26	認知症対応型 共同生活介護	社会福祉法人ハートフル なこそ	グループホームわいの 家	いわき市植田町小名田13番地の2
27	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 ふたば福祉会	特別養護老人ホーム せんだん	いわき市錦町江栗馬場9-1
28	介護療養型医療施設	(医) 双美会	クリニック 田畑	いわき市中岡町三丁目7-3
29	介護老人保健施設	(社医) 呉羽会	介護老人保健施設 ガーデニア	いわき市錦町落合1-1
30	小規模多機能型 居宅介護	アイ・ネクスト(有)	あい・さぽーと 錦	いわき市石塚町東8-1
31	小規模多機能型 居宅介護	特定非営利活動法人し おんの会	いこいの家 しおん	いわき市山田町川田73
32	小規模多機能型 居宅介護	㈱ みやび	小規模多機能型 居宅介護ケアサービス みやび	いわき市錦町上中田35-1
33	短期入所生活介護 病院・診療所 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 介護療養型医療施設	社団法人医療法人尚佑会	矢吹病院	いわき市佐糠町東一丁目18-3
34	通所介護	㈱ ツクイ	ツクイいわき 錦町	いわき市錦町竹ノ花32-2
35	通所介護	シンパシス ケアサービス(株)	生き活き 錦	いわき市錦町ウツギサキ26-2
36	通所介護	㈱ だんらん	だんらんデイサービス	いわき市錦町釈迦堂60
37	通所介護	(有) マエダ	東田 デイサービス センター	いわき市東田町一丁目23-6
38	通所介護	(同)フレンドリースペース	デイサービスセンター 優しい時間	いわき市錦町古川7-3
39	通所介護	福島さくら農業協同組合	J A 福島 さくら デイサービスみなみ	いわき市後田町柳町52番地
40	通所介護	アイネット株式会社	あじさい通所センター	いわき市佐糠町東二丁目6番地の9 C棟1
41	通所介護	医療法人社団栄央会	デイサービス 光輝	いわき市勿来町関田浜田3-2
42	通所介護	(有) アマユ	アマユ デイサービス	いわき市佐糠町碓田67番地の1
43	通所介護	㈱ 吉田家具店	吉田家具店 デイサー ビス 未来 中岡	いわき市中岡町5丁目7番地の28
44	通所介護	合同会社 HIHUMI	デイサービス 笑福	いわき市中岡町五丁目3番地の4
45	通所介護	㈱ 吉田家具店	認知症対応型 デイサービス 桜	いわき市錦町前原76-4
46	通所介護	やました 福寿 苑 福祉サービス(株)	やました 福寿 苑 錦 通所介護	いわき市錦町中迎一丁目1-1
47	地域密着型通所介護	(有) オーシャン・アイ	あいデイサービスセン ター	いわき市勿来町関田南町28
48	認知症対応型通所介護	アイネット株式会社	通所介護 あじさい	いわき市佐糠町東一丁目8-7
49	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	社会福祉法人 エルファロ	自由空間	いわき市植田町中央三丁目7-6
50	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	特定非営利活動法人 なこそ授産所	自立生活きらきら	いわき市仁井田町寺前9-1

対象河川：鮫川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
51	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 なこそ授産所	なこそ授産所	いわき市錦町重殿15
52	障害福祉サービス事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 なこそ授産所	グループホームアット ホームきらり	いわき市植田町根小屋184番地の4
53	障害児通所支援事業の用に供する施設	社会福祉法人誠心会	みによん	いわき市植田町林内11-1
54	障害児通所支援事業の用に供する施設	特定非営利活動法人 子どもの家	子どもの家保育園	いわき市錦町重殿15
55	障害児通所支援事業の用に供する施設	株式会社SENZAKI	みらいてらす	いわき市錦町上中田1-7
56	児童福祉施設	—	菊田保育所	いわき市山田町東川原13番地
57	児童福祉施設	社会福祉法人敬和会	東田保育園	いわき市東田町一丁目27番地の6
58	児童福祉施設	社会福祉法人誠友会	大倉保育園	いわき市錦町中迎二丁目5番地の1
59	児童福祉施設	社会福祉法人敬和会	植田保育園	いわき市佐糠町一丁目4番地の1
60	児童福祉施設	社団法人医療法人呉羽会	くれは保育園スマイル (呉羽総合病院内)	いわき市錦町落合1番地の1
61	児童福祉施設	社会福祉法人 誠友会	おおくらランチ マザ リーズルーム	いわき市錦町中迎二丁目5番地の1
62	児童福祉施設	学校法人 星学園	錦星こども園	いわき市錦町花ノ井18番地
63	児童福祉施設	社会福祉法人会 敬和	東田放課後児童クラブ	いわき市東田町一丁目27-6
64	児童福祉施設	社会福祉法人 誠友会 錦児童クラブ	錦児童クラブ	いわき市錦町中迎二丁目5-1
65	児童福祉施設	学校法人 星学園 きんせい学童クラブ	きんせい学童クラブ	いわき市錦町花ノ井18番地
66	児童福祉施設	学校法人 千鳥学園 ちどり児童クラブ	ちどり児童クラブ	いわき市勿来町関田須賀1番地の32
67	児童福祉施設	あざみ野幼稚園学童ク ラブ	あざみ野幼稚園学童ク ラブ	いわき市川部町赤坂110番地
68	児童福祉施設	社会福祉法人 誠友会 錦第二児童クラブ	錦第二児童クラブ	いわき市錦町中迎二丁目1-1
69	児童福祉施設	—	いわき市こども元気セ ンター	いわき市植田町本町一丁目12
70	病院・診療所	医療法人 櫛田会	櫛田病院	いわき市植田町本町一丁目11-1
71	病院・診療所	社団法人医療法人呉羽会	呉羽総合病院	いわき市錦町落合1-1
72	病院・診療所	医療法人 双美会	クリニック 田畑	いわき市中岡町三丁目7-3

対象河川：蛭田川【水位周知河川】

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	宗教法人カトリック 聖ドミニコ修道会	勿来カトリック幼稚園	いわき市錦町竹ノ花76番地の1
2	小学校	—	錦東小学校	いわき市錦町鷺内64の5
3	小学校	—	勿来第三小学校	いわき市勿来町酒井北ノ内1
4	中学校	—	錦中学校	いわき市錦町飯盛町1
5	高等学校	—	福島県立勿来 高等学校	いわき市勿来町窪田町通二丁目1
6	特別支援学校	—	福島県立いわき 支援学校くぼた校	いわき市勿来町窪田町通二丁目1
7	老人福祉施設	—	勿来老人福祉センター	いわき市錦町中迎一丁目10番地の4
8	有料老人ホーム	やました福寿苑 福祉サービス(株)	やました福寿苑 錦	いわき市錦町中迎一丁目1-1
9	小規模多機能型 居宅介護	(株) みやび	小規模多機能型 居宅介護ケアサービス みやび	いわき市錦町上中田35-1
10	介護老人保健施設	(社医) 呉羽会	介護老人保健施設 ガーデニア	いわき市錦町落合1-1
11	通所介護	(株) ツクイ	ツクイいわき 錦町	いわき市錦町竹ノ花32-2
12	通所介護	シンパシーケア サービス(株)	生き活き 錦	いわき市錦町ウツギサキ26-2
13	通所介護	(株) だんらん	だんらんデイサービス	いわき市錦町釈迦堂60
14	通所介護	やました福寿苑福祉 サービス(株)	やました福寿苑 錦 通所介護	いわき市錦町中迎一丁目1-1
15	児童福祉施設	—	錦保育所	いわき市錦町作鞍4番地
16	児童福祉施設	社会福祉法人育英会	みそら保育園	いわき市勿来町酒井北ノ内4番地
17	児童福祉施設	いわきヤクルト販売(株)	いわきヤクルト販売(株) 錦センター内託児所	いわき市錦町中央三丁目11番地の1
18	病院・診療所	医療法人社団栄央会	なこそ病院	いわき市勿来町窪田町通2-114

対象河川：滑津川

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	学校法人 いわき幼稚園	いわき幼稚園	いわき市平下荒川字川前12番地の1
2	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	特定非営利活動法人 ソーシャルデザイン ワークス	SOCIALSQUARE Sports	いわき市平上荒川字桜町1番地の1
3	障害福祉サービス事業 の用に供する施設	社会福祉法人福島県 福祉事業協会	のびっこらんど悠悠	いわき市平下高久字川和久18-1

対象河川：釜戸川

No.	施設区分名	法人名	施設名	所在地
1	幼稚園	学校法人星学園	泉幼稚園	泉町四丁目5-3
2	児童福祉施設	—	泉保育所	泉町三丁目2-7
3	児童福祉施設	—	玉露保育所	泉玉露三丁目13-5
4	児童福祉施設	—	渡辺保育所	渡辺町田部字岸8

資料編－ 7

土砂災害警戒区域等内に係る要配慮者等利用施設

No.	法人名	施設名	所在地	土砂災害警戒区域等の名称					
1	—	植 田 小 学 校	いわき市東田町向山3	向山-2	急傾斜				
2	—	内 町 小 学 校	いわき市内郷内町水之出52	水ノ出1号	急傾斜				
3	—	江 名 小 学 校	いわき市江名字天ヶ作130	天ヶ作沢-1	土石流				
4	—	江 名 中 学 校	いわき市永崎字館1	館-1	急傾斜				
5	—	小名浜第一小学校	いわき市小名浜岡小名字台ノ上1-1	※ 台ノ上	急傾斜				
6	—	上 遠 野 中 学 校	いわき市遠野町上遠野字根小屋30	根小屋-1,-2,-3	急傾斜				
7	—	上 遠 野 小 学 校	いわき市遠野町上遠野字本町68	堀切沢2	土石流	本町沢	土石流		
8	—	川 前 小 学 校	いわき市川前町川前字中ノ萱25-1	中ノ萱沢	土石流	中ノ萱沢右支	土石流		
9	—	川 前 中 学 校	いわき市川前町川前字中ノ萱25-1	中ノ萱沢	土石流	中ノ萱沢右支	土石流		
10	—	草 野 小 学 校 絹 谷 分 校	いわき市平絹谷字四反田24	絹谷大苗代-2	急傾斜				
11	—	福 島 県 立 磐 城 高 等 学 校	いわき市平字高月7	七軒町2号-1	急傾斜	※ 高月	急傾斜		
12	—	福島県立磐城桜が丘 高 等 学 校	いわき市平字桜町5	桜町1号	急傾斜	桜町2号	急傾斜	北目1号	急傾斜
13	—	福島県立いわき総合 高 等 学 校	いわき市内郷内町駒谷3-1	※ 駒谷	急傾斜				
14	—	小 玉 小 学 校	いわき市小川町西小川字小玉2の1	小玉	急傾斜				
15	—	平 第 五 小 学 校	いわき市平下荒川字川前58	川前沢	土石流	川前	急傾斜		
16	—	平 第 一 中 学 校	いわき市平字揚土1	楊土-3	急傾斜				
17	—	平 第 三 中 学 校	いわき市平谷川瀬字吉野作56番地の2	吉野作2号-2,-3	急傾斜				
18	—	藤 間 中 学 校	いわき市平藤間座千ヶ久保76	辰ノ口-1	急傾斜				
19	—	宮 小 学 校	いわき市内郷宮町竹之内30	竹之内	急傾斜				
20	—	三 和 小 学 校	いわき市三和町下市萱字竹ノ内126	片岸沢	土石流	竹ノ内2号-1,-2,-3	急傾斜		
21	—	湯 本 第 一 中 学 校	いわき市常磐湯本町吹谷11	※ 吹矢3号	急傾斜	湯台堂	急傾斜		
22	—	湯 本 第 三 中 学 校	いわき市常磐湯本町高倉150	天神	急傾斜				
23	—	湯 本 第 二 小 学 校	いわき市常磐湯本町日渡17	日渡2号-1	急傾斜				
24	—	湯 本 第 二 中 学 校	いわき市常磐湯本町上浅貝10	上浅貝1号	急傾斜				
25	—	四 倉 小 学 校	いわき市四倉町字西4丁目3-3	西三丁目	急傾斜				
26	学校法人昌平聾	いわき短期大学 付 属 幼 稚 園	いわき市平鎌田字石名坂6	寿金沢-1	急傾斜				
27	—	平 第 六 小 学 校	いわき市平中神谷字石脇22	石脇1号	急傾斜				
28	学校法人宝徳学 園	ほうとく幼 稚 園	いわき市後田町石田34	石田	急傾斜				
29	学校法人まこと学 園	ま こと 幼 稚 園	いわき市常磐湯本町宝海133-7	三函1号	急傾斜				
30	—	江 名 幼 稚 園	いわき市江名字上代8-4	萩の作-3	急傾斜	上代	急傾斜		

No.	法人名	施設名	所在地	土砂災害警戒区域等の名称					
31	—	湯 本 第 三 幼 稚 園	いわき市常磐湯本町上浅貝12-1	上浅貝	急傾斜				
32	—	湯 本 第 一 幼 稚 園	いわき市常磐湯本町吹谷113-2	湯台堂	急傾斜				
33		藤 原 幼 稚 園	いわき市常磐藤原町大畑81	別所	急傾斜				
34		平 支 援 学 校	いわき市平上平窪字羽黒40-45	羽黒-2,-3	急傾斜				
35	社会福祉法人育成	い わ き 育 成 園	いわき市高倉町字鶴巻35	天神川	土石流				
36	社会福祉法人誠心	や し お み 荘	いわき市遠野町上遠野字堀切27	本町沢	土石流	堀切沢2	土石流		
37	医療法人秀清会	加沢胃腸整形外科	いわき市常磐水野谷町千代鶴194	水野谷	地滑り				
38	社会福祉法人いわき福音協会	小 島 保 育 園	いわき市内郷小島町作田3	小島	地滑り				
39	社会福祉法人いわき福音協会	野 の 花 ホ ー ム	いわき市平上平窪字羽黒40-51	羽黒-1,-2	急傾斜				
40	社会福祉法人いわき福音協会	カ ナ ン 村	いわき市平上平窪字羽黒40	羽黒-1	急傾斜				
41	社会福祉法人育成	い わ き 学 園	いわき市常磐下船尾町東作51	東作1号	急傾斜				
42	(有)キゾウ志賀工務	江 名 の 家	いわき市江名字荻ノ作146	萩の作-1	急傾斜				
43	—	永 崎 保 育 所	いわき市永崎字川畑217-1	永崎船付-1,-5	急傾斜				
44	—	藺 田 齒 科 医 院	いわき市江名字南町48	南町2号-2	急傾斜				
45	社会福祉法人こひつじ会	白水のぞみ保育園	いわき市内郷白水町入山10-17	入山沢1	土石流				
46	社会福祉法人昌平	児 童 養 護 施 設 い わ き 育 英 舎	いわき市小川町上小川字大坂5	好古沢	土石流	根本沢1	土石流	堂付平	急傾斜
47	社会福祉法人昌平	介護老人保健施設 二 ツ 箭 荘	いわき市小川町字上小川字大坂68-1	好古沢	土石流	根本沢1	土石流		
48	—	やまぐち矯正歯科 ク リ ニ ッ ク	いわき市内郷綴町高野作62	沼尻沢-1,-2	土石流	沼尻沢右支-1,-2	土石流	沼尻沢右支上流	土石流
49	社会福祉法人誠心会	ふ じ み の 園	いわき市遠野町上根本字白坂384-1	白坂	急傾斜				
50	(有)T O M O	ト モ ・ ハ ウ ス	いわき市中之作字勝見ヶ浦49-18	中之作1号-2	急傾斜				
51	社会福祉法人いわき福音協会	福祉サービス事業所 か が や き	いわき市好間町下好間字大館173-1	大館1号-2	急傾斜				
52	社会福祉法人いわき福音協会	指定障害者支援施設 は ま ぎ く 荘	いわき市平下平窪字熊ヶ平6	熊ヶ平	急傾斜				
53	社会福祉法人いわき福音協会	指 定 障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 は ま ゆ う	いわき市平下平窪字熊ヶ平6	熊ヶ平	急傾斜				
54	—	サ ハ コ ハ ウ ス	いわき市常磐湯本町三函4-4	三函2号	急傾斜				
55	公益財団法人と き わ 会	ゆ し ま や 保 育 園	いわき市常磐松が台102	湯台堂2号	急傾斜				
56	(株)アルテディア	ほほえみの街いわき	いわき市平字旧城跡36-10	旧城跡4号	急傾斜				
57	社会福祉法人いわき福音協会	は ま な す 荘	いわき市平中平窪字二堂田2番地	熊ヶ平2号	急傾斜				
58	(株)WILL GOLD	グ ル ー プ ホ ー ム あ し び	いわき市内郷内町金坂21番地の2	金坂1号	急傾斜				
59	特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス	SOCIALSQUARE	いわき市内郷内町水之出17	水之出1号	急傾斜				
60	(有)新宿	MY ALL	いわき市平鎌田字西山72-3 菊川マンション2F	小山下	急傾斜				
61	(株)いわきケアクラブ	スパガーデン松が台	いわき市常磐松が台174	湯台堂2号	急傾斜				

※ 土砂災害警戒区域等未指定箇所

水害時の感染症等予防マニュアル

い わ き 市

平成 20 年 11 月作成
(平成 24 年度 改訂)
(平成 25 年度 改訂)
(平成 30 年度 改訂)

水害時の感染対策について

台風や集中豪雨により、家屋等への浸水被害が発生した場合、被災地域では衛生環境が不良となり、細菌性の下痢症などの感染症や食中毒が蔓延する恐れがある。

また、被災者にとっても後片付けなどで肉体的・精神的にも疲労し、健康状態が不調となることが考えられる。

こうしたことから、被災者の健康管理のため、感染症の予防に留意して保健指導を行う。

I 健康調査及び保健指導

1 被災者の健康調査方法

- (1) 地区水防本部と連携し、医療班は被災者の情報収集をする。
- (2) 被災者の健康状態を別紙様式1「健康調査票」を用いて調査し、必要時保健指導する。
- (3) 被災者に対し、別紙資料1を配布するとともに、「Ⅱ 感染予防について」を参考にし、感染予防策について十分説明する。
- (4) 必要に応じ、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）を配布する。（原則として、床上浸水被災者家庭とする）
- (5) 消毒薬を購入する必要があるときは、保健所総務課感染症対策係（☎27-8595）へ購入予定薬剤の品名及び数量を事前に連絡した上で、請求伝票を送付する。
- (6) 「健康調査票」は事後指導等に活用する。

2 感染症の予防に関する保健指導事項

①手洗いを十分に行う。

特に、調理や食事をする場合、トイレの後には、石けんで十分手指等の汚れを落とす。

②浸水した調理器具を使用する場合は、「Ⅱ-2 消毒の方法」を参考に消毒をしてから使用する。

③生水は飲用せず、飲用に適する水を飲むこと。

④水道水に異常を感じた場合は、水道局に連絡する。

⑤浸水した井戸や受水槽については、安全と衛生を点検・確認してから使用する。

やむを得ず使用する場合は、煮沸してから使用する。

⑥避難所等で調理した食品は、できるだけ早く食べ、残った場合は廃棄する。

⑦水に浸かった食品や停電により保存温度が保てなかった「要冷蔵・冷凍食品」はできるだけ食べずに廃棄する。

⑧発熱、下痢、腹痛などの症状があった場合や、からだに異常を感じたら、早めに医療機関を受診する。

Ⅱ 感染予防について

水害が発生した後は、下水やし尿・腐敗物などによって不衛生な状態となり、感染症や食中毒などの発生が危惧されるため、適切に保健指導を行う。

原則として、雨水が浸水した場合は、水道水でよく水洗いし、風通しをよくして乾燥を行えば衛生対策として十分だが、汚水などが浸水した場合は、水道水でよく水洗いをして汚れを十分除去した後に消毒が必要となる。（消毒は、洗浄後でないと効果を発揮することはできない。）

1 被災した家屋の清掃方法

(1) 屋外の場合

基本的には、屋外（床下や庭）の消毒は原則不要。

(2) 床下浸水の場合

- ①家の周囲や床下などにある水や汚泥をかき出し、不要なものを片付ける。
- ②床下は、新聞紙や雑巾等で吸水し、風通しをよくして十分に乾燥させる。
（扇風機などで強制的に換気することもよい）
- ③水で流せるところは、泥などの汚れをよく洗い流す。

消石灰の取り扱い

消石灰は、湿気を含むと発熱し、乾燥の手助けとなることから使用することがある。
ただし、消石灰の取り扱いには十分注意が必要。

- ・消石灰を素手で触らない
- 〔・目に入らないようにする
目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い流し、
医療機関を受診する。〕

(3) 床上浸水の場合

- ①水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要なものを片付ける。
 - ②汚れた家具や床・壁などは、水道水でよく洗い流すか水拭きをし、十分に乾燥させる。
 - ③食器類や調理器具などは、水洗いして汚れを洗い流し、消毒液や熱湯で消毒する。
 - ④冷蔵庫や食器棚などは、汚れをきれいに拭き取った後、消毒液で消毒する。
 - ⑤水に濡れた電気配線や家電製品は、安全のため専門家の点検を受けてから使用する。
- ※消毒の方法は、「2 消毒の方法」を参考

(3) 作業上の注意

- ①作業時は、傷口からの感染を防ぐため、丈夫な手袋や底の厚い靴、長袖など肌の見えない服装を着用すること。
- ②作業中のすり傷やきり傷は、傷口をきれいな水で洗い流した後消毒する。出血が多い時は、タオルや布などを当てて圧迫止血して、医療機関を受診する。特に、刺し傷は傷口が小さくても奥が深く、細菌が入ると破傷風にかかることがあるので医療機関で適切な処置を受ける。
- ③土ほこりがある場所は、土ほこりが目に入って結膜炎になったり、口から入ってのどや肺に炎症を起こしたりすることもあるので、ゴーグルやマスクを着用し保護する。
- ④被災地での後片付け作業による汚れには、いろいろな細菌が混在するため、作業終了後は、汚れを流水でよく洗い流す。特に、汚れた手のままでの飲食は避ける。飲食前は、必ず石けんを使って流水でよく洗う。

手 洗 い の 方 法

- *石けんをよく泡立て、手の甲、手のひらから、指の間を丁寧に洗っていき、爪の隙間も注意して洗いましょう。(爪ブラシなどを使用するとより効果的です。)
- *さらに10秒～15秒以上もみ洗いをし、流水でよく洗い流して、清潔なタオルで手を拭きましょう。

☞手指消毒には、速乾性擦式手指消毒薬（液を手に取り、こすり合わせて乾燥させて使用する消毒薬）の利用も効果的です。
（商品名：ウエルパス、ヒビスコール、アルボナースなど）

参考資料：資料2

2 消毒の方法

(1) 薬剤による消毒

汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用し、対象物が、色褪せ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒液	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤) 〔商品名：ハイター ミルトン ピューラックス〕	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒液を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする ③よく乾燥させる	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②調整した液を浸した布などでよく拭く ③金属面や木面など色褪せが気になる場所は、水で2度拭きする
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用 ①洗剤と水で洗う ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性せっけん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く

〈消毒時の留意点〉

*消毒薬は、常温で使用し、薬品ごとに適正な希釈濃度と消毒時間を確認し使用すること

*消毒薬は、子どもの手の届かない所に保管すること

*薬剤を使用する時には、必ず有効期限を確認する。

*次亜塩素酸ナトリウムは、市内スーパーや薬局、ホームセンターなどで取り扱いあり

*マルトは市伝票で対応可、ツルハ、カワチは市伝票の取扱いはないが、一般の対応は可

(2) 加熱による消毒

消毒対象	消毒方法
*食器・包丁・まな板 *哺乳びん・乳首	汚れを洗い落してから、80度以上に保った熱水に10分間漬ける（材質によっては熱に弱いものがあり、特に哺乳びんや乳首は説明書に従う。）
*タオル・衣類	十分に水洗いや洗濯した後、乾燥機にかける
*食品	中心部まで熱がとおるよう十分に加熱する （ノロウイルスは85～90℃で90秒以上加熱すると死滅）

水 害 時 の 消 毒 方 法 一 覧

いわき市保健所

消毒液	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸 ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤) ※汚染がひどい時や長時間浸水していた 場合は優先して使用する	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、 消毒液を含ませた布で拭き、 その後、水洗い・水拭きする ③よく乾燥させる	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで 水拭きしてから、十分に乾燥させる ②調整した液を浸した布などでよく拭く ③金属面や木面など色褪せが気になる 場所は、水で2度拭きする
消毒用 アルコール	希釈せず、原液のまま使用 ①洗剤と水で洗う ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで 水拭きしてから、十分に乾燥させる ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用する ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化 ベンザルコニウム (逆性せっけん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで 水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで 水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く

※原則として屋外（床下や庭など）の消毒は不要です。

※薬剤を取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用して、皮膚や目にかからないよう注意しましょう。

※皮膚についた場合には、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は、大量の水で洗い流し、医師の診察を受けてください。

※説明書をよく読んで読む濃度を守ってください。また、使用する直前に希釈してください。

※他の消毒液や洗剤などと混合しないよう注意してください。

※誤飲などの事故防止のため、他の容器に移して保管しないでください。

※浄化槽の微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないでください。

※薬品の使用前には、必ず「取り扱い説明書」を確認し、事故が起こらないよう注意してください。

消毒薬は、過剰に使用すると人体や環境
へ影響を与えることがありますので、使用
は必要最小限としましょう。

《感染予防のための効果的な手の洗い方》 手を洗いましょう

まず、洗う前のチェック事項！

- ・爪は短く切っていますか？
- ・時計や指輪をはずしていますか？

汚れが残しやすいところ・・・

特に、指先や手首、指の間は注意！

.....手洗いの順序.....

① 手のひらをよくこする

流水で十分に洗い
流す(30秒以上)



② 手の甲を伸ばすようにこする

液体せっけんを十分に
泡立ててこする



③ 指先・爪の間を入念にこする。



④ 指の間を洗う



⑤ 親指と手のひらをねじり洗いする。



⑥ 手首も忘れずに洗う。



共用は禁止

手を拭くときは 個人用手ふき か ペーパータオル を使いましょう。

※せっけん自体にはノロウイルスを殺す効果はありませんが、手の脂肪など汚れを落とすことでウイルスを取り除く効果があります。

手洗い後アルコール手指消毒剤を十分に刷り込むとさらに効果的です。

健康調査票 (水害用)

様式1

地区 No.

○調査年月日 (初 回) 年 月 日 午前・午後 時 分
(再 訪) ※必要時 年 月 日 午前・午後 時 分

○被災世帯住所
世帯主
電話 ()

○世帯員の健康状況

	氏 名	年齢	性別	続柄	健 康 状 況	摘 要
1			男 女		良・普通・不調 (下痢 発熱 腹痛 吐き気)	
2			男 女		良・普通・不調 (下痢 発熱 腹痛 吐き気)	
3			男 女		良・普通・不調 (下痢 発熱 腹痛 吐き気)	
4			男 女		良・普通・不調 (下痢 発熱 腹痛 吐き気)	
5			男 女		良・普通・不調 (下痢 発熱 腹痛 吐き気)	

○被害の状況 床上・床下 cm

○住居の状況 飲料水: 水道水 ・ 井戸水 ・ その他 ()
便 所: 汲み取り ・ 浄化槽 ・ 下水道
月 日 済・予定・未定

○消毒の状況 実施済: 月 日実施 (使用薬剤= 消毒液)
未実施: 月 日予定 ・ 未定

○薬剤等の配布 なし ・ あり (消毒液 ml)
実施状況確認 月 日 (電話 ・ 訪問)

備 考

(担 当)

参 考 資 料

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年10月2日法律第114号)

第五章 消毒その他の措置

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(平成10年12月28日厚生省令第208号)

第五章 消毒その他の措置

(消毒の方法)

第十四条 法第二十七条第一項及び第二項に規定する消毒は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行うものとする。

- 一 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
- 二 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

資料編－９ 関係法令等

水 防 法

水防法

発令 : 昭和 24 年 6 月 4 日号外法律第 193 号

最終改正 : 平成 29 年 5 月 19 日号外法律第 31 号

改正内容 : 平成 29 年 5 月 19 日号外法律第 31 号[平成 29 年 6 月 19 日]

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の

一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、

その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面

積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害

を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項

を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町

村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十

八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する

ものとする。

- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の

適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号抄〕

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月八日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二十九年七月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十〇年七月一日法律第六一号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一日法律第一四一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十二年五月一六日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
〔後略〕

〔昭和三十二年八月政令二五三号により、昭和三二・八・一〇から施行〕

附 則〔昭和三十三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十三年四月政令九五号により、昭和二三・五・一から施行〕

附 則〔昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四十七年六月二三日法律第九四号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五十七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五十九年一二月二五日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三編第三章の改正規定の施行の日〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附 則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

二 〔略〕

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

[平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

附 則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(気象業務法の一部改正)

- 2 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）

第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定が

あるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年十一月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年一月二四日法律第一二四号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日〔平成二三年一月二七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定

により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一一日〕又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四・五 〔略〕

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年一一月一九日法律第一〇九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附 則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料編－10 水防工法

4. 水 防 工 法

(1) 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 越水（溢水）による場合…堤防から水があふれて、堤防の裏法面から欠壊していく
- ② 浸透（漏水）による場合…河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

原 因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
越 水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 対 策	釜段工 (金築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
漏水対策	川表対	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木 流 し 工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
裏 の り 崩 壊	き 裂	五 徳 縫 い 工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五 徳 縫 い 工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹 さ し 工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		か ご 止 め 工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
そ の 他	流下物除去 作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

(2) 水 防 用 語

① 土俵、土のうに用いられる用語

- 栈 俵 …… たわらの両側をふたするもので、稲わらでたわらと別にあらかじめ円形に編み用意されている。
- 一壺がけ …… たわらに栈俵を取りつける方法で1箇所づつなわを通してとめる方法。
- 二壺がけ …… たわらに栈俵を取りつける方法で2箇所づつなわを通してとめる方法。
- 小口ならべ …… 土俵や土のうの積み方として小さい面が水に向かうように積む方法。
- 長手ならべ …… 小口ならべに対して長いほうの面が水に向かうように積む方法。
- いも継ぎ …… 土俵や土のうを積み重ねるとき、その継ぎ目が一点に集中するような積み方をする場合で、積み土俵工などでは極力避けなければならない。
- 呷 …… 穀物、肥料あるいは塩などを入れ貯蔵や運搬に供するため、わらを編んで作った袋で中に土をつめ土俵として利用される。塩用に作ったものはその編目も細かく土俵として適当でとくにこれを塩呷と呼ぶことがある。
- あんこ …… 土のうだけでは水密性に欠けることが多いので、土のうと土のうとの間に土を入れ踏み固めこれに対応するもので、中に入れる土のことをいう。
- 円 匙 …… スコップのことで日本語の漢字をあてたもの。
- 簀の子巻き …… 巻き寿司を作るときの要領で河岸決壊防止のためシート張りやむしろ張りを施工するとき重り土のうを実として寿司状に巻き、水中に投入する直前の状態をいう。
- 枕土俵・枕土のう …… 控なわが堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防のり肩付近に土俵、土のうを置き、その上にロープ、なわをのせ堤防を傷つけないようにする土俵や土のうのこと。
- 煽り止め …… むしろ張りやシート張りなどの工法でむしろ、シートが洪水によってめくれないよう重り土のうなどで押さえることをいう。
- 重り土のう …… おどり止めやあみ工などに重りとして用いられる土のうや土俵をいう。

② なわ使用上の用語

- 控 な わ …… 木流し、むしろ張り工などの工法に用いられ堤防裏のり肩付近の止めくいに結束され控えとするものである。拵なわとも書く。
- 二子なわ …… 一重なわでは強度が不足する場合、なわ編み機などで二重のなわにして用いる。
使用箇所…木流し工の木と重り土のうと結束、むしろ張り工のむしろ縫い用のなわなど。
- 三子なわ …… 二子なわよりさらに強度が要求されるような場合なわ3本をたばねて使用する。
使用箇所…木流し工の土俵取付用つりなわ、むしろ張り工の控えなわ、重り土のうつりなわなど。
- 舟 結 び …… むしろ張り工の力竹なわを結ぶとき用いられる。
「の」の字結び …… 重り土俵になわを結束するとき、または、表むしろ張り工のむしろつりなわと骨竹とを結束するときなどに用いられる。
- いぼ結び …… 重り土俵になわを結束するとき用いられる。
- みみかくし …… むしろ張り工のむしろ最下端に重り土俵を結束する方法、あるいは木流し工において幹になわをみみかくしに結束し重り土俵、土のうを結びつける。

③ くいに関する用語

- 留め杭……………控えとして用いられるなわ、ロープ、鉄線を結束するために打ち込まれるくい、止め杭とも書く。
- 控え杭……………釜段工や月の輪工として積み上げた土俵や土のうが滑動しないように串ざし状に打ち込むくいである。
- 並べ杭……………くい打ち積土俵工など積み上げる土俵、土のうが通りよく並ぶように一直線に約60cmくらいの間隔で打ち込んだくい。
- 押さえ木……………くい打ち積土俵工の支木の中央部付近を支えるように打ち込んだくい。
- 千鳥配置……………千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線ではなくジグザグに配置することをいう。

④ 竹に関する用語

- 小割竹……………太い丸竹を何本かの小さい竹に割ってしがら組みなどにして用いる竹。
- 半割竹……………丸竹を半分に割って用いる竹で、中のふしをとって樋として用いることもある。
- 2年子竹……………老竹でなく柔軟性のある2年目くらいの竹をいう。
- 力竹……………むしろ張り工に用いる竹で縫いあげたむしろの上、下端にとりつける丸先でむしろの縫いなわを舟結びで結束する。
- 骨竹……………むしろ張り工の縫いむしろを補強するために、細目の竹をたがいちがいむしろに縫い込む竹をいう。
- 竹針……………むしろ張り工のむしろ1枚1枚をなわで縫うとき針のようにして用いる先をとがらせた竹をいう。
- 竹ピン……………川裏側でむしろ張り工を行う場合むしろの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいにさし込み堤防に密着させる場合などに用いられる。
- 竹棚・竹しがら編み……………築き廻し工や土俵羽口工などに用いられ、くいや土俵が一体となって働くように竹を編みあげて補強する策として利用される。
- 蛇腹編み……………土俵羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。

⑤ 蓆使用に用いられる用語

- 針子縫い……………竹ピンでむしろを止め、煽（おど）り止めをすることをいう。

⑥ その他難解な水防用語

- 堤防がうむ……………堤防が長時間にわたって洪水に浸された場合に生じる現象で堤防が飽和した、いわゆるぬかるみ状をいう。うむという字は漢字で熟むが当たり、土質用語ではクィックサンドが適当である。
- 堤防決壊……………堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で浸食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤・氾らんしている状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤・氾らんなどの言葉を用いることが望ましい。
- パイピング……………堤体内の浸透水圧のため、土中の細かい粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語でボイルングの一種である。

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

(3) 水防工法の解説

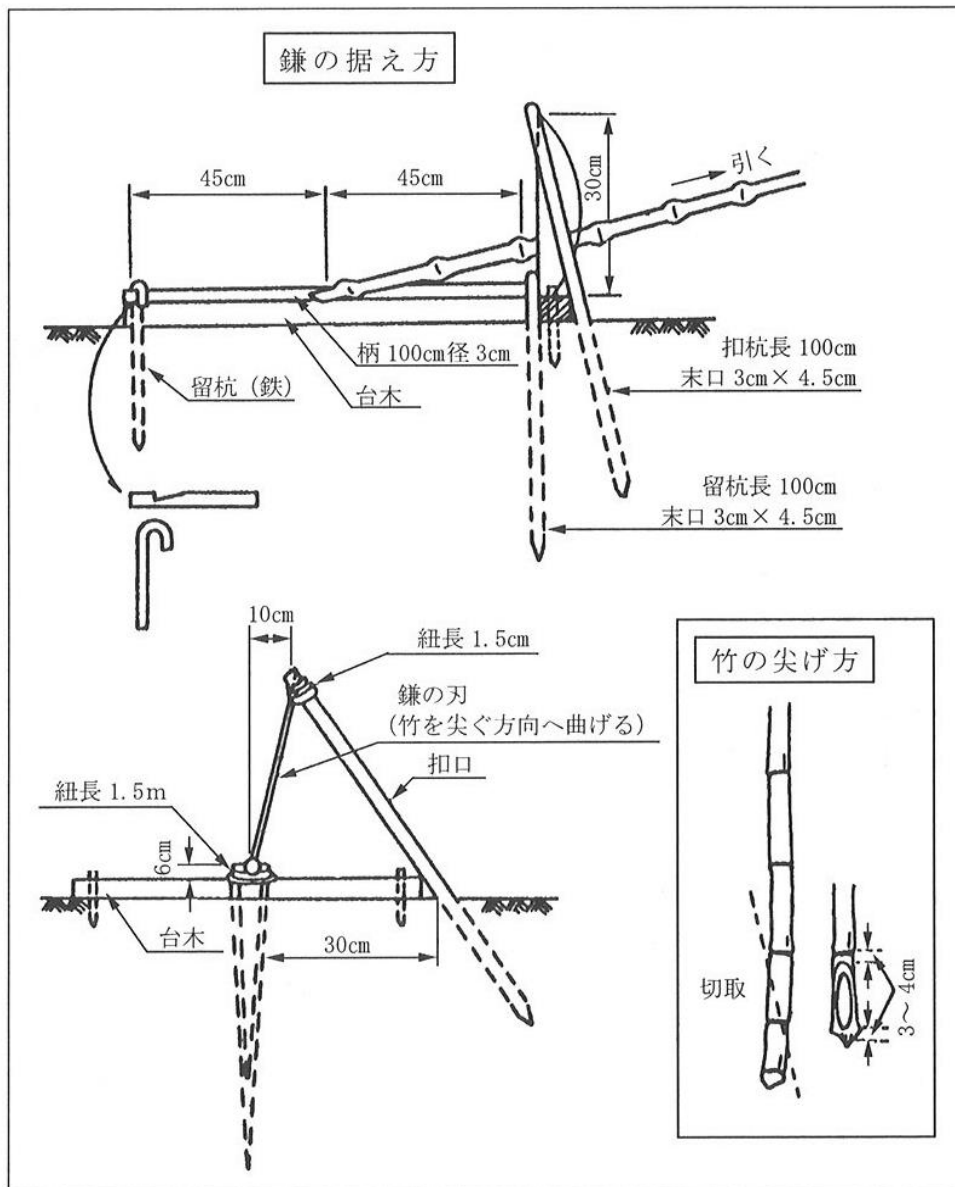
① 竹尖げ、杭^{こしら}え



(竹尖げ)

竹尖げの用途：五徳縫い、折返し、控取り、杭用等。

尖 げ 方：竹の径の五倍くらいのあいだを片のめにそぎ、尖端には割れを防ぐため節を残す。竹尖げ専用の鎌を台木に取付け、枕木を地上に打って台木を固定し、1人が鎌に接して、折敷の姿勢をとり他の2人が後から引く。竹をおさえる位置は竹の元から45cm位の所で竹の節を鎌の刃につけ、竹の巾だけ内にして引けば30cm位に尖がる。

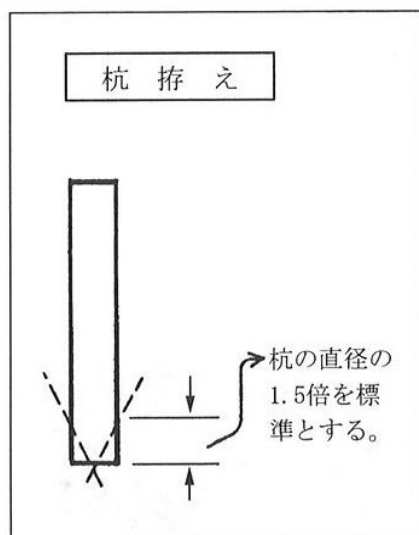


鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄を1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折にして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。
- (3) 竹尖げの所要時間は15分で20本を標準とする。

竹尖げ数量表（1組当たり15本）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
3 人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	



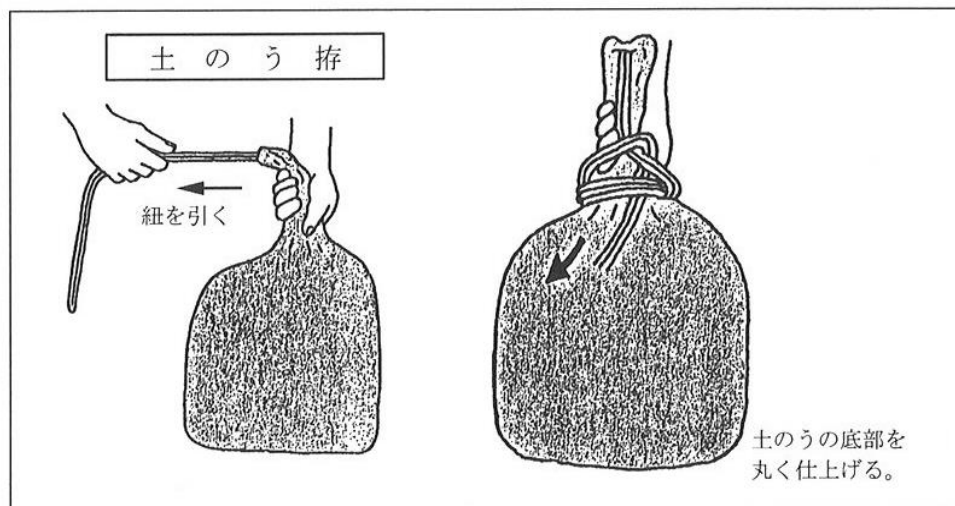
拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

杭拵え数量表（1組当たり10本）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
2 人	杭	末口 9cm 長 1.2m	本	10	ナタ	丁	1	

② 土のう作り

拵え方：土のうに土砂を30kg～50kg ぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口をしぼる。しぼり終えたら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。



土のう拵え数量表（1組当り20袋）

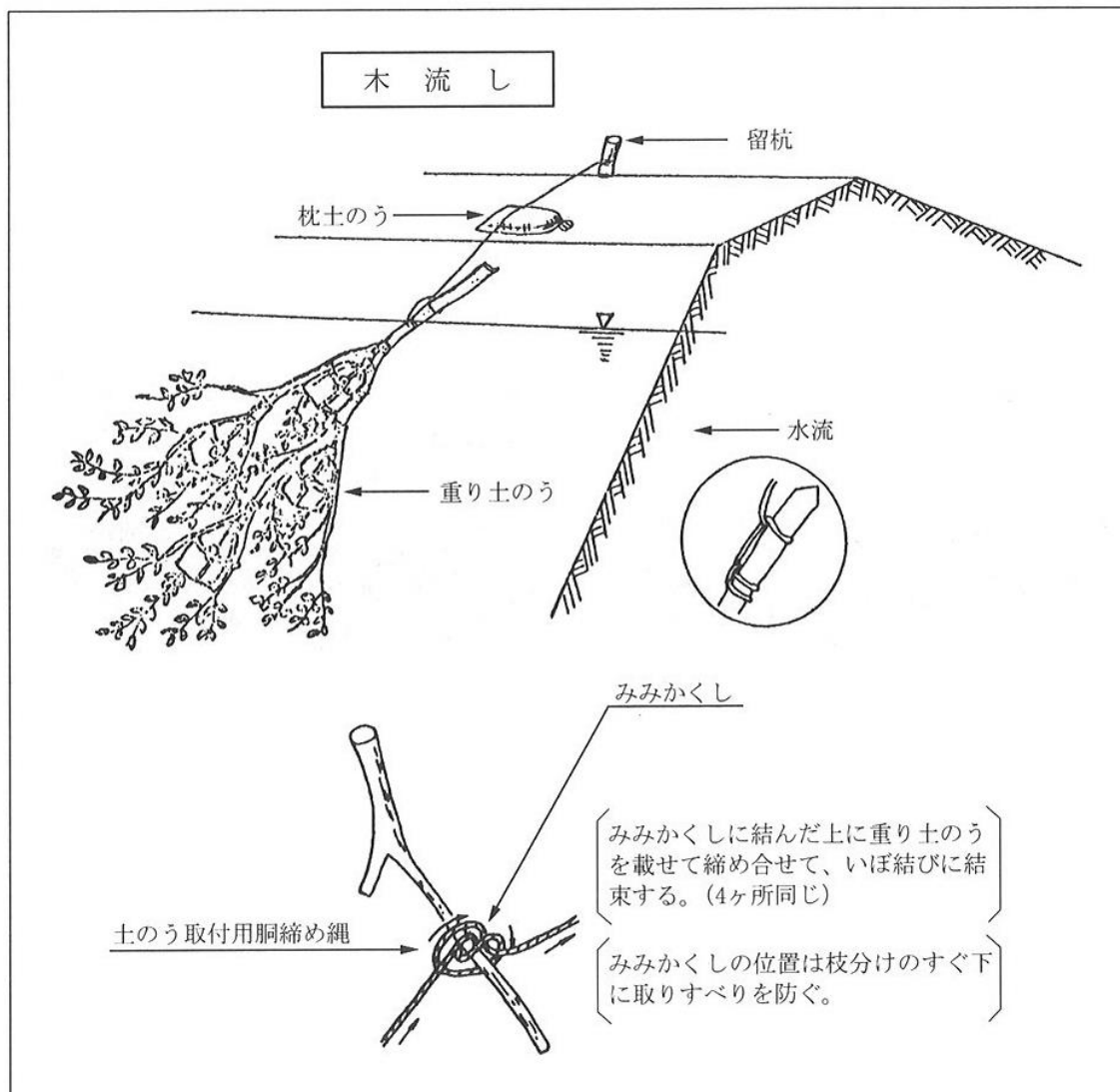
人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
2 人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1	

③ 木流し (竹流し)



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

作り方：枝葉の繁茂した樹木（又は竹）根本から切り、枝に重り土のう（又は石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

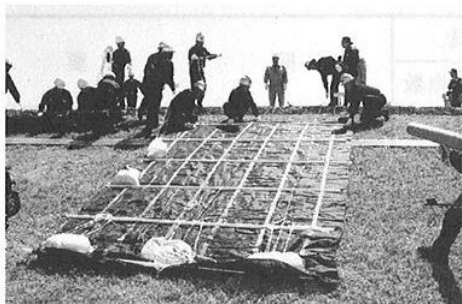


木流し数量表（1組当り1本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形状寸法	単位	員数	名 称	単位	員数	
10 人	雑 木	長 約 5.5m 末口 9cm	本	1	掛 矢 丁		1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9cm	〃	1	ペンチ	〃	1	
	土 の う	ひ も 付 き	袋	5				
	二 子 縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	三 子 縄 (吊 縄)	長 14.5m (2ツ折)	〃	4				
	鉄 線	10# 亜鉛鍍	m	20				

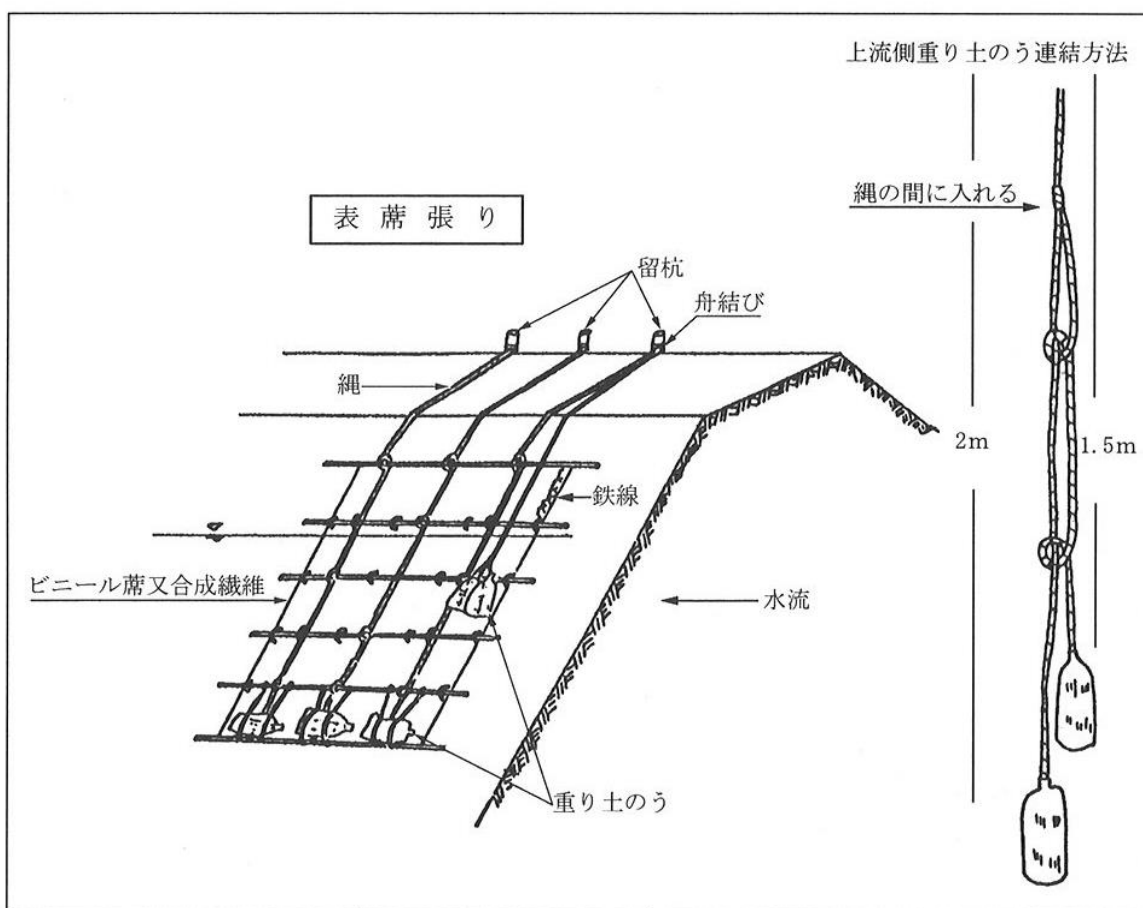


④ おもてむしう 表蓆（シート）張り



目的：川表法崩壊及び透水防止。

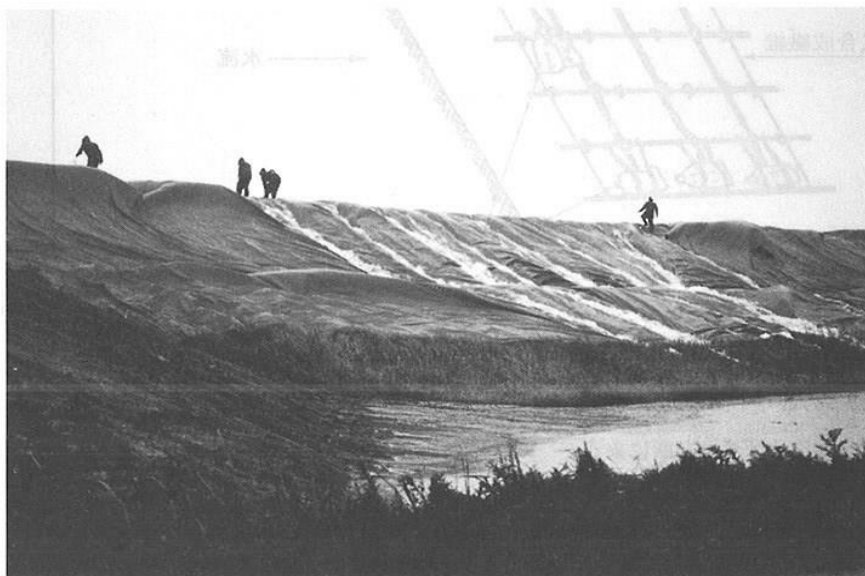
拵え方：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚
 又は15枚を縄で縫い合わせ、（シートを使用する場
 合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹を
 あらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを
 芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめ
 て垂れおろし、所々に小割竹（長さ45cm、幅2cm位）
 を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの重り土のうのを
 せて固定させる。



（注）上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

表席張り数量表〔ビニール蓆又は合成繊維シート使用〕（１組１枚当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm	枚	9	縫 針	個	2~3	合成繊維シートの場合、縫針必要なし
		又は 合成繊維シート 5.0 m×2.7 m	〃	1				
	竹	目通り 9cm 長 2.9 m	本	6	掛 矢	丁	1	
	杭	末 口 10cm 長 1.2 m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5				枕土のう外3袋
	二子縄	長 3.5m(ビニール可)	筋	2				合成繊維シート使用の場合必要なし
	〃	長 5.5m (〃)	〃	2				〃
	〃	長 6.5m (〃)	〃	6				
	〃	長 61.0m (〃)	〃	1				
	蓆吊縄	長 11.0m (〃)	〃	3				
	三子縄	長 12.0m (〃)	〃	3				
	〃	長 7.5m (〃)	〃	2				
	〃	長 14.5m (〃)	〃	1				

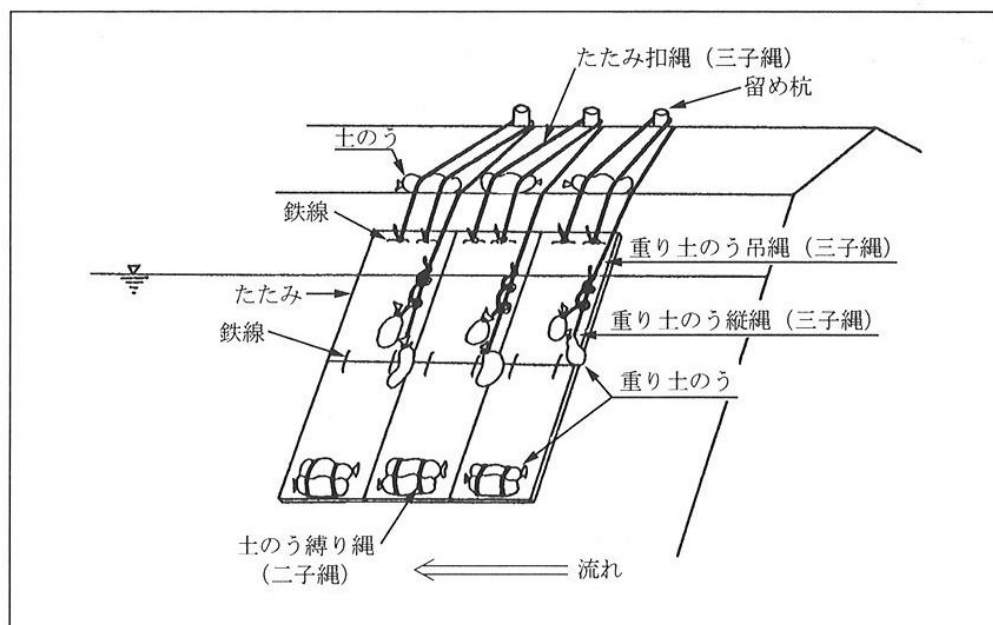


懸命な水防作業にもかかわらず、水位は上昇を続け、ついに越水が始まる堤防を覆ったシートの上を幾筋かの水が流れ落ちる状況

〔畳張り工〕

従来より使われている表席張と同様な効果を期待して考案された方法であり、出水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

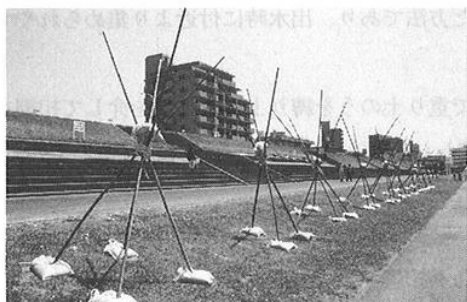
畳二枚を縦方向に鉄線で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落し川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



数 量 表

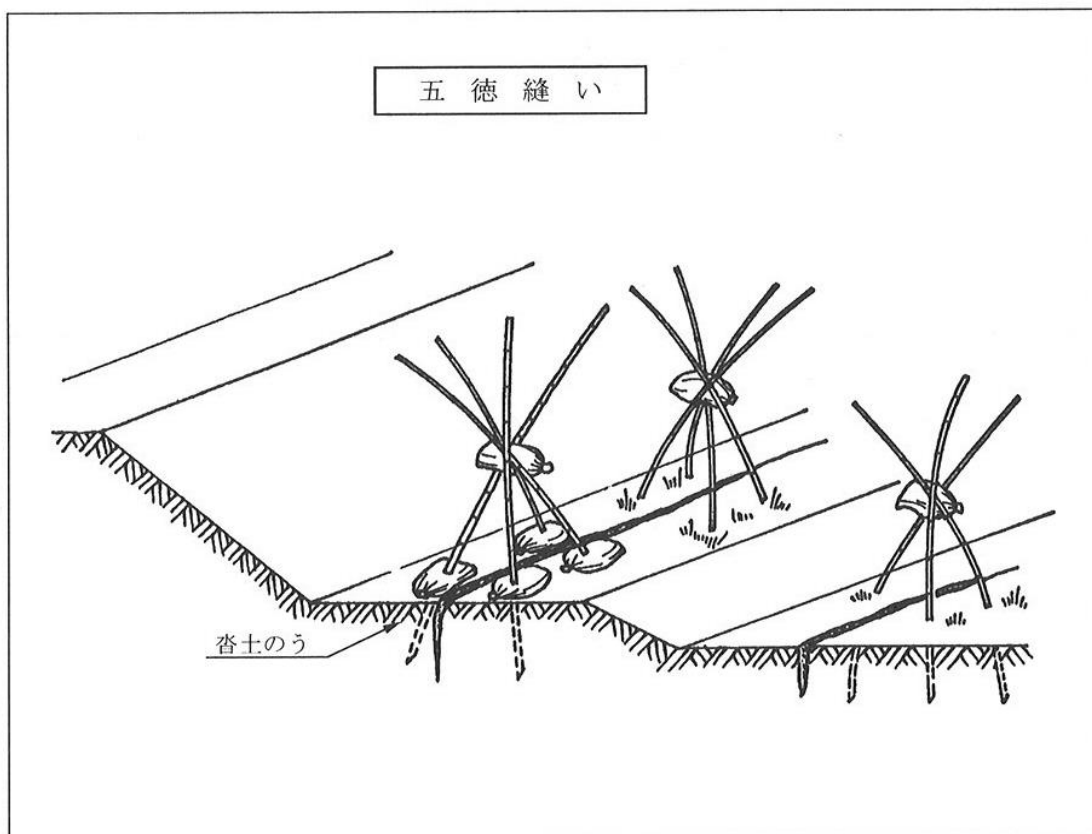
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛 矢 丁		1	
	木 杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	3	ペンチ	〃	3	
	土 の う		袋	15				
	鉄 線	8 # 1.5mもの	本	18				
	たたみ扣縄 (三子縄)	12mもの	〃	16				
	重り土のう 吊 縄 (三子縄)	14.5mもの	〃	3				
	重り土のう 縦 縄 (三子縄)	7.5mもの	〃	6				
	たたみ下端 重り土のう 縛 り 縄 (二子縄)	7mもの	〃	6				

⑤ 五 徳 縫 い

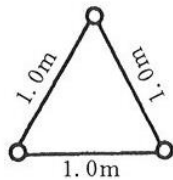


目 的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

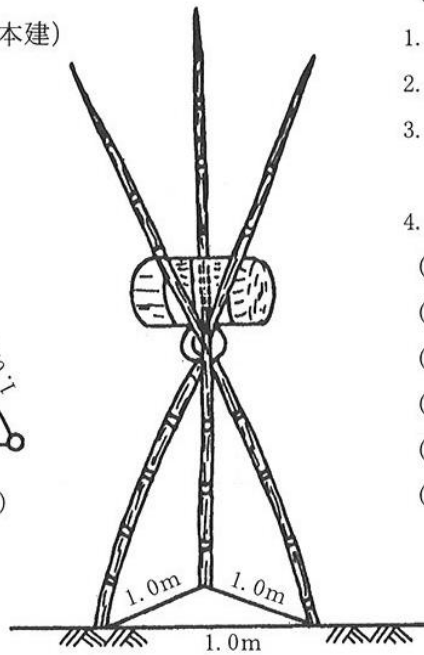
拵 え 方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1 m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2 m～1.5 mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いるこの工法は法面に行くよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。



(其の一 3本建)



(堤防に平行)

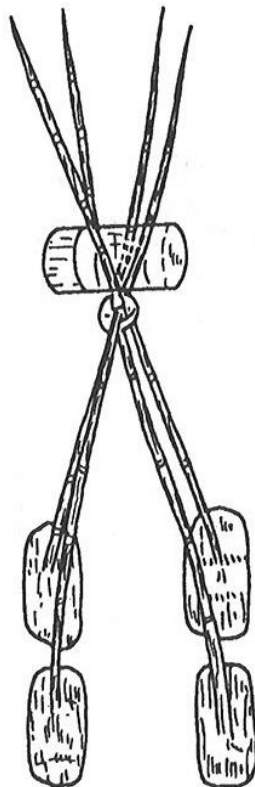


(作業要領)

1. 竹建て
2. 竹の切口を中心に向けてさす。
3. 竹の結束は太陽廻りに締め合せる。此の際位置は目の高さとする。
4. 縄締め順序
 - (1) 縄端を船結びに結束。
 - (2) 大廻り 2 回 (太陽廻り)
 - (3) 1 本毎に巻き付ける。
 - (4) 大廻り 3 回
 - (5) 竹の結び目を十字につつみをかけて結束。
 - (6) 最後に重り土俵をのせ余った縄で一回廻しで完結する。

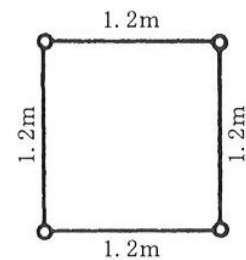
此の際元位置に戻して結束する重り土俵は水流に平行。

(其の二 4本建)



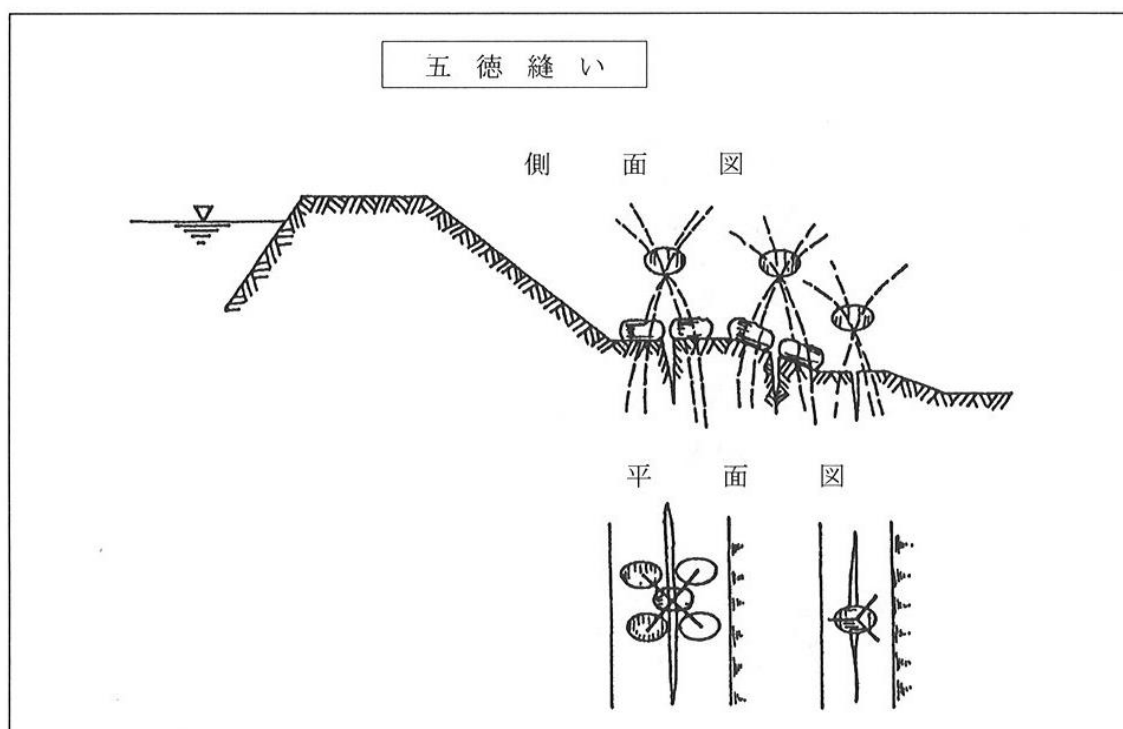
(作業要領)

3本建に同じ。



五徳縫い数量表（1組1本立当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	竹	目通り周 18cm 末 延	本	3				3 本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	4				
	二子縄	16.5 m	本	1				
	竹	目通り周 18cm 末 延	〃	4				4 本建の場合
	土のう	ひ も 付 き	袋	5				
	二子縄	18.0 m	本	1				

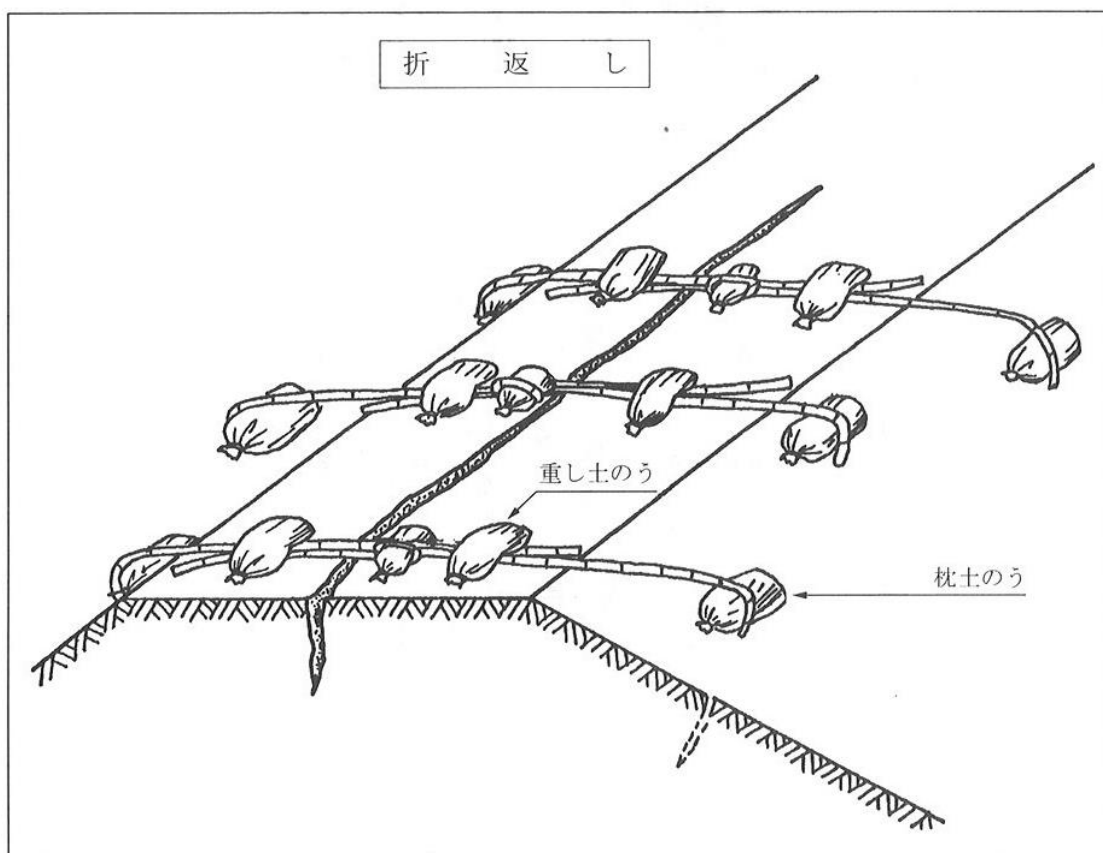


⑥ 折 返 し



目 的：堤防天ばにき裂を生じた場合、崩壊を防止する。

拵 え 方：天ばの表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折りまげ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は折損しやすいため麻袋などを丸めて芯にする。又、竹の締り具合をよくするため、天ばに重り土のうを載せる。

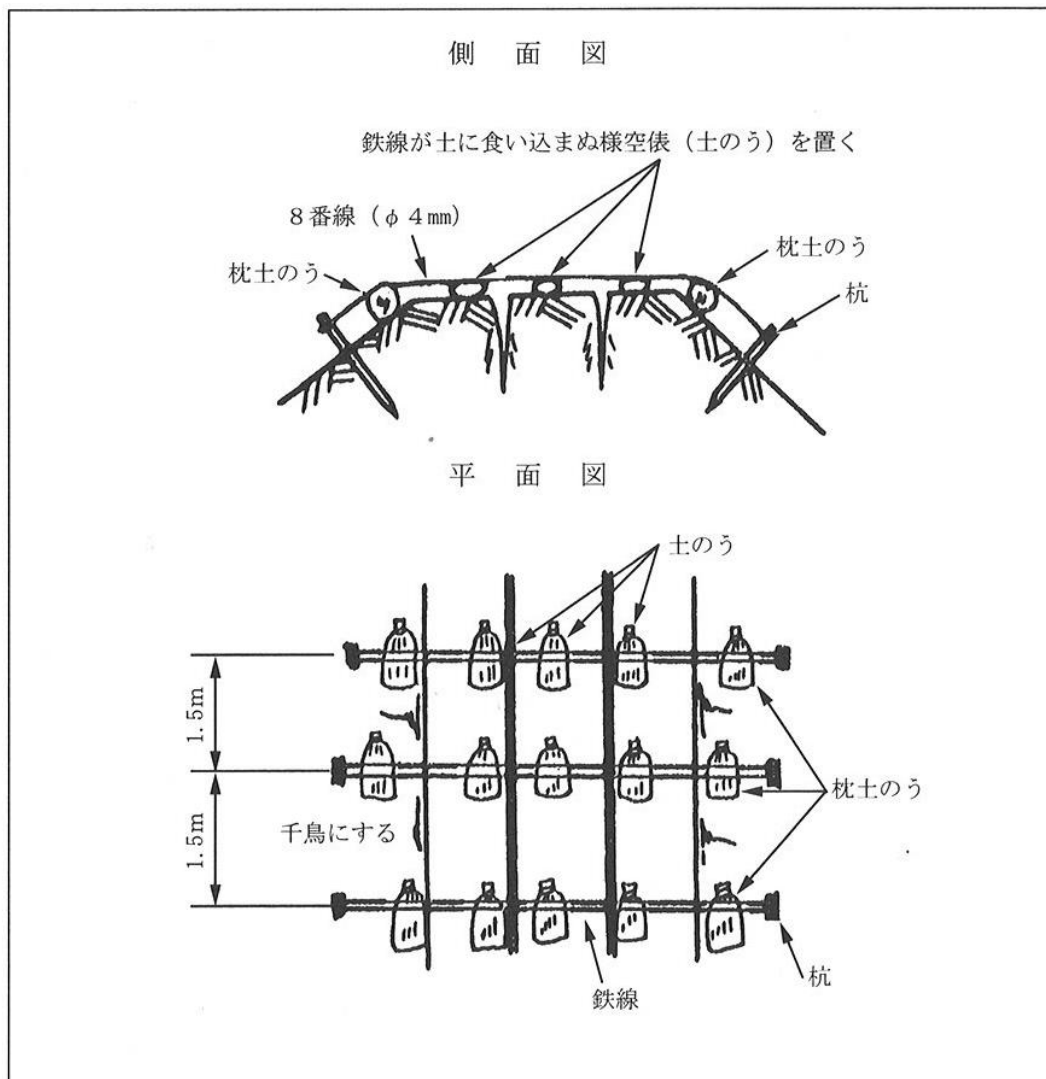


折返し数量表（1組1筋当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	竹	目通り周 18cm	本	2	鉋	丁	2	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5	掛 矢	〃	4	
	麻 袋		個	1				
	二子縄	長 1 m	筋	4				

〔鉄線を使用する場合〕

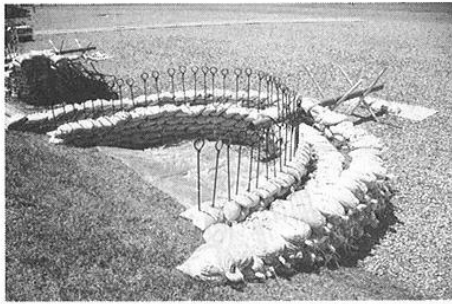
竹の代りに鉄線と木杭により行う。



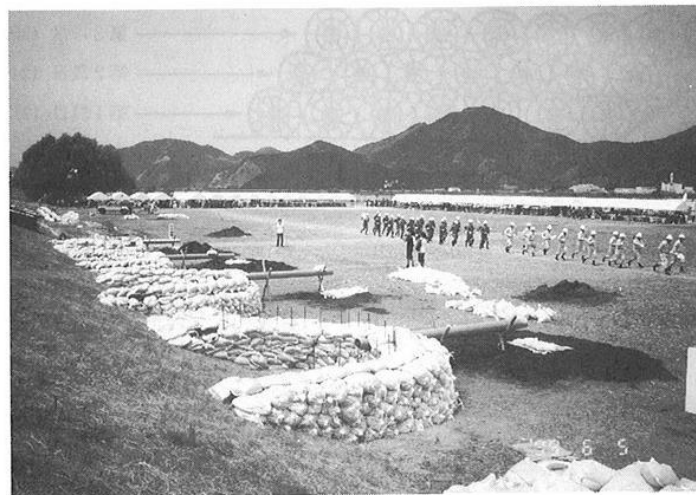
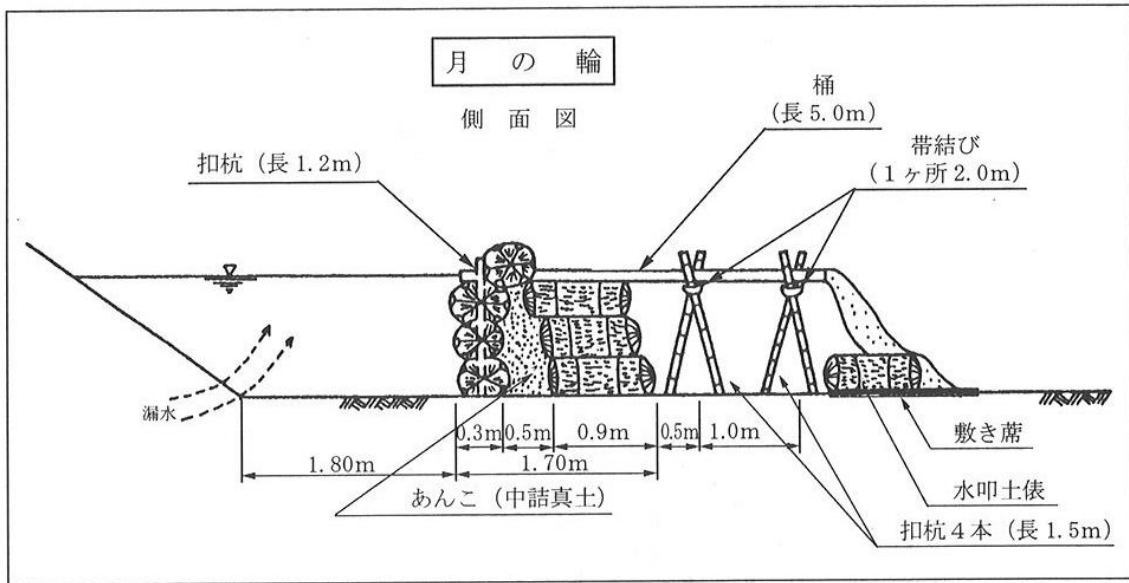
折返し数量表〔鉄線使用〕（1組1筋当り）

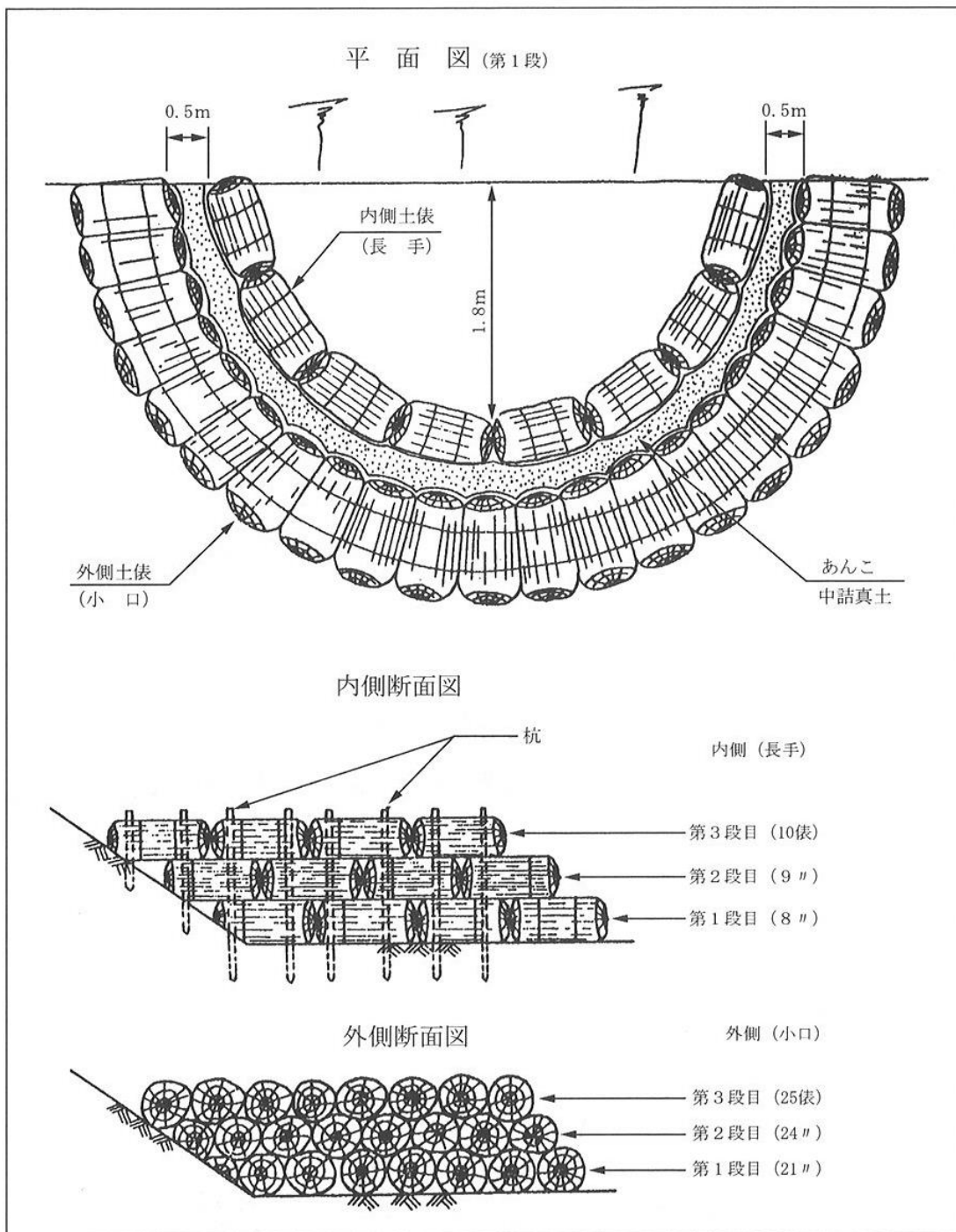
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
10 人	鉄 線	8 号	本	1	鉋	丁	1	
	杭	末口 10cm 長 1.5 m	〃	2	掛 矢	〃	1	
	土のう	ひ も 付 き	袋	5	ペンチ	〃	1	

⑦ 月 の 輪

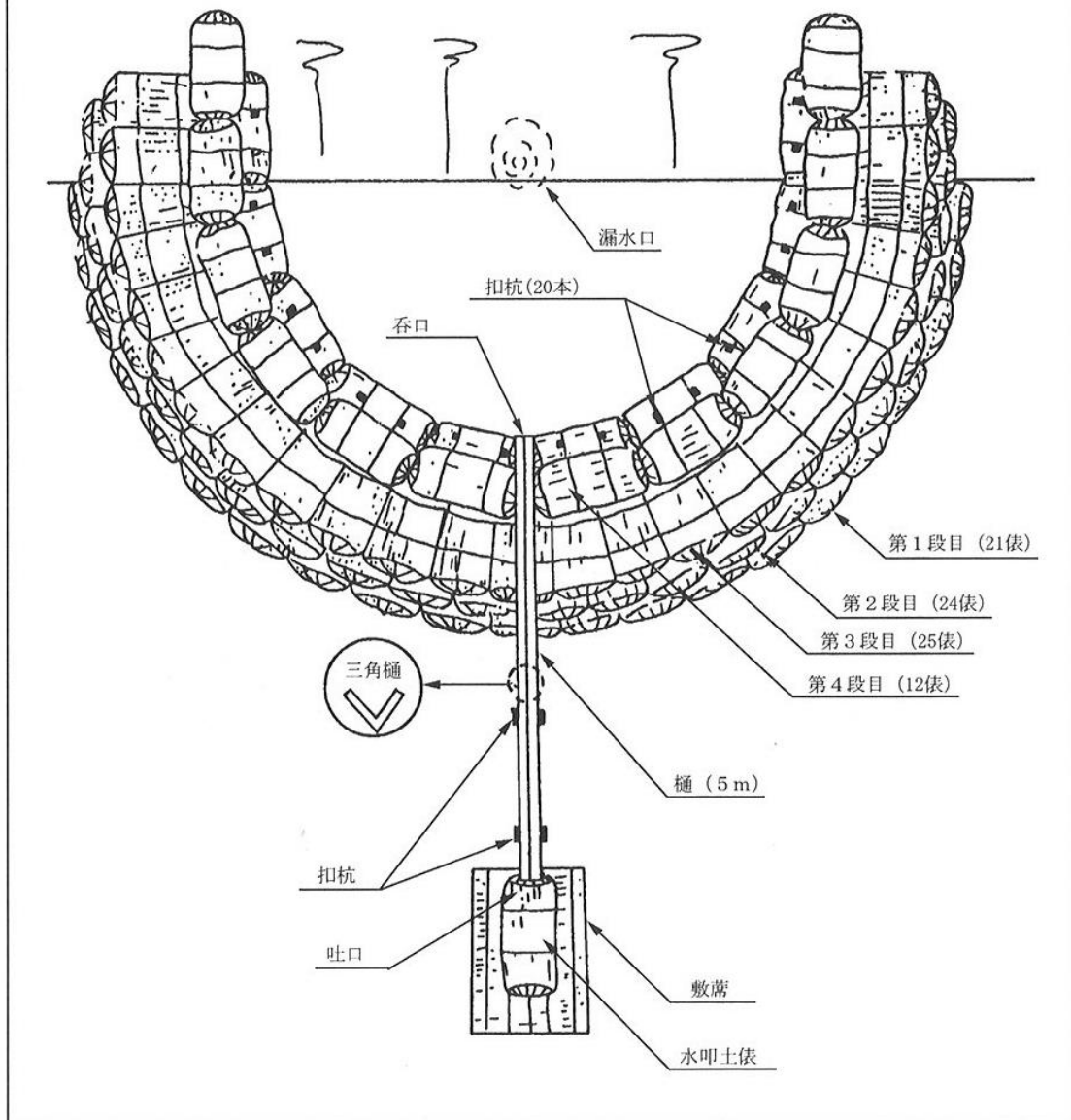


目 的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。
 拵 え 方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径 1.8 m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。





平面图 (完成)

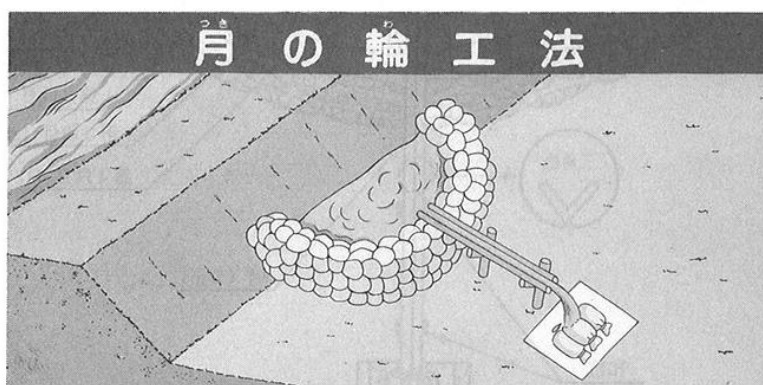


月の輪数量表（１ヶ所当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25 人	土 俵	棧 俵 付	俵	110	掛 矢	丁	2	
	杭	長 1.5m 末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m 末口 6cm	〃	4	モ ッ コ	組	4	
	蓆	0.9m×1.8m	枚	1				
	2子縄	長 2.0m	本	2				
	三角樋	長 5.0m	〃	1				
	土 砂		m ³	4				

〔土のうを使用する場合〕

作業方法は土俵の場合と同じ。



月の輪数量表〔土のう使用〕（１ヶ所当り＝半径1.5m）

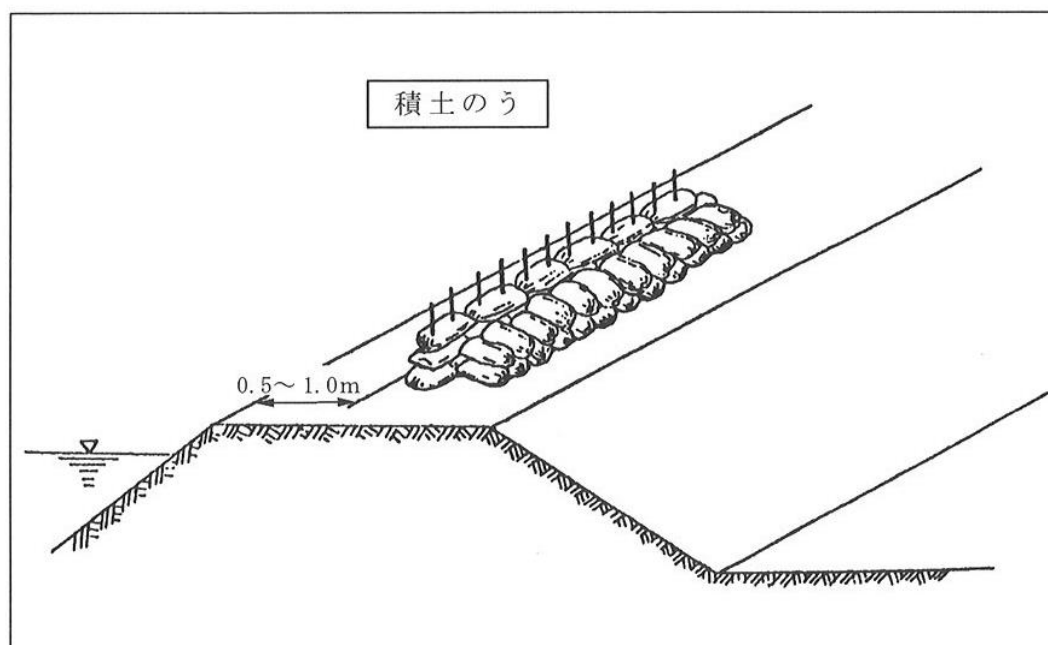
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
25 人	土 の う		袋	350	掛 矢	丁	2	水もれ防止用
	鋼 杭	長 1.2m×φ 16m/m	本	40	スコップ	〃	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モ ッ コ	組	4	
	木 杭	長 1.8m 末口 6cm	本	4				
	2 子 縄	2 m	〃	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5.0m φ 10～15cm	〃	1				
	ビ ニ ールシート	5 × 5 m	枚	1				
	土 砂		m ³	4				

⑧ 越水防止工



目的：越水防止。

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m～1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積みあげる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段に何も継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継目には土を詰めて、充分に踏み固める。



積土のう数量表（1組当り）10 m当り

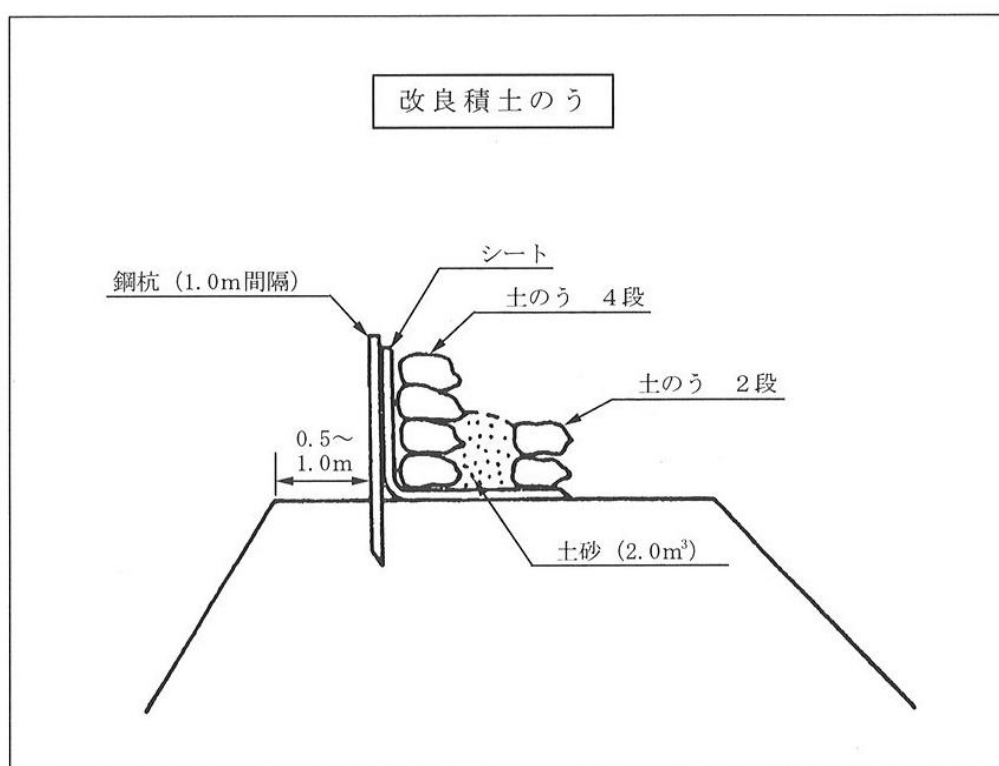
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
20 人	土のう		袋	140	掛 矢 丁	2		前3段、後2段
	鋼 杭	長 1.2 m φ 16m/m	本	40	スコップ	〃	4	1 袋当り 2 本使用
	土 砂		m ³	2	モ ッ コ 組	3		

[改良積土のう、シート使用の場合]



目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から0.5 m～ 1.0 mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1 m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表（1組当り）10 m当り

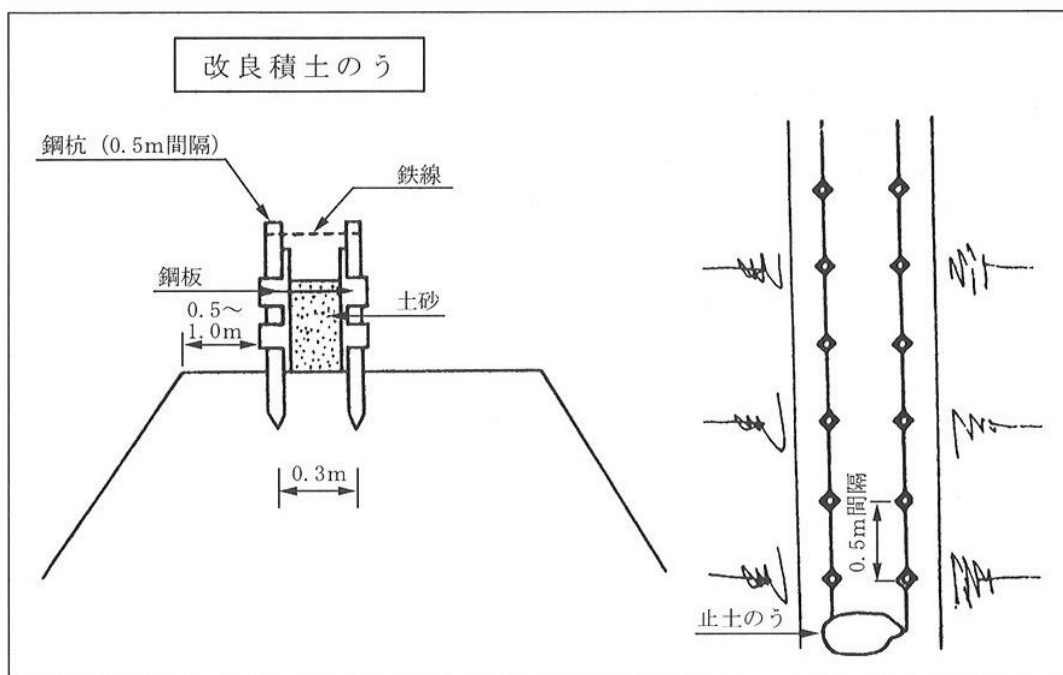
人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20 人	シート	長さ 10 m 巾 2.0 m	枚	1	掛 矢 丁		2	前3段 後2段
	鋼 杭	長さ 1.2 m φ 16m/m	本	11	スコップ	〃	4	
	土のう		袋	140	モ ッ コ	組	3	
	土 砂		m³	2				

〔改良積土のう、土留鋼板使用の場合〕



目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から0.5 m～1.0 mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱（丸パイプ）を0.5 m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて、川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



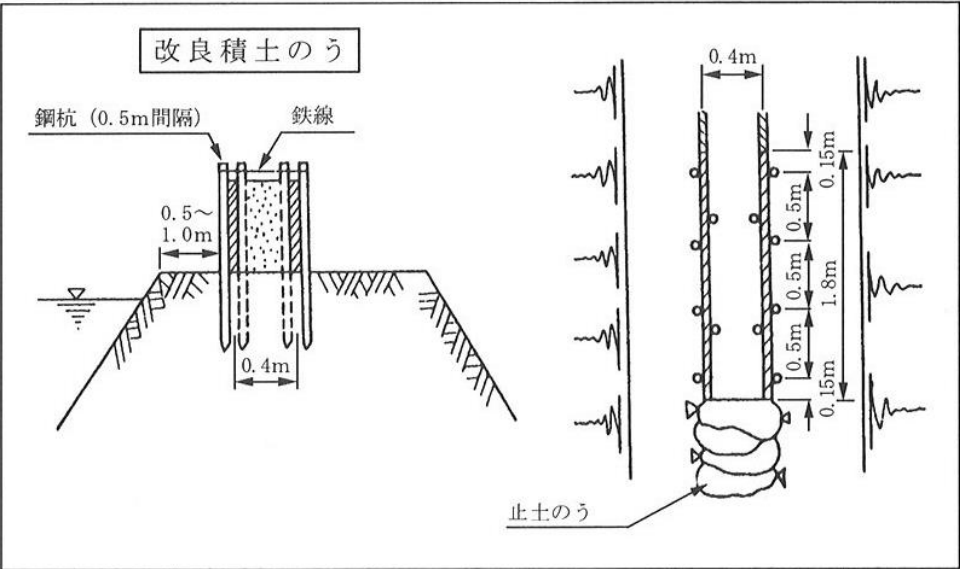
数量表（1組当たり）10 m当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20 人	土留鋼板	長さ 1.8 m 巾 43cm	枚	28	掛 矢 丁		2	
	丸パイプ	長さ 1.5 m φ 48.6m/m	本	30	スコップ	〃	4	
	鉄 線	10 # 長さ 2.0 m	〃	15	モ ッ コ	組	3	
	土 の う	1 口止用	袋	30				
	土 砂		m ³	3				

[改良積土のう、疊工法の場合]

目 的：越水防止。

拵 え 方：川表肩から 0.5 m ～ 1.0 m くらい引き下げて、土留用に疊を 0.4 m 間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



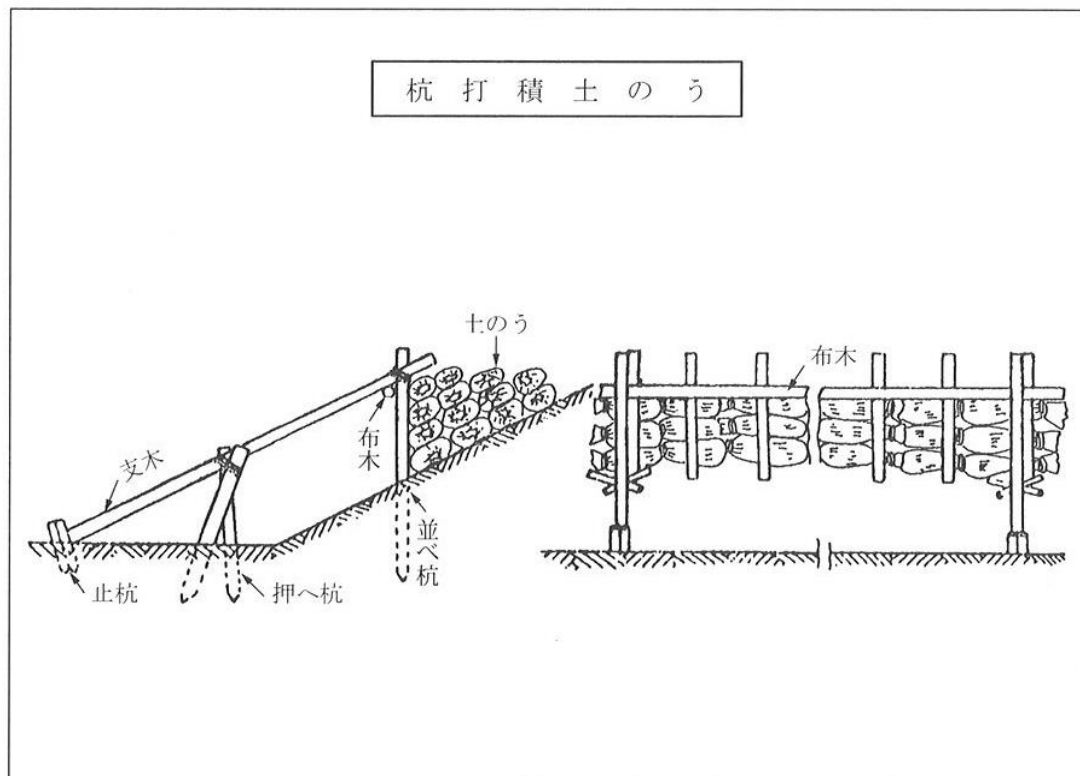
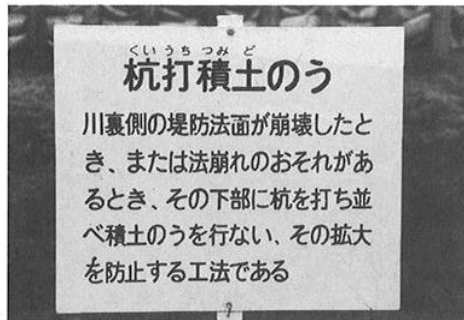
数量表（1組当り）10.8 m 当り

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単位	員数	名 称	単位	員数	
20 人	疊	長さ 1.8 m 巾 0.9 m	枚	12	掛 矢	丁	2	
	丸パイプ	長さ 2.0 m φ 48.6 mm	本	72	スコップ	〃	4	
	鉄 線	10 # 長さ 2.0 m	〃	24	モ ッ コ	組	3	
	土 の う		袋	30				
	土 砂		m ³	4				

⑨ 杭打積土のう

目 的：川裏法崩壊防止。

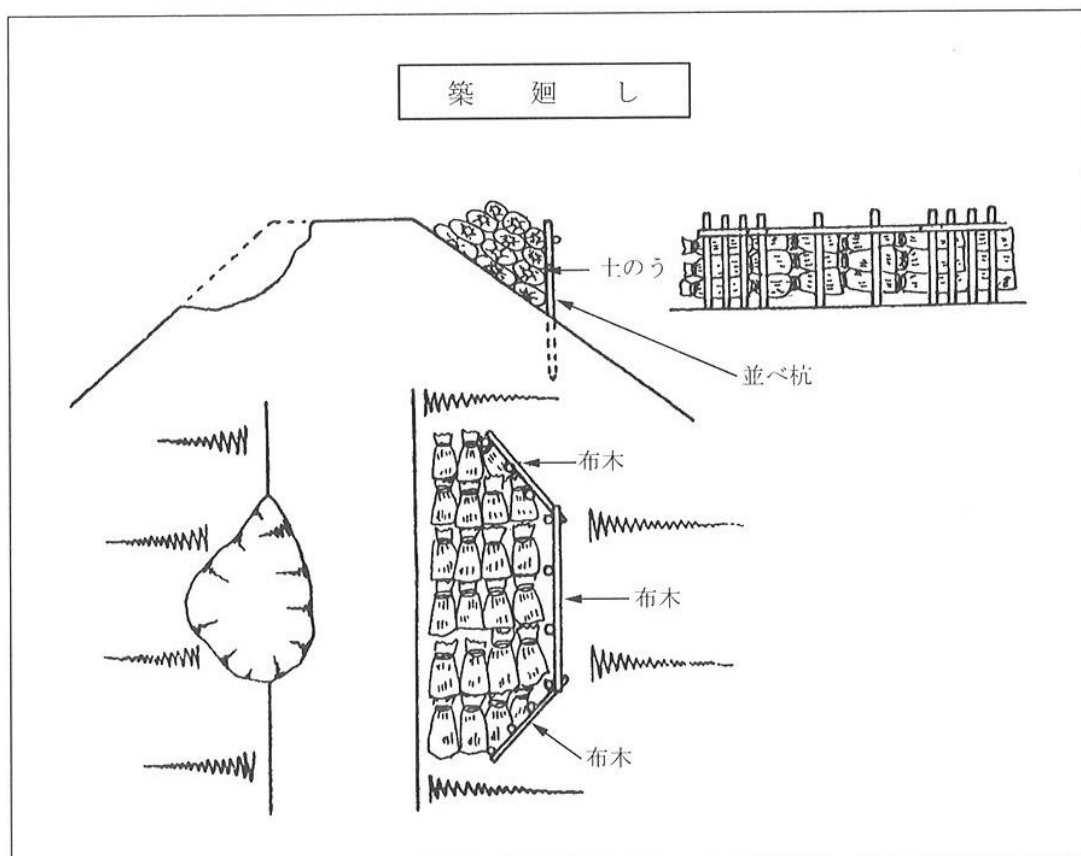
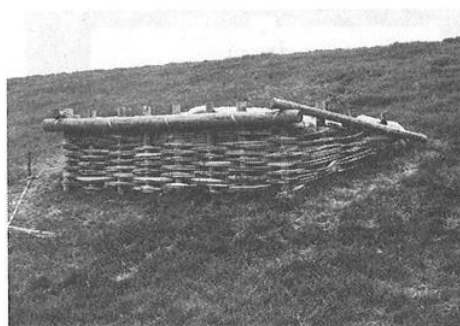
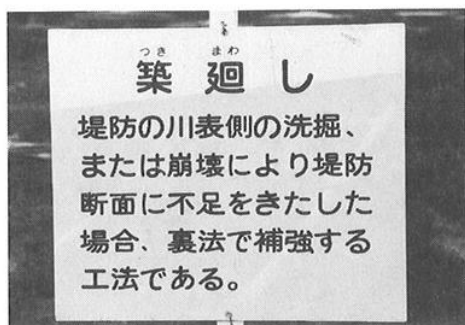
拵 え 方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長 2.5 m 内外の杭を心々 0.60 m に打ち込み上部に長 5.0 m の布木を結び付け更に長 4.0 m の支木を 3.60 m 毎に取り付ける。支えの木の中に押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。



⑩ 築 廻 し

目 的：川表の崩壊、法面の補強。

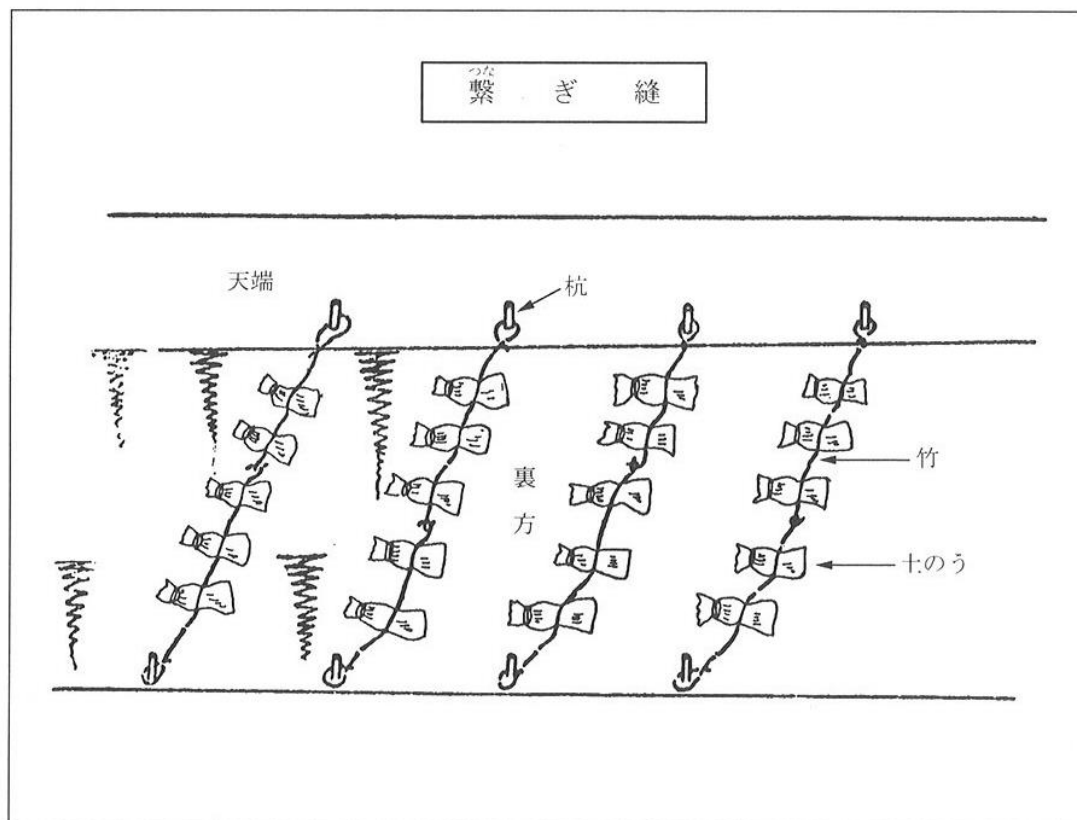
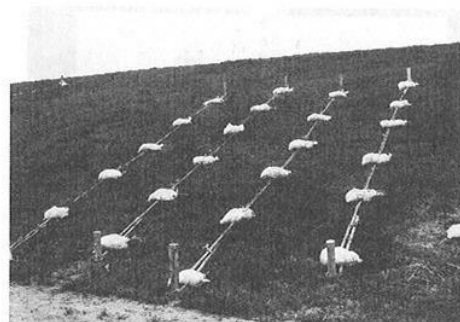
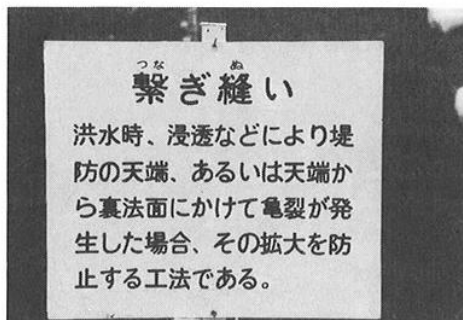
拵 え 方：心々 0.90m くらいに杭を打ち込み、竹柵（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。



⑪ 繋ぎ縫い

目的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。

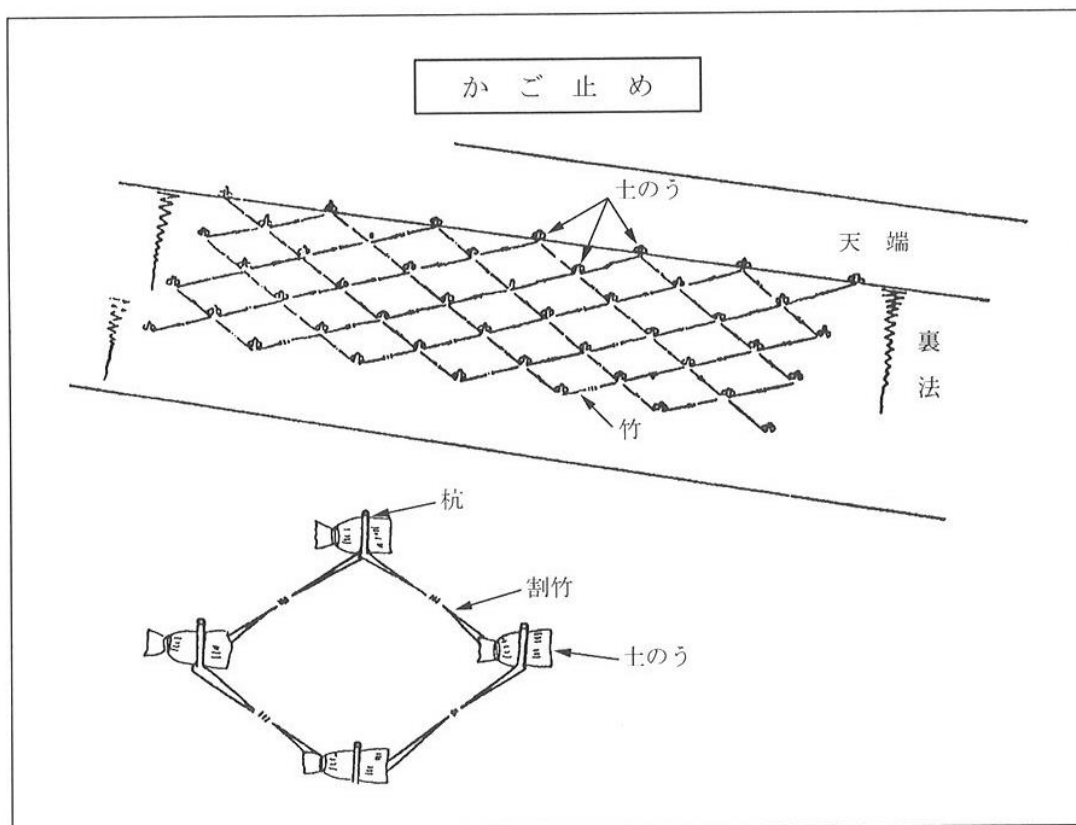
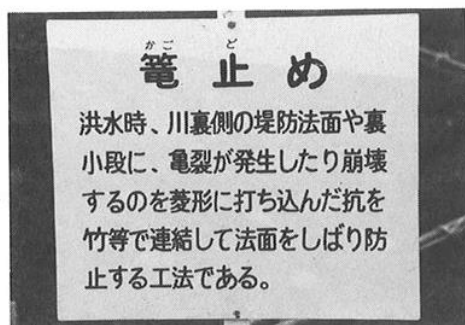
拵え方：長 1.0 m ～ 1.5 m、末口 6 cm ～ 9 cm の木を 1.0 m ～ 2.0 m 間隔に打ち込み、その杭に周 10 cm ～ 15 cm の竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛り付け、この双方の竹串を約 2.0 m の継手を残して折り曲げ引きかけて縄結び、重り土のうを取り付ける。



⑫ かご止め

目的：川裏法面亀裂崩壊防止。

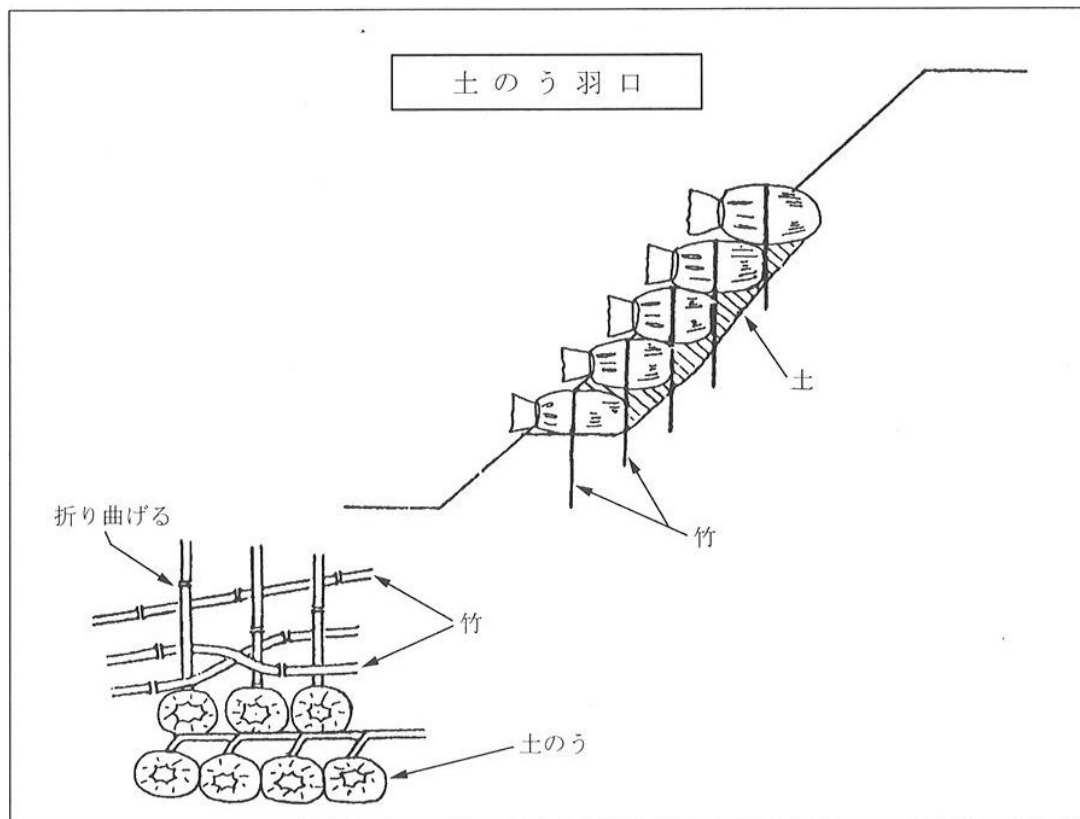
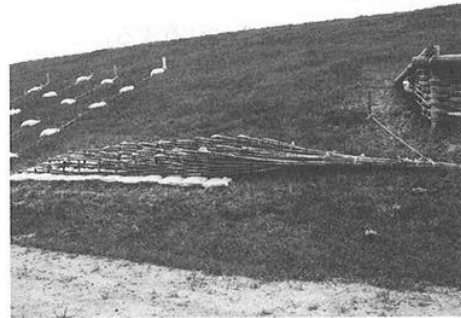
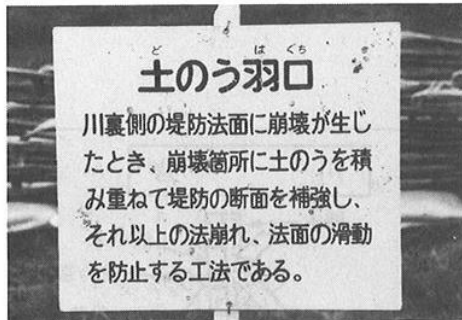
拵え方：2.0 m間隔に長 1.8 m内外の杭を打ち込み、その中間に互の目に杭を入れ斜に各々の杭に割竹で繋ぎ合せ、杭毎に重り土のうを載せる。もし堤体が軟弱な場合には敷粗朶をして重り土のうを載せる。



⑬ 土のう^{はぐち}羽口

目 的：裏法崩壊補強。

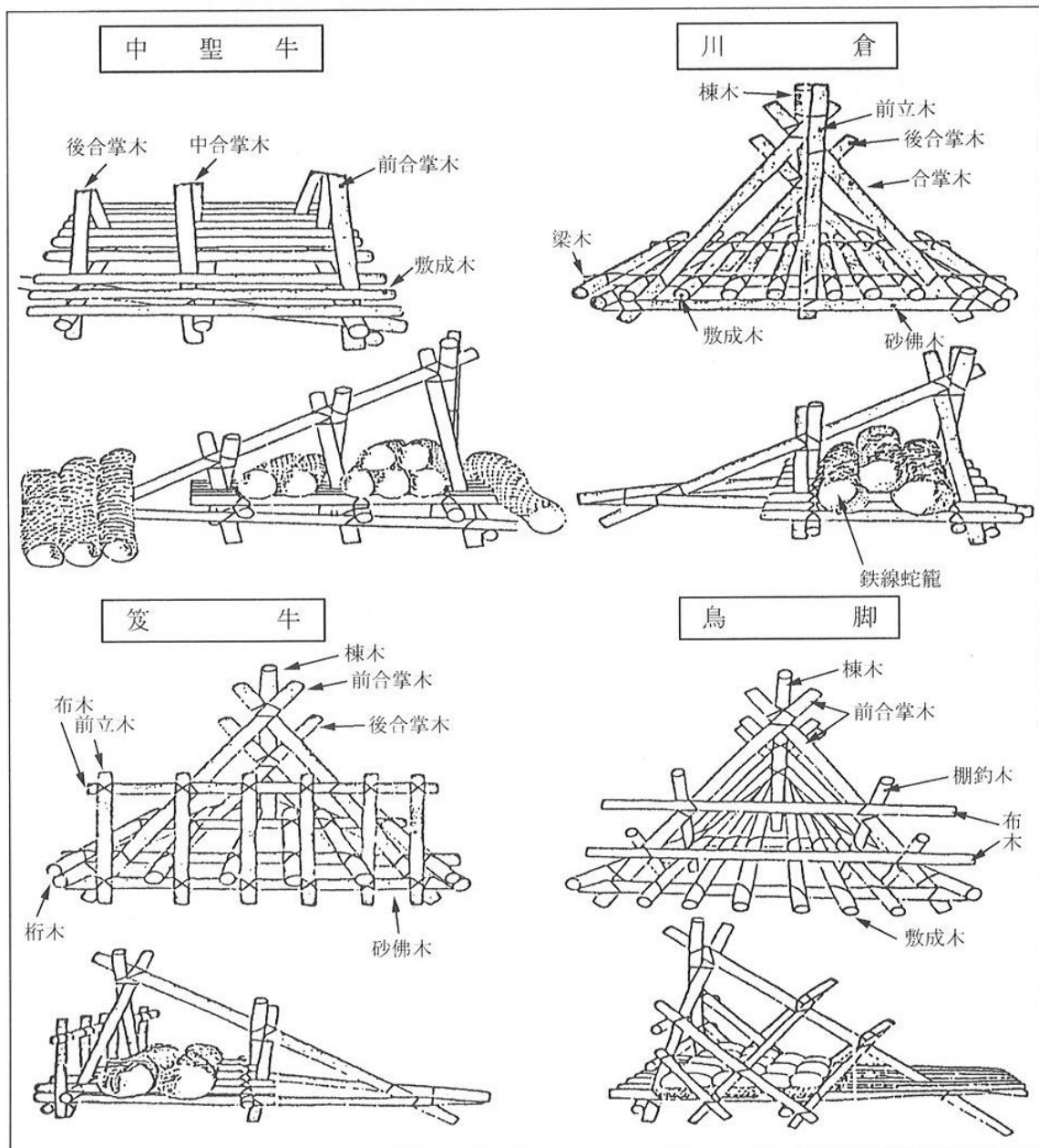
拵 え 方：土のうを小口並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に土を布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6 cm ～ 9 cm の竹を用いる。

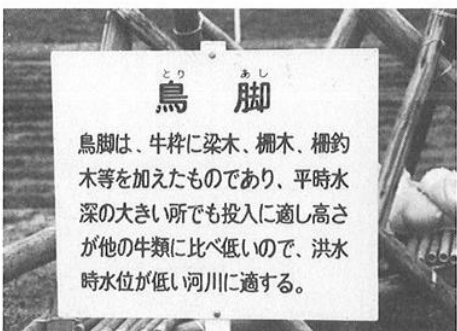
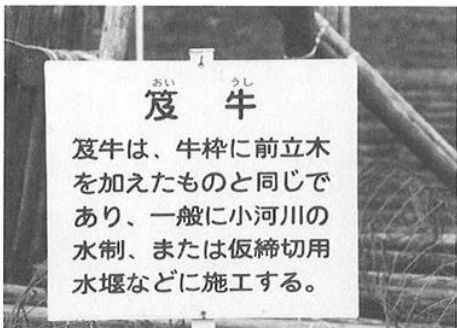
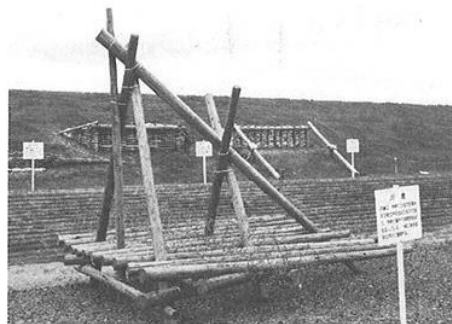
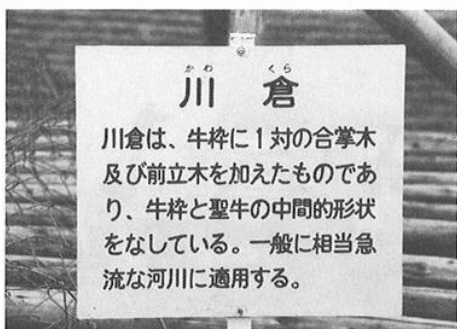
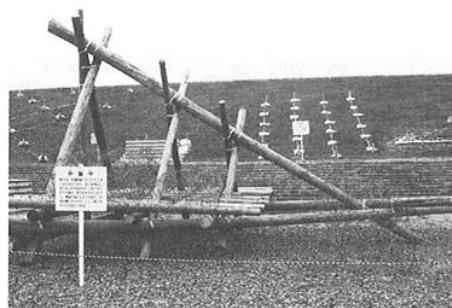
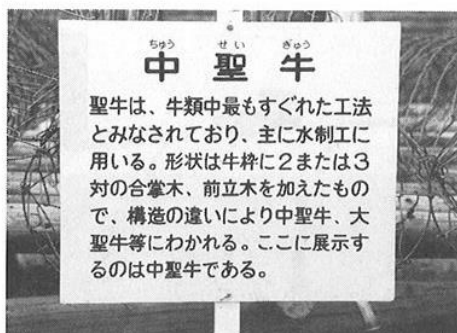


⑭ 中聖牛、川倉、笱牛および鳥脚

目的：流木の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止。

据付け方：この工法は一般に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しにを使って水当りを緩和させる場合とがある。逆出しは頭部を堤防側に置き、棟木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごから石俵を重しとして載せる。上記の枠類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置に沈設することが困難であるから、組立後要所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繫留する必要がある。なお、枠を下向に入れると逆効果となることがあるので注意する。







(水マット工)



(簡易パラペット工)



(大型土のう工)



(土のう造成機)